

§ 3. 下水道事業が市町村財政に及ぼす影響

- 平成19年以降、金利5%以上の高金利で政府系資金からの借金に関し、6.3兆円規模で、補償金免除で繰上げ償還が認められ、実質1.1兆円近い金利、利息分が軽減されています。そのうち45%は下水道債ですから、下水道事業者にとって5千億円程度もの費用負担が軽減されたことになっています。このような対処療法的な政策により、下水道事業者は、一息つける状態となっていますが、あくまで一過性のものであって、公営企業会計の見直しなどにより、財政上の問題点が明らかになるとともに、これからさらに処理区以内人口が減っていくと、支出に見合った使用料の大幅アップ、現在の2～5倍の金額まで上昇させざるを得なくなるとは思います。高齢者が増える中で可能なことなのでしょうか？

表－1 補償金免除繰上償還の実施状況(財政融資資金(旧資金運用部資金)のみ)

金額の単位は億円		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	計(延べ)
青森県	繰上償還額	222	230	118	41	15	43	669
	補償金免除額	41	68	31	12	4	9	165
	団体数	41	38	36	7	5	10	137
全 国	繰上償還額	12,852	13,255	6,191	2,068	1,279	2,617	38,262
	補償金免除額	2,471	3,652	1,443	538	288	525	8,917
	団体数	1,345	1,363	1,100	383	323	505	5,019

表－2 市町村における地方債現在高の内訳

単位 百万円 平成	一般会計等 A	公営企業 会 計 等 B	計 C	下水道債 D	B/C %	D/B %	D/C %
平成17年度	825,665	587,100	1,412,765	385,070	41.6	65.6	27.3
平成19年度	807,924	595,941	1,403,865	396,876	42.5	66.6	28.3
平成20年度	791,871	597,598	1,389,469	398,811	43.0	66.7	28.7
平成25年度	761,126	538,615	1,299,741	370,442	41.4	68.8	28.5
平成26年度	749,209	521,254	1,270,463	360,624	41.0	69.2	28.4
平成29年度	735,507	480,172	1,215,679	333,648	39.5	69.5	27.4
平成30年度	732,602	464,529	1,197,131	322,622	38.8	69.5	26.9
令和元年度	738,952	449,814	1,188,766	312,178	37.8	69.4	26.3

【数値の出所は、総務省、平成21年度以前は財政状況等一覧表、平成22年度以降は財政状況資料集】

- 下水道債は、平成20年度以降、減少する傾向が認められます。
平成20年から令和元年度まで11年間における下水道債の年平均減少額は78.76億円、このペースでは完済するまであと40年、2060年までかかる償還速度です。
- 令和元年度末の下水道債現在高：23.0兆円÷1.24億人≒18.5万円/人
(28年度19.9、29年度19.4、30年度19.0)
- 令和元年度末の地方債現在高に占める下水道現在高の割合
：23.0÷214(=192+22)≒10.7%
(28年度11.5%、29年度11.3%、30年度10.9%)

【令和元年度末下水道債現在高】

	下水道債現在高	繰出額
流域下水道事業特別会計	: 69億4,200万円 (6億6,200万円)	
40市町村の合計値：下水道事業特別会計	: 3,121億7,800万円 (184億2,300万円)	
計	: 3,191億2,000万円 (190億8,500万円)	
令和元年度末現在、青森県民1人当たり	25.2万円(1.5万円)	
(1,265,812人)←(出所は汚水処理人口普及率)		
[集合処理区域内人口1人当たり	36.0万円(2.2万円)
	(885,842人)←(出所は汚水処理人口普及率)	
	集合処理区域内接続人口1人当たり	42.9万円(2.6万円)
(744,058人)←(出所は汚水衛生処理率)		

注) 平川市、平内町、大鰐町の3市町では市町村設置型浄化槽事業が実施されていますが、その値が公表されていないことから、上記の値に含まれています。

【平成30年度末下水道債現在高】

	下水道債現在高	繰出額
流域下水道事業特別会計	: 72億1,800万円 (7億0,200万円)	
40市町村の合計値：下水道事業特別会計	: 3,226億2,200万円 (180億0,000万円)	
計	: 3,298億4,000万円 (187億0,200万円)	
平成30年度末現在、青森県民1人当たり	25.7万円(1.5万円)	
(1,287,029人)		
[集合処理区域内人口1人当たり	37.0万円(2.1万円)
	(890,691人)←(出所は汚水処理人口普及率)	
	集合処理区域内接続人口1人当たり	44.0万円(2.5万円)
(749,230人)←(出所は汚水衛生処理率)		

注) 平川市、平内町、大鰐町の3市町では市町村設置型浄化槽事業が実施されていますが、その値が公表されていないことから、上記の値に含まれています。

【平成26年度末下水道債現在高】

	下水道債現在高	繰出額
流域下水道事業特別会計	: 86億6,600万円 (7億1,200万円)	
40市町村の合計値：下水道事業特別会計	: 3,606億2,400万円 (182億3,800万円)	
計	: 3,692億9,000万円 (189億5,000万円)	
平成26年度末現在、青森県民1人当たり	27.4万円(1.4万円)	
(1,349,355人)		
[集合処理区域内人口1人当たり	41.2万円(2.1万円)
	(896,449人)←(出所は汚水処理人口普及率)	
	集合処理区域内接続人口1人当たり	50.2万円(2.6万円)
(735,165人)←(出所は汚水衛生処理率)		

注) 平川市、平内町、大鰐町の3市町では市町村設置型浄化槽事業が実施されていますが、その値が公表されていないことから、上記の値に含まれています。

表－3 市町村別の下水道事業に係わる地方債と繰出額

住民基本台帳人口 1人当たりの下水道 現在高(万円/ 人) 令和元年度		下水道債現在高/ 地方債現在高(一般 会計等+公営企業会計 等):% 令和元年度		住民基本台帳人口 1人当たりの下水道 会計への繰出額 (万円/人) 令和元年度		下水道繰出額/ 公営企業総繰出額 % 令和元年度	
六ヶ所村	55.4	六ヶ所村	57.8	佐井村	6.5	大間町	79.8
鶴田町	43.3	おいらせ町	40.1	新郷村	6.2	六ヶ所村	59.5
佐井村	40.0	板柳町	38.7	六ヶ所村	5.9	佐井村	53.1
板柳町	38.0	鶴田町	38.0	鶴田町	3.3	おいらせ町	48.7
鱒ヶ沢町	37.6	田舎館村	36.0	西目屋村	3.1	鶴田町	43.7
外ヶ浜町	36.7	佐井村	35.2	六戸町	3.1	新郷村	42.6
新郷村	35.2	六戸町	34.7	平内町	3.0	六戸町	38.8
平内町	34.7	三沢市	32.8	おいらせ町	2.9	平川市	34.6
大鰐町	32.7	青森市	32.3	東通村	2.7	藤崎町	32.0
藤崎町	31.8	八戸市	31.2	鱒ヶ沢町	2.6	田舎館村	32.0
十和田市	30.9	平内町	30.0	大間町	2.6	鱒ヶ沢町	31.6
三沢市	30.8	黒石市	28.9	外ヶ浜町	2.4	階上町	29.4
東通村	29.9	藤崎町	28.7	大鰐町	2.4	東北町	29.3
田舎館村	29.1	大鰐町	28.2	板柳町	2.3	三沢市	29.2
東北町	29.1	十和田市	27.4	つがる市	2.2	つがる市	29.1
つがる市	28.4	階上町	27.4	東北町	2.2	板柳町	27.0
おいらせ町	27.3	弘前市	26.9	藤崎町	2.0	八戸市	26.9
青森市	27.1	東北町	25.4	三沢市	1.9	むつ市	26.8
八戸市	26.7	鱒ヶ沢町	24.9	平川市	1.9	東通村	25.6
大間町	25.9	大間町	23.6	田舎館村	1.9	平内町	23.7
西目屋村	22.6	平川市	23.6	七戸町	1.8	七戸町	23.3
三戸町	22.4	新郷村	21.7	十和田市	1.7	大鰐町	23.1
弘前市	22.3	三戸町	20.1	南部町	1.7	十和田市	22.9
六戸町	21.9	つがる市	19.6	五戸町	1.6	弘前市	21.0
黒石市	19.1	外ヶ浜町	19.3	八戸市	1.5	南部町	20.8
深浦町	19.0	五戸町	19.2	深浦町	1.5	西目屋村	19.6
五戸町	18.6	南部町	18.7	むつ市	1.4	黒石市	19.1
むつ市	17.1	七戸町	18.4	黒石市	1.2	青森市	16.9
階上町	16.8	東通村	18.2	三戸町	1.2	五所川原市	15.3
南部町	16.2	むつ市	16.2	階上町	1.2	外ヶ浜町	15.2
平川市	15.9	深浦町	11.7	弘前市	1.1	深浦町	13.5
七戸町	15.7	五所川原市	10.2	青森市	0.8	五戸町	12.9
五所川原市	12.5	西目屋村	8.5	五所川原市	0.7	三戸町	10.5
横浜町	2.9	野辺地町	4.1	中泊町	0.5	中泊町	9.0
中泊町	2.6	横浜町	3.2	横浜町	0.4	横浜町	6.7
野辺地町	2.4	中泊町	2.0	野辺地町	0.2	野辺地町	4.8
今別町	0.0	今別町	0.0	今別町	0.0	今別町	0.0
蓬田村	0.0	蓬田村	0.0	蓬田村	0.0	蓬田村	0.0
風間浦村	0.0	風間浦村	0.0	風間浦村	0.0	風間浦村	0.0
田子町	0.0	田子町	0.0	田子町	0.0	田子町	0.0
40市町村	24.6	40市町村	26.3	40市町村	1.5	40市町村	23.6
H30年度	25.1	H30年度	26.9	H30年度	1.4	H30年度	23.8
H29年度	25.6	H29年度	27.4	H29年度	1.4	H29年度	23.9
H26年度	26.7	H26年度	28.4	H26年度	1.4	H26年度	24.9

【数値の出所：財政状況資料集、総務省】

- 生活と自治の2020年1月号(No. 609)における「時代の透視図」というコーナーに「下水道運営と地方財政 奇跡の村」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

医療費は高校生まで無料。学校給食は7割、人減ドッグやがん健診の費用は8割補助。低家賃の若者定住促進住宅124戸は満室。昨年度から3歳以上の保育料は無料。出生率は昨年度1.79(国平均1.42)、人口3,712人(2019年8月1日現在)。

「奇跡の村」と呼ばれる**長野県下條村は「村の予算は村民のために使う」**を着実に実現している村だ。

18年4月には、保護者の要望に応え子育て支援センター「すくすく」が開所した。県産の無垢材と明るい採光のなか、0～2歳までの未就園児が保護者に見守られて遊ぶ。建設費約8,300万円のうち5,800万円は、村が独自に使える一般財源から捻出された。管理者兼保育士の生島利子さんは「ここは子どもがのびのび遊べます。今は週2回、9時半から13時までしか開所できないのですが、保育士が確保できれば、村は利用日と利用時間を増やす予算を組むはず」と村行政への信頼を語った。

村がこれだけ住民のための施策を実現できるのは、財源が潤沢だからだ。今年度一般会計予算は約24億円。加えて、貯金である基金残高は約73億円もある。どうすればその財源が確保できるのか。この質問に、吉村義郎総務課長はこう回答した。

「25年以上をかけ、多くの経費の見直しを実現しました。例えば、できることはなるべく住民自身で行うと考えて実現したのが「建設資材支給事業」です。道路の補修など簡単な土木工事なら、作業に必要な資材や重機の燃料代を村が支給して、住民自身が行う施策なんです。業者発注に比べ4分の1の経費で済みます」。

そしてこう続けた。「**何より貢献したのは、水道事業整備の課程で、下水道ではなく合併浄化槽を選択したこと**です」。

1990年。下條村は全村に上水道を完備し、それを機に、下水の処理方法の議論に入った。当時、一般民家のトイレは汲み取り式で、台所や風呂からの生活排水は川にそのまま流していた。下水処理には、下水道、農村集落排水、合併処理浄化槽の三つの方法がある。前者二つが市街地や集落ごとに汚水を集めて処理するのに比べ、後者は各家庭に浄化槽を設置し1軒ごとに処理する方法だ。このとき、議論の責任者となったのが、村議会議長で、92年には村長に就任する伊藤喜平さんだ。伊藤さんは所期から「浄化槽で行く」との持論を展開した。

「予算です。試算の結果、下水道の建設費は45億円と分かった。下水道は国策。その施設には国が半額補助するというので、多くの自治体がそれを選択したけど、補助が出ない残りの半分は起債などで工面して30年間かけて返済しなければなりません。元利合計は45億円にもなる。これじゃ、補助金の意味がない。維持費も人件費もかかり、村予算を食い潰す。一方、浄化槽は9億円で完成すると分かった。これしかないと思ったね」

下水処理法は全国一律ではなくそれぞれの地域にあった選択があっただけでいいはずだ。伊藤さんは1年をかけて村内各地を回り、住民と膝をつき合わせた。全国で下水道が整備されるなか、住民からは「なぜ浄化槽？」と質問され、漁業協同組合からは「浄化槽の処理水はきれいじゃないだろ」と反対された。というのは、それまで衛生車で汲み取り、処理場に運んで処理していたし尿も浄化槽で処理をするからだ。伊藤さんと職員は諦めなかった。「言葉での説得は難しい。だから、初期に浄化槽を設置した家庭の排水のB

ODデータ(水の汚染度を示す指標の一つ)を測り、数字できれいな水だと示した。そうすると納得してね」(伊藤さん)。

2018年度末まで、村では全村の96%をカバーする1,022基の浄化槽が設置された。村が心がけたのは村民の低負担だ。

総事業費は約9億2千万円。国と県の補助金約4億7千万円が入ったが、村はさらに約2億6千万円を負担。残りの約1億9千万円を設置数で割ると**1世帯の建設費負担は18万円**に収まった。さらに、アフターケアである水質検査も村が全額補助、保守点検も4分の3を、汚泥抜き取りも半額補助。**1世帯は年間約2万5千円の負担**をするだけだ。

もし村が下水道を選択していたら、建設費だけでも起債の償還を入れると約70億円はかかったはずで、「今の奇跡の村はなかったはず」と吉村課長は明言した。

では、下水道を選択した自治体の財政状況はどうなるのだろうか。この疑問に「下水道施設の更新が本格化するあと10年から15年で、自治体の財政破綻か、住民サービスの劣化が始まる」というのは、岩手県中部水道企業団の菊池明敏参与だ。

・・・略・・・

実際、その返済のために、住民サービスにかかる事業経費を削減せざるを得なかったのが**和歌山市**だ。市では06年に下水道収支が**110億円の赤字**となったことで、病院での高齢者への食費補助を廃止し乳幼児や母子家庭への助成も半減、保育料も値上げした。

国土交通省は、下水道事業など所管のインフラの維持管理・更新費は、33年度には13年度の最大1.5倍になると推計している。だが、菊池さんは「どの自治体も危機意識が極めて薄い」という。総務省は、全自治体に下水道事業への企業会計の導入を指導したが、人口3万人未満の地方公共団体では、18年4月1日時点での適用率は約25%に過ぎない。下水道事業は今後、多くの自治体に財政逼迫という現実を招く恐れがある。この逃げられない現実での自治体の課題は、地域の特性(地理条件、財政、人口など)にあった下水処理運営をどう形成していくかにある。

例えば、**栃木県塩谷町**では05年から10年の5ヵ年で30億円の歳出削減を計画した。そのためには、22億円もかかる下水道事業を中止し浄化槽推進に切り替えた。

また、**神奈川県秦野市**は、11年1月、原則として開発行為を行わない「市外化調整区域」での下水道整備に多額の費用がかかることを市民の公表。同時に「市街化区域」での下水道施設(水処理施設や汚泥濃縮設備など)の削減案も公表し、パブリックコメントで市民の意見を求めた。その結果、市は今、市外化調整区域では合併浄化槽を設置し、市街化区域ではコンパクトにした下水処理を実現している。これが実現できたのは、**市に下水道運営へ危機感があったから**。

菊池さんが所属する岩手県中部水道企業団は、2市1町の上水道を広域化したことで、徹底した施設削減を行い廉価な水道水の維持に成功したが、自治体が今なすべきことは、どの事業にもコスト感覚を持って望むことだと菊池さんは主張する。

「下水道運営の赤字で住民サービスが劣化するのは本末転倒。次の世代に『ツケ』を回さないためにも、自治体と住民は下水道運営に目を向けるべきです」。

それを始めるのは今しかない。

(1) 下水道事業の簡易将来推計

【出典：(株)日本政策投資銀行、下水道事業の経営課題と将来予測、2019年4月】

- 下水道事業は上水道に比べても複層的な課題を抱えている。具体的には、①人口減少、②未普及人口への対応、③設備の老朽化・更新への対応、④財源構造、⑤事業者数の多さ、⑥職員減少・高齢化と技術承継、⑦災害対策、⑧下水道資源の有効活用が大きな課題となっている。

これらの課題は、端的には下水道使用料の引き上げに伴う市民負担の増加という形で将来的に顕在化していくことが予想される。

- 簡易将来推計の方法

現状の運営体制・設備規模が継続したものと想定した場合において、将来的な人口減少、管路改善率の適正水準への引き上げを勘案し、

【推計①】設備投資に係る国庫補助率(建設改良費に占める国庫(県)補助金の割合)が現状程度に維持される場合、及び

【推計②】国庫補助額(建設改良に充当される国庫(県)補助金の額)が現状並みに推移すると仮定した場合に、

下水道使用料がどのように推移するのかについて、キャッシュフローモデルに基づき推計した。推計に当たっては、地方公営企業年鑑(2015年度版)のデータを用い、都市規模に応じた相違を確認するため、①全国、②政令指定都市(東京都は含まない)、③人口20万人以上の都市(東京都・政令市を除く)、④人口5万人未満の都市のそれぞれについて、推計した。

- 推計結果の概要(数字は全国平均の値を記載)

① 【推計①】現状の国庫補助率を維持し、管路改善率を適正水準に引き上げた場合、国庫負担^{*1}は2015年比約3.1倍の水準を継続する必要がある、市町村負担^{*2}は30年後には同1.7倍、50年後には同2.1倍となる。また下水道使用料は、30年後には約1.7倍、50年後には約2.2倍の水準の引き上げる必要がある。

② 【推計②】国庫補助額が現状並みで推移し、管路改善率を適正水準に引き上げた場合、2019年度(4年後)頃から下水道使用料を毎年2～3%程度継続的に引き上げる必要がある、30年後には2015年度比約2.3倍、50年後には同約3.3倍の水準まで値上げが必要と想定される。

③ 必要な公費負担額及び値上げの幅は、一般的に人口規模が小さい都市ほど大きい^{*3}。

※1：必要な国庫補助金の額とし、地方交付税措置に伴う負担の移転は考慮しない。

※2：雨水処理負担金等、一般会計繰入金が必要額

※3：ただし、人口規模が小さい都市ほど施設が新しい傾向にあり、早急な値上げの必要性は低いものと思慮される。

- また、推計結果より、以下の示唆を得られた。

① 国や地方公共団体の財政的制約等を鑑みるに、公費に依存した運営のまま適切な設備更新を行っていくことは困難であること。

② 現状並みの国庫補助率が維持されるか否かにかかわらず、中長期的には下水道使用

料の値上げが不可避であること。

- ③ 人口規模が小さい都市ほど、将来の絵姿は深刻であり、喫緊の更新投資が必要でない現段階から、広域化・共同化の検討やアセットマネジメントに関する長期的・計画的な取組みを行っていく必要があること。

		基準は2015年度	2045年	2065年
推計① 国庫補助率が現状 並みに維持された場合	全 国	必要使用料収入 使用料単価(円/m ³) 市町村負担金 国費負担金	約1.5倍 226(約1.7倍) 約1.7倍	約1.7倍 303(約2.2倍) 約2.1倍
	政令指定都市 (東京都を除く)	必要使用料収入 使用料単価(円/m ³) 市町村負担金 国費負担金	約1.3倍 188(約1.4倍) 約1.7倍	約1.4倍 223(約1.7倍) 約2.1倍
	人口20万人以上 の都市 (東京都・政 令市を除く)	必要使用料収入 使用料単価(円/m ³) 市町村負担金 国費負担金	約1.8倍 293(約2.1倍) 約1.6倍	約2.1倍 416(約3.0倍) 約2.1倍
	人口5万人 未満の都市	必要使用料収入 使用料単価(円/m ³) 市町村負担金 国費負担金	約2.4倍 553(約3.4倍) 約1.2倍	約3.1倍 966(約6.0倍) 約1.4倍
推計② 国庫補助額 が現状 並みに維持された場合	全 国	必要使用料収入 使用料単価(円/m ³) 市町村負担金 国費負担金	約2.0倍 316(約2.3倍) 約1.7倍	約2.4倍 454(約3.3倍) 約2.1倍
	政令指定都市 (東京都を除く)	必要使用料収入 使用料単価(円/m ³) 市町村負担金 国費負担金	約1.8倍 268(約2.0倍) 約1.7倍	約2.1倍 349(約2.6倍) 約2.2倍
	人口20万人以上 の都市 (東京都・政 令市を除く)	必要使用料収入 使用料単価(円/m ³) 市町村負担金 国費負担金	約2.5倍 410(約3.0倍) 約1.6倍	約4.4倍 613(約4.4倍) 約2.1倍
	人口5万人 未満の都市	必要使用料収入 使用料単価(円/m ³) 市町村負担金 国費負担金	約3.6倍 833(約5.1倍) 約1.2倍	約4.8倍 1,506(約9.3倍) 約1.4倍

※：2015年の使用料単価(円/m³)：全国は137、政令指定都市は134、人口20万人以上の都市は138、人口5万人未満の都市は162です。

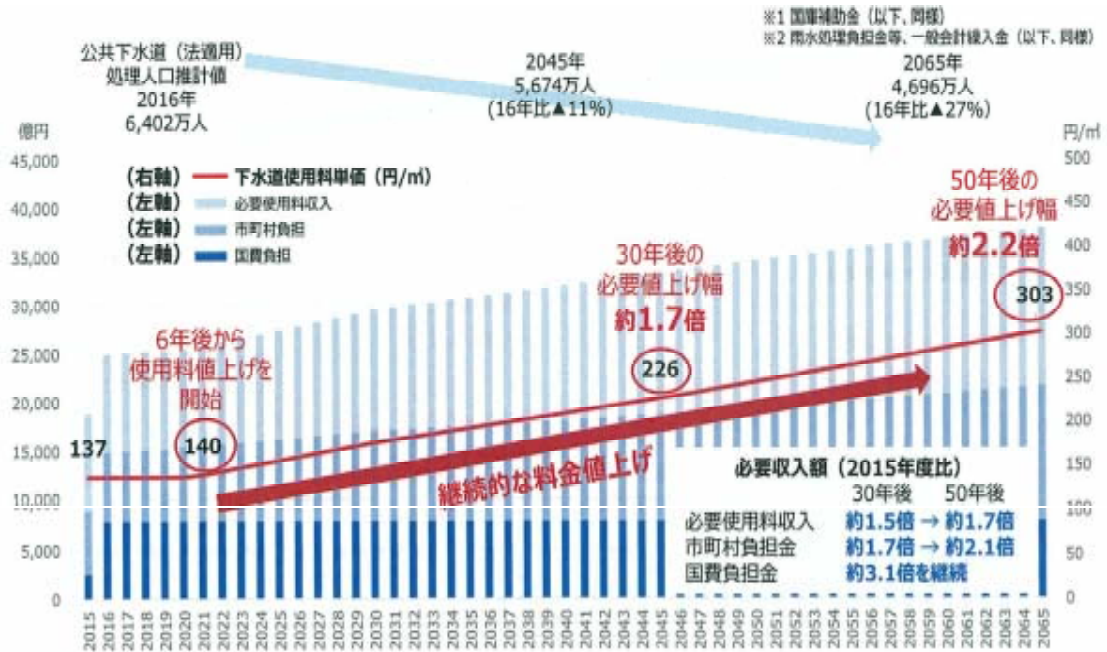
筆者の追記(数値の出典は下水道協会誌 Vol. 55、No. 666、p. 56の図－7、2018/04)

平成27年度の国庫補助額：5,149億円(建設改良費等※14,880億円の34.6%)

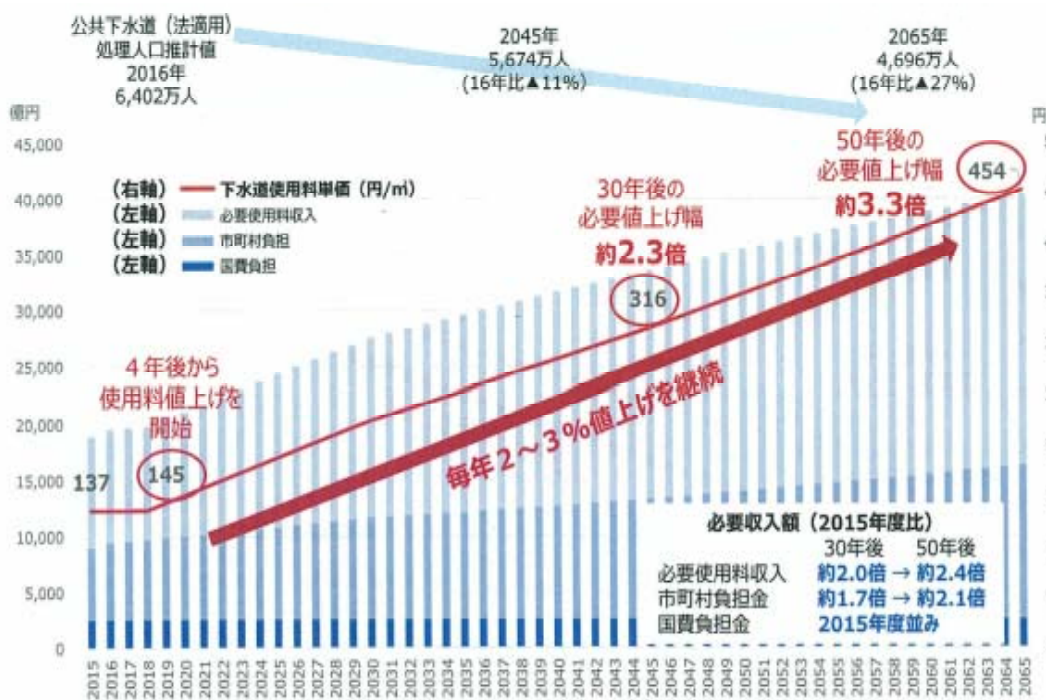
都道府県補助金：21億円(0.1%)

※(建設改良費14,149億円+建設利息15億円+職員給与費715億円=14,880億円)

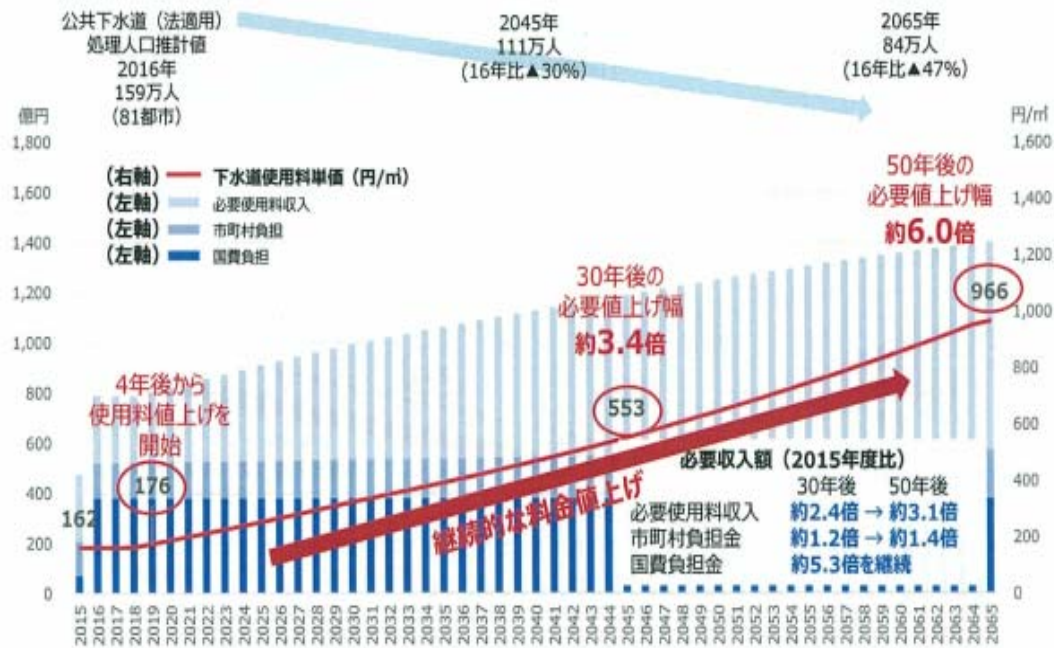
全国【推計①：補助率を維持】



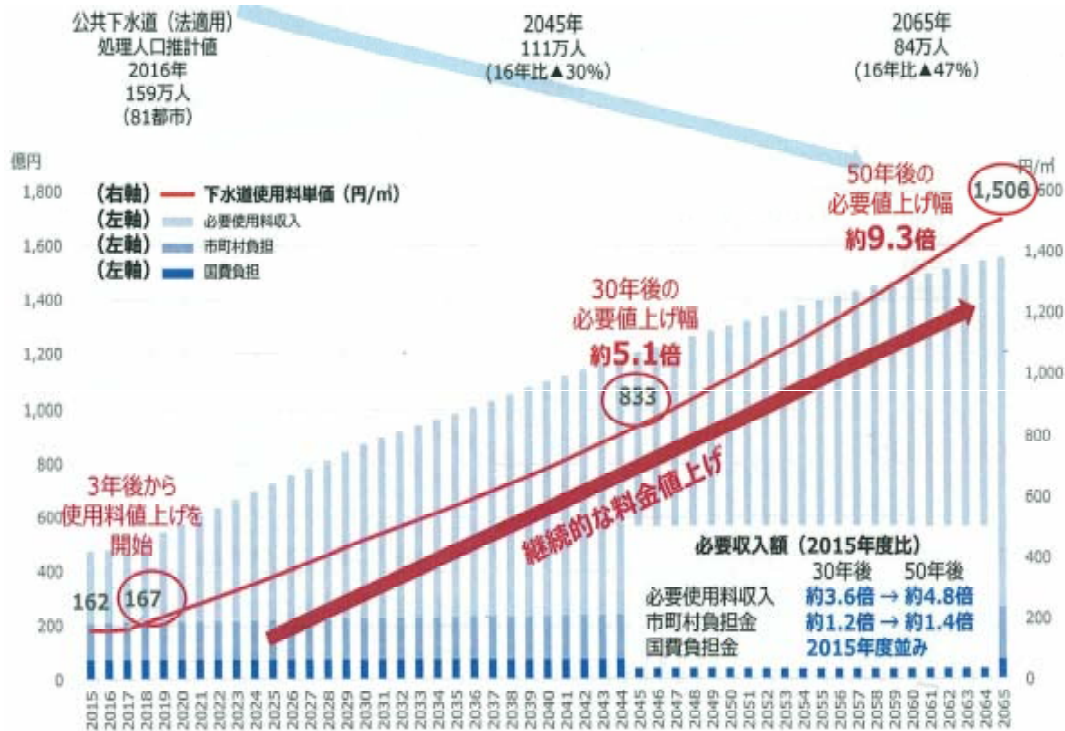
全国【推計②：補助額を維持】



人口5万人未満の都市【推計①：補助率を維持】



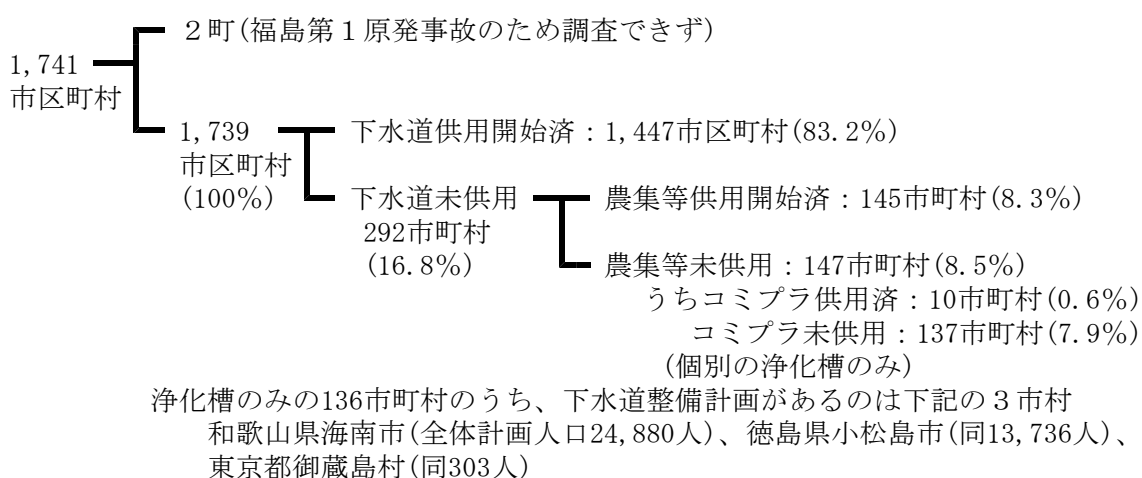
人口5万人未満の都市【推計②：補助額を維持】



表－4 都市規模別、下水道施設の整備状況(令和2年度末)

都市規模	自治体数	住民基本台帳人口 人 (%)	下水処理人口 人 (%)	下水供用 済自治体数
50万人以上～	35市区	36,948,151 (29.3)	35,490,584 (35.1)	35市区
30万人以上～	50市区	19,368,667 (15.3)	16,920,349 (16.7)	50市区
10万人以上～	198市区	32,548,666 (25.8)	26,515,500 (26.2)	198市区
5万人以上～	250市区町	17,521,740 (13.9)	11,733,149 (11.6)	247市区町
～5万人未満	1,206市町村	19,927,564 (15.8)	10,565,975 (10.4)	917市町村
計	1,739市区町村	126,314,788(100.0)	101,225,557(100.0)	1,447市区町村

【数値の出所は3省共同発表の令和2年度末汚水処理人口普及率】



図－1 令和2年度末における集合処理施設の供用状況

【数値の出所は3省共同発表の令和2年度末汚水処理人口普及率】

表－5 下水道事業の決算概要

単位：億円

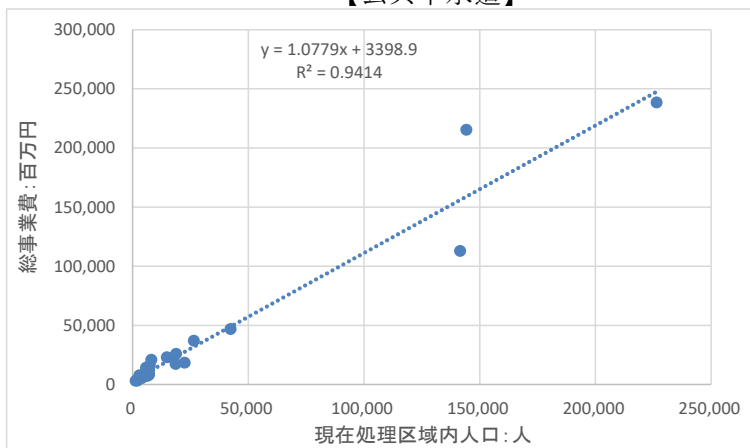
	平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
建設投資額	15,497	15,573	15,505	15,699	15,656	16,220
企業債現在高	280,873	263,912	255,293	246,794	238,157	230,144
料金収入	15,095	15,319	15,434	15,567	15,537	15,367
他会計繰入金	17,925	17,947	17,514	17,408	17,273	16,978
※1	48.4%	42.4%	42.2%	41.1%	41.3%	39.6%

※1：総収益に対する料金収入の割合

【数値の出所は総務省の各年度における「地方公営企業決算の概要」】

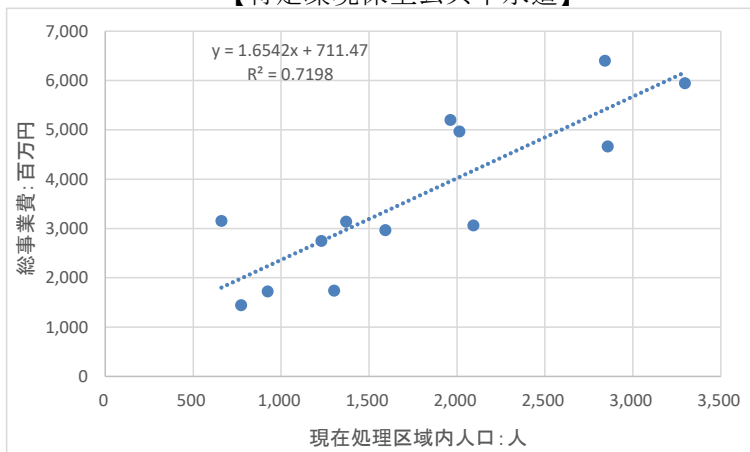
(2) 集合処理施設における処理区域内人口と総事業費の関係

【公共下水道】



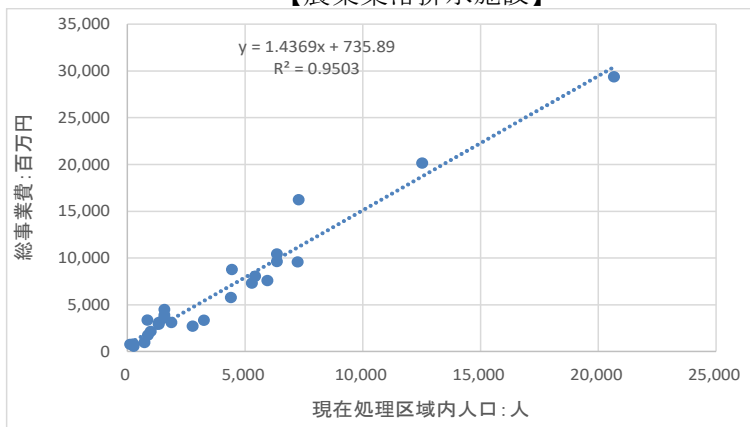
処理区域内人口：
1,354人(外ヶ浜町)
～226,381人(青森市)
総事業費：
31.60億円(外ヶ浜町)
～2,385.26億円(青森市)
27事業体
加重平均：120万円/人
($\approx 897,809/747,815$)

【特定環境保全公共下水道】



処理区域内人口：
660人(東通村)
～3,296人(むつ市)
総事業費：
1,446百万円(五所川原市)
～6,401百万円(大間町)
13事業体(県と十和田市除く)
加重平均：206万円/人
($\approx 47,147/22,910$)

【農業集落排水施設】



処理区域内人口：
115人(黒石市)
～20,661人(弘前市)
総事業費：
562百万円(新郷村)
～29,359百万円(弘前市)
26事業体
加重平均：162万円/人
($\approx 170,322/105,222$)

【数値の出所：総務省、令和元年度版地方公営企業年鑑】

処理区域内人口(X)と総事業費(Y)における相関式 ($Y = A * X + B$)

青森県、令和元年度	A(万円/人)	B(百万円)	相関係数 ²	事業体数
公共下水道	107.7	3,398	0.941	27
特定環境保全公共下水道	165.4	711.4	0.719	13(県と十和田市除く)
農業集落排水施設	143.6	735.8	0.950	26

図-2 処理区域内人口と総事業費の関係(令和元年度)

表－6 集合処理施設整備事業における総事業費の内訳

令和元年度 青森県	総事業費 億円	国庫補助	企業債	受益者 負担金	その他
流域下水道 割合：%	1,229 100.0	672 54.7	212 17.2	0 0	※1 345 28.1
公共下水道 割合：%	8,978 100.0	2,986 33.3	4,892 54.5	219 2.4	880 9.8
特環下水道 割合：%	721 100.0	261 36.2	293 40.6	3 0.4	164 22.7
農業集落排水 割合：%	1,703 100.0	661 38.8	749 44.0	11 0.6	282 16.6
漁業集落排水等※2 割合：%	240 100.0	110 45.8	77 32.1	0.3 0.1	52 21.7
合計 割合：%	12,871 100.0	4,690 36.4	6,223 48.3	233 1.8	1,723 13.4
平成30年度 合計 割合：%	12,728 100.0	4,638 36.4	6,147 48.3	232 1.8	1,711 13.4
R01－H30	143	52	76	1	12

令和元年度 青森県	総事業費 億円	管渠費	ポンプ場 費	処理場費	流域下水道 建設負担金	その他
流域下水道 割合：%	1,229 100.0	412 33.5	157 12.8	587 47.8	0 0	73 5.9
公共下水道 割合：%	8,978 100.0	6,312 70.3	605 6.7	1,635 18.2	269 3.0	157 1.7
特環下水道 割合：%	721 100.0	380 52.7	17 2.4	259 35.9	0 0	66 9.2
農業集落 割合：%	1,703 100.0	1,127 66.2	8 0.5	450 26.4	0 0	118 6.9
漁業集落等 割合：%	240 100.0	131 54.6	1 0.4	81 33.8	0 0	27 11.3
合計 割合：%	12,871 100.0	8,362 65.0	788 6.1	3,012 23.4	269 2.1	441 3.4
H30 合計 割合：%	12,728 100.0	8,278 65.0	786 6.2	2,966 23.3	266 2.1	431 3.4
R01－H30	143	84	2	46	3	10

※1：流域下水道建設負担金273とその他72の合計

※2：漁業集落排水等とは漁業集落(8事業体)と簡易排水(1事業体)と小規模集合(2事業体)の合計【数値の出所：総務省、令和元年度版地方公営企業年鑑】

- 現在処理区内人口：公共下水道は747,815(前年度752,617)人
 特環下水道は 23,301(23,849)人
 農業集落は 105,222(107,414)人
 漁業集落等は 9,589(8,911)人
 4事業の合計は**885,927**(892,791)人 **前年度に比べ6,864人減**
- 現在処理区域内人口1人当たりの集合処理施設の総事業費：145万円
 前年度：143万円

国庫補助：52.9万円、企業債：70.2万円、受益者負担：2.6万円、その他：19.4万円
 前年度 51.9 68.9 2.6 19.2

- 十和田市、平川市、平内町、大鰐町で実施している特定地域生活排水処理事業では、
 現在処理区域内人口1人当たりの総事業費：23.9万円(≒11.43億円/4,781人)
 前年度：23.0万円(≒10.92億円/4,745人)

国庫補助：7.2万円、企業債：13.1万円、受益者負担：1.8万円、その他：1.8万円
 前年度 6.9 12.6 1.8 1.7

(3) 集合処理施設整備事業における地方債現在高の推移

表－7 公共下水道事業における地方債現在高の推移 (単位：百万円)

公 共 下 水 道	平成20年	平成29年	平成30年	令和元年	(A-D)		D/E 年	供用開始 後年
	度 A	度 B	度 C	度 D	/11	E		
平川市	8,105	3,905	3,486	3,119		453	7	30
六戸町	3,230	1,953	1,809	1,679		141	12	26
七戸町	1,823	1,166	1,094	1,068		69	16	18
田舎館村	3,371	2,357	2,232	2,091		116	18	32
弘前市	46,822	33,199	31,222	29,286		1,594	18	47 ①
おいらせ町	9,283	7,189	6,746	6,287		272	23	28 ②
黒石市	8,912	6,664	6,380	6,080		257	24	31 ③
鶴田町	3,705	2,976	2,797	2,606		100	26	21 ④
藤崎町	3,510	2,618	2,588	2,561		86	30	33 ⑤
五所川原市	7,938	6,041	5,964	5,835		191	31	36 ⑥
大鰐町	3,833	3,119	2,979	2,850		89	32	21 ⑦
三沢市	12,429	10,556	10,242	10,047		217	46	25 ⑧
十和田市	16,551	14,296	13,912	13,590		269	50	40 ⑨
青森市	87,948	77,867	75,576	73,347		1,327	55	54 ⑩
鱒ヶ沢町	2,951	2,584	2,571	2,575		34	75	18 ⑪
八戸市	65,488	61,156	59,906	58,839		604	97	42 ⑫
五戸町	2,788	2,654	2,596	2,526		24	106	19 ⑬
板柳町	3,345	3,237	3,177	3,136		19	165	23 ⑭
外ヶ浜町	0	1,149	1,132	1,125		3.4	331	8 ⑮
むつ市	7,933	7,716	7,668	7,721		19	401	17 ⑯
三戸町	0	2,290	2,281	2,220		1.2	1,850	10 ⑰
東北町	4,457	4,653	4,548	4,449		1	5,514	19 ⑱
つがる市	3,660	3,892	3,877	3,874		-19	-199	22 ⑲
階上町	0	2,048	2,058	2,073		-20	-104	11 ⑳
六ヶ所村	3,428	4,570	4,489	4,430		-91	-49	18 ㉑
平内町	1,649	2,177	2,210	2,254		-55	-41	14 ㉒
南部町	0	1,414	1,438	1,458		-49	-30	9 ㉓
27事業体	313,159	273,444	264,980	257,128		5,094	50	

外ヶ浜町、三戸町、階上町のEは供用開始からの年平均

【数値は各年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より引用】

表－8 特定環境保全公共下水道事業における地方債現在高の推移(単位：百万円)

特 環 下 水 道	平成20年	平成29年	平成30年	令和元年	(A-D)		D/E 年	供用開始 後年
	度 A	度 B	度 C	度 D	/11	E		
深浦町	676	323	301	281		36	8	17
平川市	1,204	656	602	552		59	9	20
五所川原市	536	286	271	255		26	10	18

六ヶ所村	1,598	988	913	840	69	12	18
七戸町	1,736	1,070	994	941	72	13	18
青森県	3,973	2,506	2,343	2,173	164	13	29
新郷村	1,240	868	798	726	47	16	22
むつ市	3,113	2,151	2,038	1,885	112	17	20
つがる市	1,408	1,044	993	942	42	22	17
佐井村	895	709	660	608	26	23	13
東通村	915	687	660	632	26	25	18
外ヶ浜町	1,248	1,110	1,072	1,028	20	52	15 ①
大間町	1,248	1,391	1,380	1,352	-9	-143	16 ②
十和田市	565	648	655	630	-6	-106	29 ③
弘前市	759	851	996	1,671	-83	-20	30 ④
15事業体	21,113	15,288	14,678	14,516	600	24	

【数値は各年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より引用】

表－9 農業集落排水事業における地方債現在高の推移 (単位：百万円)

	平成20年	平成29年	平成30年	令和元年	(A-D)		D/E 年	供用開始 後年
	度 A	度 B	度 C	度 D	/11	E		
中泊町	385	207	184	161	20	8	23	
新郷村	292	158	141	124	15	8	18	
六ヶ所村	782	425	381	336	41	8	26	
平川市	2,864	1,566	1,414	1,263	146	9	27	
六戸町	1,537	874	809	722	74	10	24	
西目屋村	641	372	338	307	30	10	33	
南部町	2,935	1,708	1,560	1,428	137	10	22	
五戸町	1,197	732	680	623	52	12	34	
八戸市	3,188	2,007	1,855	1,706	135	13	27	
黒石市	188	122	113	104	8	14	23	
七戸町	723	455	428	402	29	14	17	
おいらせ町	975	605	562	546	39	14	20	
十和田市	6,940	4,485	4,227	3,951	272	15	30	
五所川原市	785	524	497	467	29	16	32	
横浜町	208	153	136	127	7	17	23	
平内町	1,042	749	697	643	36	18	24	
藤崎町	3,493	2,426	2,311	2,192	118	19	31	
つがる市	6,618	4,703	4,461	4,244	216	20	34 ①	
鱒ヶ沢町	1,642	1,200	1,139	1,076	51	21	25	
弘前市	10,310	7,197	7,114	6,839	316	22	31 ②	
東北町	872	627	608	584	26	22	24	
田舎館村	247	181	173	166	7	23	25	
青森市	3,679	2,740	2,615	2,488	108	23	25	
三沢市	2,190	2,226	2,102	1,977	19	102	20 ③	
板柳町	2,108	2,158	2,066	1,970	13	157	14 ④	
鶴田町	2,711	3,131	3,032	2,885	-16	-183	29 ⑤	
26事業体	58,554	41,730	39,643	37,329	1,930	19		

【数値は各年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より引用】

(4) 下水道会計への操出

- 一般会計等から下水道事業会計への繰り出されている額は、平成15年度の2兆1,718億円をピークに年々減少傾向、22年度以降は横ばい状態で、令和元年度は1兆6,977億円(平成30年度1兆7,273億円)、うち5,506億円(30年度5,527億円)は公費で負担すべき雨水処理分です。

- 下水道会計操出金について、財務省の資料では『本来、使用料収入で賄うべき部分にまで多額の操出金を投入することを前提としており、地方交付税で財源保障されている地方財政計画(地方の財源不足)の拡大要因となっている。その上、実際には、この引き下げられた割合の使用料回収すら十分に行われておらず、操出基準外の操出がさらに0.3兆円弱生じている状況。』と指摘しています。

また、総務省が平成28年1月に公開した経営戦略策定ガイドラインの「使用料改定に関する事項」の部分には「将来にわたって安定的に事業を継続して行くには、他会計からの繰入金に過度に依存せず、中長期的に自立・安定した経営基盤を築く必要があること。(略)使用料収入ではなく、一般会計からの繰入(租税収入を財源とする。)により汚水処理原価を回収することは、下水処理施設が普及していることによりその便宜を享受できる住民とそうでない住民との間に不公平が生じること等を踏まえた上で、使用料の適正化を図ることが重要である。」と示されています。

- 整備済の下水道施設について、持続性のある経営を行うために必要な使用料について、住民や議員、行政がもっと真剣に議論すれば、今の使用料では足りないということになるはずで、やはり浄化槽の方が安いということを住民が理解できると思いますが。

ある公認会計士は「民間にはもう一つの財布などなく、利子付きで金を借り、売った金で借金を返す。下水道を使っていない人のお金まで流用しなければいけないなら、経営は成立していない。」と指摘しています。

- 小西砂千夫氏は「地方財政の知恵袋(平成30年9月5日発行、ぎょうせい)」のなかで下水道事業に係る操出金について、次のように述べています。

地方自治体の財政担当者からすると、基準財政需要額は標準的な経費であって、公営企業への操出金についても基準財政需要額への算入分こそが操出基準にかなう額であると誤解しがちですが、それはよくある誤解です。(略)下水道事業に係る操出金の基準財政需要額への算入は、概算で5割程度です。下水道事業に限らず、たとえば同じ地方公営企業の病院事業についても、操出基準のうち基準財政需要額への算入は5割程度です。(略)財政担当者の立場からすると、操出通知に沿った額の繰り出しを行うと、基準財政需要額だけでは十分にカバーされないため、基準財政収入額に算入されない地方税等である留保財源で対応せざるを得ません。しかし、税収に乏しい団体では、留保財源はほとんどありません。すなわち、地方税収が乏しく財政力指数が低い団体が、下水道整備を広く行って、さらに公立病院を持っていたとすると、留保財源対応の財政需要が留保財源を超えるので、それだけで財政運営が逼迫する要因となります。下水道整備が財政運営に厳しい結果をもたらすことは確かです。その一方で、財政担当者が交付税算入額以上は繰り出す必要がないと主張するのも、制度を無視して事業担当課にしわ寄せをしているところがあります。

表-10 地方税収入に対する下水道会計への繰出額の割合

令和元 年 度	地方税 A 百万円	下水道事 業会計操 出額 B 百万円	B/A %	H. 26	H. 19	令和元 年 度	B/A % (降順)	
青森市	34,364	2,296	6.7	5.5	4.8	佐井村	76.0	1
弘前市	19,926	1,943	9.7	10.5	9.2	新郷村	73.3	2
八戸市	30,413	3,391	11.2	11.2	10.8	鶴田町	45.8	3
黒石市	2,971	382	12.9	26.4	12.2	平内町	37.2	4
五所川原市	5,239	399	7.6	9.2	10.9	板柳町	33.0	5
十和田市	7,131	1,037	14.5	16.8	13.5	大鱧町	32.9	6
三沢市	4,789	742	15.5	15.5	11.9	鱒ヶ沢町	31.7	7
むつ市	5,821	791	13.6	11.8	7.3	つがる市	28.8	8
つがる市	2,474	712	28.8	29.0	25.1	おいらせ町	28.0	9
平川市	2,441	589	24.1	39.9	48.3	西目屋村	27.4	10
平内町	886	330	37.2	33.2	18.6	藤崎町	25.0	11
今別町	342	0	0.0	0.0	0.0	田舎館村	25.0	12
蓬田村	266	0	0.0	0.0	0.0	平川市	24.1	13
外ヶ浜町	650	139	21.3	22.1	15.5	六戸町	23.7	14
鱒ヶ沢町	803	255	31.7	29.5	28.4	大間町	23.4	15
深浦町	679	120	17.7	12.7	15.1	東北町	22.6	16
西目屋村	154	42	27.4	48.7	70.4	外ヶ浜町	21.3	17
藤崎町	1,167	292	25.0	35.0	25.1	五戸町	19.5	18
大鱧町	674	222	32.9	29.8	14.8	南部町	18.9	19
田舎館村	600	150	25.0	36.4	34.5	深浦町	17.7	20
板柳町	931	307	33.0	33.4	18.6	三沢市	15.5	21
鶴田町	909	416	45.8	51.6	28.7	十和田市	14.5	22
中泊町	812	55	6.8	7.0	5.4	三戸町	13.7	23
野辺地町	1,331	29	2.2	0.5	0.1	むつ市	13.6	24
七戸町	2,175	275	12.7	17.4	21.7	階上町	13.3	25
六戸町	1,442	342	23.7	32.2	27.5	黒石市	12.9	26
横浜町	628	18	2.9	7.1	5.8	七戸町	12.7	27
東北町	1,706	385	22.6	21.9	14.7	八戸市	11.2	28
六ヶ所村	7,816	599	7.7	6.1	6.2	弘前市	9.7	29
おいらせ町	2,627	735	28.0	28.0	17.8	六ヶ所村	7.7	30
大間町	572	134	23.4	19.9	18.3	五所川原市	7.6	31
東通村	2,306	173	7.5	5.4	5.1	東通村	7.5	32
風間浦村	108	0	0.0	0.0	0.0	中泊町	6.8	33
佐井村	168	127	76.0	69.7	34.5	青森市	6.7	34
三戸町	841	115	13.7	9.1	0.0	横浜町	2.9	35
五戸町	1,428	278	19.5	20.2	12.2	野辺地町	2.2	36
田子町	482	0	0.0	0.0	0.0	今別町	0.0	37
南部町	1,579	299	18.9	18.2	9.6	蓬田村	0.0	38
階上町	1,169	156	13.3	13.2	5.0	風間浦村	0.0	39
新郷村	206	151	73.3	68.4	44.3	田子町	0.0	40
40市町村	151,027	18,428	12.2			40市町村	12.2	
H30年度	151,432	18,292	12.1					
H29年度	152,276	18,216	12.0					
H26年度	149,566	18,700	12.5					
H19年度	155,849	16,155	10.4					

【数値の出所は、総務省、市町村別決算状
況調】

表－11 市町村別の操出額と使用料収入との関係

令和元 年 度	下水道会計 への操出額 百万円 A	雨水処理 負 担 金 百万円	下水道使用 料収入額 百万円 B	A－B 百万円	A／B
青森市	2,296	786	4,042	-1,746	0.57
弘前市	1,943	433	3,016	-1,073	0.64
八戸市	3,391	1,374	2,603	788	1.30
黒石市	382	0	327	55	1.17
五所川原市	399	21	379	20	1.05
十和田市	1,037	60	982	55	1.06
三沢市	742	109	423	319	1.75
むつ市	791	0	116	675	6.82
つがる市	712	0	208	504	3.42
平川市	589	0	389	200	1.51
平内町	330	0	42	288	7.86
今別町	0	0	0	0	
蓬田村	0	0	0	0	
外ヶ浜町	139	0	24	115	5.79
鱒ヶ沢町	255	0	26	229	9.81
深浦町	120	0	10	110	12.00
西目屋村	42	0	15	27	2.80
藤崎町	292	25	176	116	1.66
大鰐町	222	0	68	154	3.26
田舎館村	150	0	115	35	1.30
板柳町	307	16	111	196	2.77
鶴田町	416	14	96	320	4.33
中泊町	55	0	6	49	9.17
野辺地町	29	0	0	29	
七戸町	275	0	57	218	4.82
六戸町	342	1	69	273	4.96
横浜町	18	0	3	15	6.00
東北町	385	0	71	314	5.42
六ヶ所村	599	17	63	536	9.51
おいらせ町	735	0	174	561	4.22
大間町	134	0	20	114	6.70
東通村	173	0	18	155	9.61
風間浦村	0	0	0	0	
佐井村	127	0	8	119	15.88
三戸町	115	0	23	92	5.00
五戸町	278	0	74	204	3.76
田子町	0	0	0	0	
南部町	299	0	50	249	5.98
階上町	156	0	32	124	4.88
新郷村	151	0	9	142	16.78
計	18,428	2,856	13,844	4,584	1.33
H30年度	18,292	2,976	14,427	3,865	1.27
H29年度	18,216	2,926	14,415	3,801	1.26

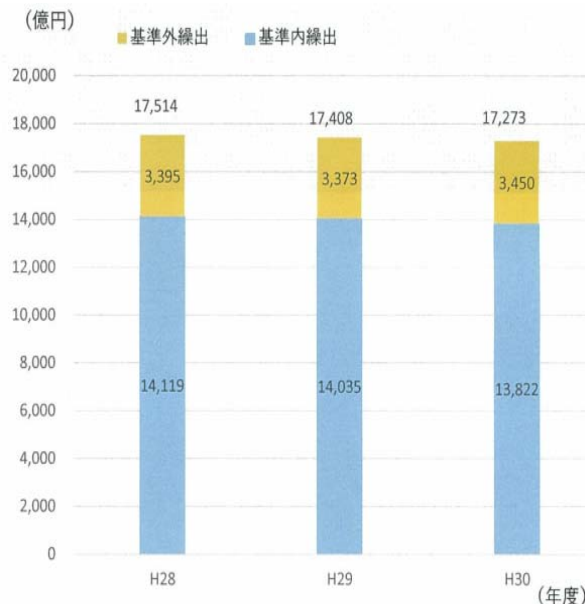
【数値の出所は市町村別決算状況調と地方公営企業年鑑、総務省】

- 操出額よりも使用料収入額の多いのは、強調文字で表している青森市と弘前市の2市。八戸市と五所川原市も雨水負担金分を除けば使用料収入額の方が多。

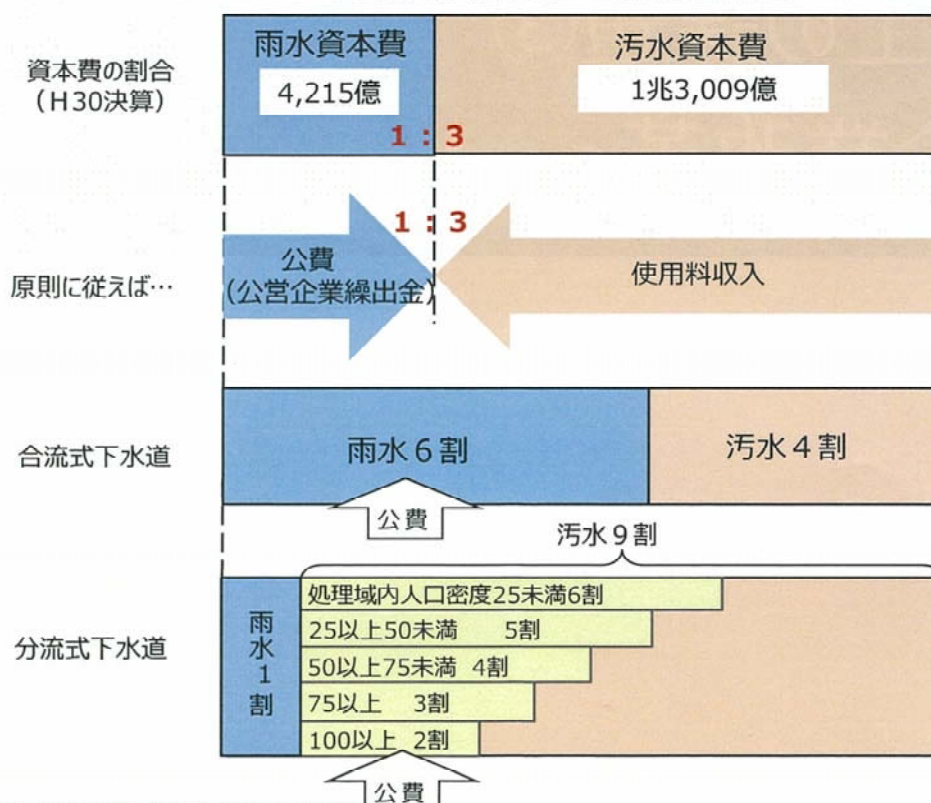
公営企業改革(下水道事業)

【出典：財務省、令和2年11月2日開催の財政制度分科会配付資料、地方財政】

- 公営企業は「独立採算」を基本としつつ、下水道事業については「雨水処理は公費負担、汚水処理は使用料収入で賄う」という原則に立って、全体の制度が構築されている。
- 雨水処理費：汚水処理費の割合は、(設備更新などを中心とする)資本費ではおおむね1：3(公営企業決算値)となっており、原則に従えば、操出金：使用料収入の割合も1：3が基準となる。
- 一方、実際の操出基準は、下水道の方式や区域内の人口密度に応じて30%～70%に設定されている(平成18年度以降不変)。分流式下水道の環境面等での優位性を考慮しても。「雨水公費・汚水私費」の原則に照らし、公費負担の割合が現在でも適切か検証する必要。
- さらに、各地方公共団体が独自の判断で行う基準外の操出も、毎年0.3兆円程度生じている。



◆ 下水道事業(資本費)への繰出し金の割合

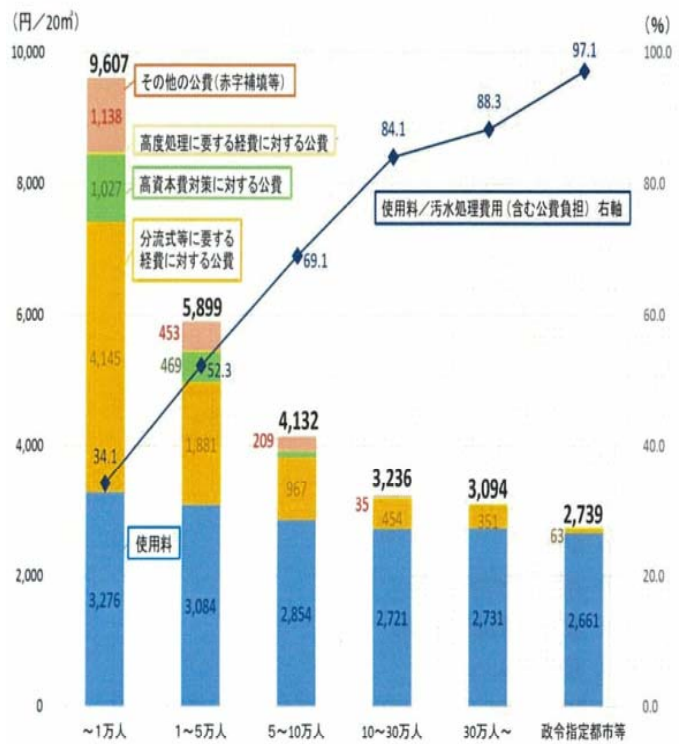


(注) 公共下水道(狭義)を対象とした場合。

○ 汚水1単位当たりの汚水処理に要する費用は、処理区域内人口が多いほど低下。広域化・共同化を着実に進め「規模の経済」を機能させることで、使用料で汚水処理費用を賄えるように経営改革し、受益と負担の対応関係を明確化していくべき。

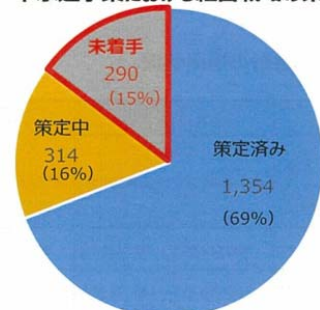
○ 人口減少下においては、事業を持続可能なものにするには定期的に使用料改定と、利用者からの納得を得られるだけの合理的な経営が不可欠だが、小規模地方公共団体において依然、公営企業会計の導入が進んでいない傾向。公営企業会計の適用を引き続き促進することで、公営企業経営の見える化を徹底していくべき。

◆ 汚水処理に要する費用（処理区域内人口別）



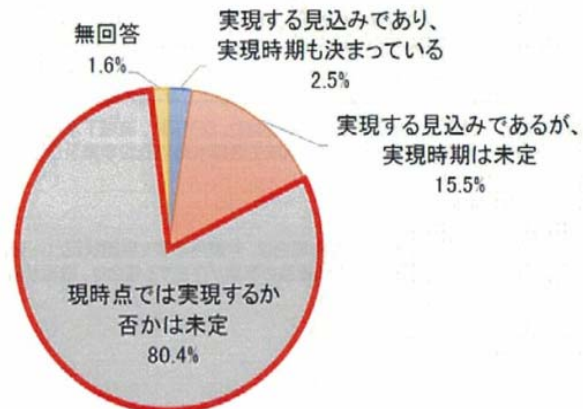
◆ 下水道事業における経営戦略の策定状況

○ 経営戦略が未策定の地方公共団体がいまだに存在。また、国交省調査によれば、「(策定されても)収支均衡の見通しが立っていない」地方公共団体も多く存在。

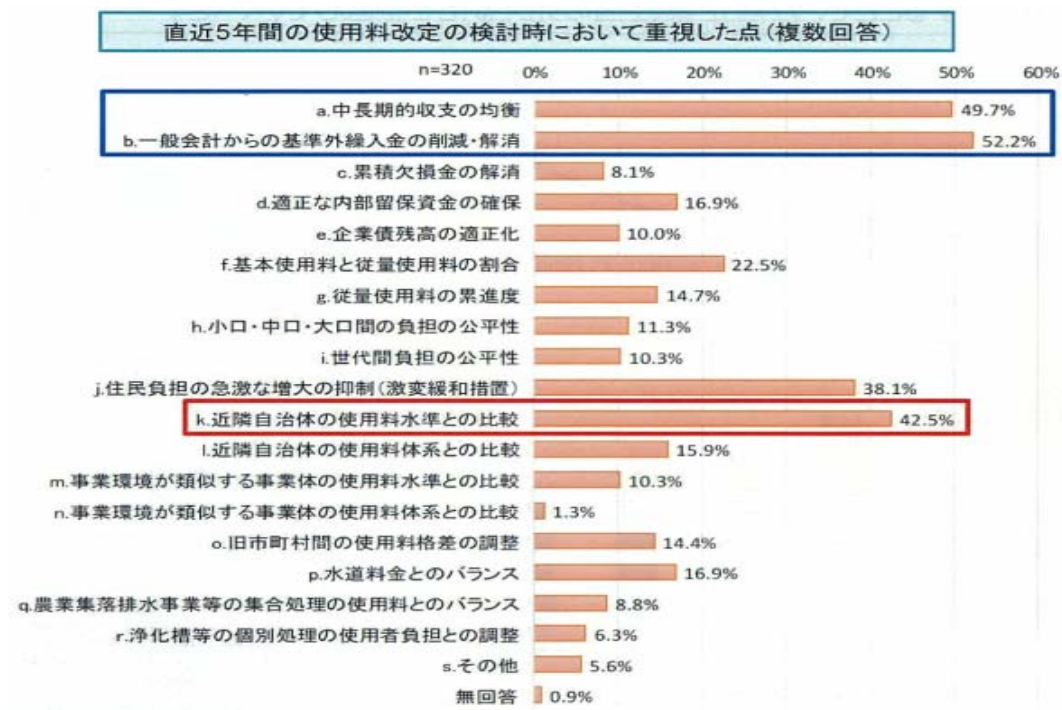


(注) 公共下水道、特定環境保全公共下水道、特定公共下水道、流域下水道を対象 (国交省「地方公共団体の下水道経営戦略の策定状況」(平成27年度調査結果))
n=1,283

○ 各地方公共団体の使用料設定において、収支の均衡等を重視するケースが多いものの、「近隣自治体の水準と横並びを重視する」傾向も依然として存在。



(注) 公共下水道事業および特定環境公共下水道を対象



③ 市町村別、住民(日本人)1人当たりの下水道会計への操出額は、1万円を区分すると最頻値が「1万円超2万円以下」で、1,718市町村の平均が1.3万円(平成30年度1.3万円)、操出を実施している1,593市町村の平均が1.3万円、中央値が1.6万円、さらに、山梨県丹波山村が27.1万円と最も高く、次いで宮城県東松島市が22.1万円、北海道泊村が18.8万円、山梨県小菅村が18.7万円、東京都檜原村が13.0万円、岩手県釜石市が12.0万円、宮城県石巻市が11.0万円の順で、計7市村で住民1人当たりの操出額が10万円を超えています。

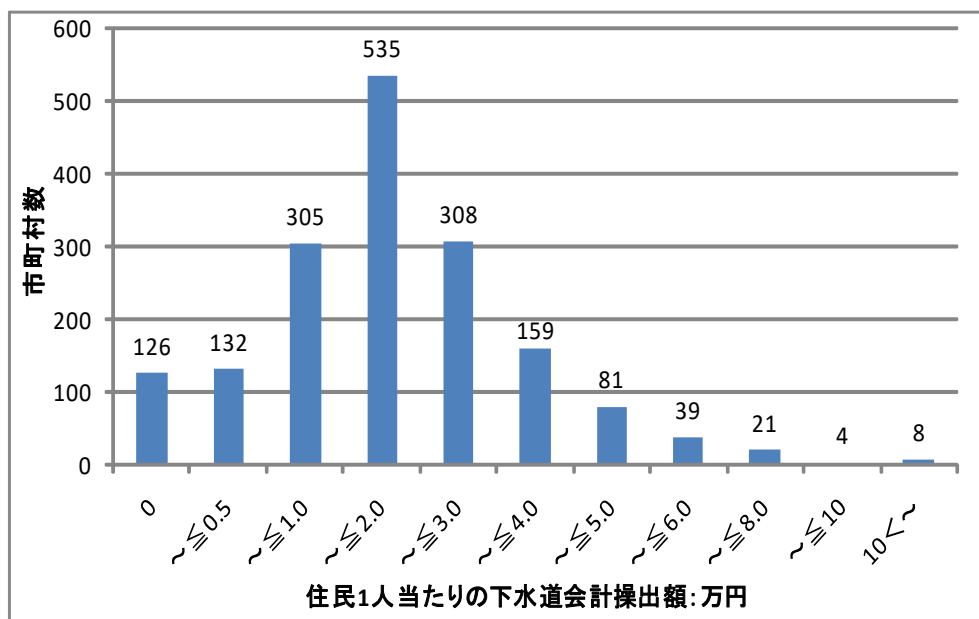


図-3 市町村別、住民(日本人)1人当たりの「下水道会計への操出額」(0.0の126市町村を含む1,718市町村)【数値の出所:令和元年度市町村別決算状況調(総務省)】

表-12 住民(日本人)1人当たりの下水道会計操出額(令和元年度)

上位50市町村 市町村名	住 民 数 人 A	操 出 額 百万円 B	B/A 万円/人	H30年度 万円/人	
宮城県石巻市	141,356	33,909	24.0	23.3	1
山梨県丹波山村	539	125	23.1	31.5	2
北海道泊村	1,607	348	21.6	19.3	3
山梨県小菅村	709	142	20.0	14.7	4
宮城県東松島市	39,624	5,288	13.3	5.3	5
東京都利島村	318	38	12.0	7.1	6
東京都檜原村	2,132	222	10.4	13.9	7
東京都奥多摩町	5,004	513	10.3	9.6	8
愛知県設楽町	4,701	403	8.6	6.4	9
福島県北塩原村	2,681	224	8.4	8.1	10
宮城県松島町	13,838	1,129	8.2	12.5	11
岡山県美作市	26,909	2,159	8.0	7.9	12
島根県知夫村	641	51	7.9	8.2	13
福島県昭和村	1,239	95	7.7	7.4	14
福島県双葉町	5,884	449	7.6	3.9	15
群馬県長野原町	5,414	412	7.6	3.4	16
長野県川上村	3,767	274	7.3	7.2	17
福井県高浜町	10,224	735	7.2	8.2	18
鹿児島県三島村	363	26	7.2	6.2	19
東京都青ヶ島村	168	12	7.1	7.5	20

市町村別 地方税収入額に対する下水道事業会計操出額の割合

① 下水道事業会計への操出が市町村財政に及ぼす影響について、地方自治体が住民に提供するサービスの財源の基本である「地方税」に対する「下水道事業会計への操出額」の割合(以後、操出割合と表す。)を算出してみました。

なお、市町村における歳入は、一般財源(使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源)と、特定財源(国庫補助金等、その使途が特定される財源)に大別され、一般財源の多い市町村は、それだけ自らの意志やプランによって住民への財やサービスを提供することができます。地方税が一般財源に占める割合は全国平均で63%程度(令和元年度の値で令和3年版地方財政白書より引用)です。

② 令和元年度における操出割合は、775市の加重平均で7.1%、817町村の加重平均で13.8%で、逡減傾向が認められます。また、令和元年度における操出割合が高い自治体は、下表に示すとおりです。

③ 操出割合は、操出を実施している1,592市町村の43%を占める691市町村が10%以下で、割合が高くなるに伴い市町村数が低下する傾向が認められますが、51市町村が50%超え、山梨県丹波山村(263.5%)、山梨県小菅村(179.3%)、宮城県石巻市(173.2%)、宮城県東松島市(138.0%)、東京都檜原村(110.6%)及び福島県昭和村(101.9%)の計2市4村の6自治体が100%超え(地方税<下水道操出額)と人口減少が著しい地方自治体と震災復興事業実施自治体が高くなる傾向となっており、今後、下水道や農業集落排水施設等の集合処理施設が高い整備率の市町村において、企業の撤退や人口減少が進展すると、

このような事象が起きると考えられます。

- ④ なお、東日本大震災の被災地の市では震災前後の値を比較(令和元年度／平成22年度)すると、例えば宮城県石巻市が15.3%→173.2%と何と11倍にも跳ね上がっていますが、その理由は、公営企業に係る復旧・復興事業については一般会計から公営企業会計への操出基準の特例措置(当該操出金についてはその全額を震災復興特別交付税により措置)によるものです。

このような措置により整備されているインフラについて、令和3年3月11日付け読売新聞の一面トップに「津波被災地インフラ膨張上下水・道路 維持費年131億円増」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

22,000人を超す死者・行方不明者を出した東日本大震災から11年で10年となる。津波で被災した岩手、宮城、福島3県で行われた高台への集団移転は計画約12,500戸が対象となる大事業となった。しかし、宅地開発に伴って、インフラの新設を余儀なくされ、上下水道と道路の維持管理費は震災前より年間131億円(50%)増えた。人口減少が続く被災地では、費用の捻出が課題となる。

読売新聞は1～2月、3県の沿岸37市町村を取材、上下水道と道路の延長や維持管理費を震災前後で比較した。その結果、簡易水道を含む上水道が1,081キロ(8%)、下水道が997キロ(10%)、市町村管理の道路が613キロ(3%)増えたことがわかった。三つの総延長は2,691キロで、東京ーグアム間を超える距離になる。

被災地では地盤を高くし、現地再建する「かさ上げ」などの復興事業が行われた。高台移転は造成した住宅地へ水道管や道路をつなげる必要があり、距離が増えた。

県別にみると、宮城県が上下水道、道路とも最も距離が伸びていた。高台や内陸に移転した地区は186で、岩手県の88、福島県の47より多かった。

被災した上下水道管や道路の復旧費や新設費は、復興交付金などの国費で賄われた。一方、維持管理費は自治体の負担となる。

上下水道と道路を40年後に更新した場合の費用を算出していた自治体は34市町村あり、その総額は2兆2,305億円に上る。34市町村の2018年度予算の歳入額の合計(1兆9,084億円)を上回る。人口減が続く被災地の自治体からは「市民税や固定資産税の収入が減り、新たな予算の確保は難しい」(岩手県大船渡市)との声上がる。一方、東京電力福島第1原発事故の避難指示区域が残る福島県大熊町では、下水道管の93%に当たる65キロが休止になった。放射性物質で汚染された土砂を一時保管する中間貯蔵施設(約1,600ヘクタール)が住宅地跡に建設されたためだ。

自治体施設の維持管理に詳しい岩手大の南正昭教授(都市計画)は「この10年間は、街の生活機能を復活させる必要があった。今後はインフラ維持に係る費用を引き下げる努力が自治体に求められる。中長期的に街の機能を集中することなども考えるべきだ」と話す。・・・後略・・・



表-13 地方税収入に対する下水道会計への繰出額の割合(市区分のワースト50)

No.	令和元年度 ワースト50	下水道会計 繰出額 A : 百万円	地方税収入 B : 百万円	A/B : %	参考値 : A/B	
					平成27年度	平成22年度
1	宮城県石巻市	33,909	19,584	173.2	68.2(7)	15.3(168)
2	宮城県東松島市	5,288	3,832	138.0	91.8(4)	18.5(106)
3	北海道歌志内市	171	201	85.0	105.7(3)	77.4(1)
4	岡山県美作市	2,159	3,171	68.1	77.8(5)	72.9(2)
5	新潟県村上市	3,111	6,598	47.2	36.5(18)	31.7(19)
6	岩手県釜石市	2,012	4,530	44.4	42.6(11)	5.6(610)
7	島根県雲南市	1,564	4,020	38.9	48.4(9)	33.1(14)
8	兵庫県たつの市	4,091	10,985	37.2	38.8(14)	31.6(20)
9	宮城県塩竈市	2,139	5,812	36.8	146.8(1)	21.1(77)
10	兵庫県丹波篠山市	2,059	5,631	36.6	35.0(21)	29.9(26)
11	愛媛県八幡浜市	1,251	3,499	35.7	29.4(41)	12.1(268)
12	北海道三笠市	307	875	35.1	52.3(8)	38.6(7)
13	兵庫県養父市	841	2,423	34.7	34.6(22)	35.4(10)
14	兵庫県宍粟市	1,576	4,587	34.4	32.6(31)	28.1(35)
15	岡山県新見市	1,216	3,555	34.2	34.0(23)	39.9(6)
16	北海道美唄市	695	2,067	33.6	33.0(25)	35.7(9)
17	岐阜県下呂市	1,514	4,567	33.1	32.2(32)	34.6(12)
18	岩手県陸前高田市	596	1,815	32.8	33.7(24)	30.0(25)
19	新潟県魚沼市	1,347	4,111	32.8	41.5(12)	45.8(3)
20	新潟県佐渡市	1,680	5,144	32.7	37.3(17)	31.3(22)
21	広島県江田島市	806	2,490	32.4	35.0(20)	35.1(11)
22	京都府南丹市	1,349	4,211	32.0	31.0(34)	41.1(5)
23	滋賀県高島市	1,847	5,827	31.7	32.6(30)	31.3(21)
24	岡山県備前市	1,615	5,138	31.4	38.8(15)	32.2(17)
25	兵庫県淡路市	1,686	5,423	31.1	43.3(10)	33.9(13)
26	兵庫県西脇市	1,502	4,894	30.7	32.9(27)	29.4(29)
27	長野県飯山市	777	2,535	30.7	37.4(16)	41.9(4)
28	石川県珠洲市	459	1,502	30.6	28.4(45)	22.3(62)
29	秋田県北秋田市	919	3,009	30.5	27.8(47)	23.3(55)
30	宮城県気仙沼市	2,005	6,672	30.0	40.2(13)	10.1(352)
31	石川県輪島市	740	2,515	29.4	25.2(62)	20.5(83)
32	秋田県由利本荘市	2,424	8,264	29.3	30.5(36)	24.7(47)
33	青森県つがる市	712	2,474	28.8	27.6(48)	25.5(42)
34	岩手県宮古市	1,602	5,584	28.7	18.0(143)	15.6(161)
35	岐阜県飛騨市	1,012	3,528	28.7	29.3(42)	26.1(40)
36	兵庫県相生市	1,247	4,371	28.5	31.4(33)	28.9(31)
37	長野県東御市	1,167	4,093	28.5	30.2(37)	27.3(38)
38	山梨県北杜市	2,152	7,627	28.2	27.0(51)	25.3(43)
39	高知県香南市	881	3,128	28.2	26.8(54)	24.1(51)
40	秋田県にかほ市	773	2,790	27.7	27.0(52)	24.4(48)
41	岐阜県郡上市	1,350	4,960	27.2	24.7(67)	32.6(15)
42	岡山県真庭市	1,400	5,183	27.0	25.0(64)	22.1(67)
43	富山県南砺市	1,818	6,755	26.9	32.9(26)	31.8(18)
44	岡山県浅口市	1,010	3,773	26.8	29.5(40)	29.0(30)
45	広島県安芸高田市	939	3,522	26.7	28.9(44)	27.8(37)
46	兵庫県豊岡市	2,656	10,030	26.5	27.0(50)	32.3(16)
47	香川県さぬき市	1,460	5,535	26.4	24.6(69)	25.2(44)
48	北海道赤平市	221	839	26.3	26.1(58)	21.3(74)
49	新潟県加茂市	692	2,674	25.9	26.8(53)	22.9(58)
50	福岡県うきは市	745	2,893	25.8	24.6(68)	19.5(96)

注) 繰出実施の775市の加重平均値 : 7.1%(≒12,609億円/170,851億円) 令和元年度
繰出実施の775市の加重平均値 : 7.3%(≒12,819億円/175,262億円) 平成30年度
繰出実施の774市の加重平均値 : 7.7%(≒12,918億円/167,885億円) 平成29年度
【数値の出所は各年度の市町村別決算状況調(総務省)】

表-14 地方税収入に対する下水道会計への繰出額の割合(町村分のワースト50)

No.	令和元年度 ワースト50	下水道会計 繰出額 A : 百万円	地方税収入 B : 百万円	A/B : %	参考値 : A/B	
					平成27年度	平成22年度
1	山梨県丹波山村	125	47	263.5	320.5(1)	280(1)
2	山梨県小菅村	142	79	179.3	193.1(3)	220(2)
3	東京都檜原村	222	201	110.6	150.9(4)	90.3(9)
4	福島県昭和村	95	94	101.9	143.1(5)	166(3)
5	島根県知夫村	51	52	98.3	118.3(7)	133(4)
6	沖縄県渡名喜村	21	26	83.4	193.5(2)	25.5(243)
7	東京都利島村	38	47	81.6	41.8(81)	49.6(58)
8	青森県佐井村	127	168	76.0	75.1(15)	54.4(44)
9	東京都奥多摩町	513	699	73.4	56.8(36)	38.9(101)
10	青森県新郷村	151	206	73.3	73.4(17)	57.8(35)
11	北海道古平町	153	217	70.5	70.0(21)	39.8(94)
12	鹿児島県大和村	66	95	70.2	21.8(315)	37.9(111)
13	長野県木島平村	287	415	69.0	70.2(20)	67.0(26)
14	愛知県設楽町	403	586	68.8	19.4(362)	15.4(593)
15	長野県小川村	123	179	68.7	68.6(22)	88.4(11)
16	宮城県松島町	1,129	1,653	68.3	108.0(8)	23.4(281)
17	秋田県藤里町	149	227	65.7	44.3(69)	32.5(160)
18	島根県海士町	138	212	65.0	70.2(19)	120(5)
19	鳥取県北栄町	928	1,429	65.0	54.1(38)	45.4(70)
20	鹿児島県三島村	26	40	64.5	72.8(18)	62.9(29)
21	長野県佐久穂町	677	1,065	63.6	64.6(25)	67.3(25)
22	長崎県小値賀町	98	156	62.9	88.4(10)	45.8(66)
23	鳥取県智頭町	415	698	59.5	51.4(44)	39.3(97)
24	北海道寿都町	143	244	58.7	73.6(16)	32.3(162)
25	福島県浪江町	479	828	57.9	57.3(33)	20.9(322)
26	山形県舟形町	280	486	57.7	50.9(46)	39.9(93)
27	岩手県西和賀町	291	510	57.0	52.4(42)	48.5(61)
28	徳島県佐那河内村	112	198	56.7	58.8(29)	76.5(13)
29	愛媛県上島町	320	565	56.7	59.0(28)	68.9(21)
30	石川県中能登町	973	1,723	56.5	50.1(49)	45.4(69)
31	島根県飯南町	270	487	55.4	47.9(55)	49.5(60)
32	北海道島牧村	58	106	55.1	40.4(91)	0.0
33	鳥取県若桜町	133	243	54.9	78.7(14)	88.9(10)
34	鳥取県八頭町	719	1,334	53.9	58.7(31)	71.9(17)
35	福井県池田町	136	254	53.5	51.1(45)	93.9(8)
36	島根県邑南町	545	1,021	53.4	52.5(40)	57.5(37)
37	沖縄県座間味村	47	88	53.2	52.4(41)	94.9(7)
38	鹿児島県和泊町	308	581	53.1	47.2(57)	42.9(81)
39	北海道利尻町	117	222	52.9	46.4(60)	29.2(217)
40	鹿児島県宇検村	73	140	52.6	36.7(124)	39.2(98)
41	長野県根羽村	46	88	52.1	61.6(27)	113(6)
42	北海道初山別村	62	120	51.7	81.7(12)	69.5(19)
43	秋田県八峰町	282	558	50.5	68.2(23)	70.7(18)
44	奈良県黒滝村	35	69	50.5	57.8(32)	50.2(54)
45	北海道上砂川町	93	185	50.4	43.4(75)	32.6(159)
46	京都府与謝野町	950	1,893	50.2	44.5(68)	35.4(134)
47	岩手県大槌町	530	1,059	50.1	44.8(65)	23.7(276)
48	岡山県和気町	782	1,565	50.0	65.3(24)	67.9(22)
49	山形県戸沢村	181	364	49.8	39.7(98)	43.2(80)
50	北海道置戸町	149	307	48.5	48.2(53)	49.7(57)

注) 繰出実施の817町村の加重平均値 : 13.8% (≒1,917億円 / 13,924億円) 令和元年度
繰出実施の818町村の加重平均値 : 14.1% (≒1,943億円 / 13,821億円) 平成30年度
繰出実施の819町村の加重平均値 : 13.9% (≒1,918億円 / 13,764億円) 平成29年度
【数値の出所は各年度の市町村別決算状況調(総務省)】

(5) 経費回収率など

- 青森県下では、公営事業として汚水処理を、公共下水道で27事業体、特定環境保全公共下水道で15事業体、農業集落排水で26事業体、漁業集落排水で8事業体、簡易排水で1事業体、小規模集合で2事業体、特定地域生活排水処理で3事業体、合わせて82事業体で実施している。

表-15 汚水処理事業における水洗化率、施設利用率、有収率など(令和元年度)

事業体名	事業	水洗化率 % (昇順)	供用開始後年		事業体名	事業	施設利用率 % (昇順)	有収率 %
平内町	特定地域	11.2	10	1	六ヶ所村	公共下水	0.0	83.6
深浦町	漁業集落	26.0	24	2	六ヶ所村	特環下水	0.0	86.4
南部町	公共下水	29.6	9	3	六戸町	公共下水	0.0	50.5
外ヶ浜町	特環下水	34.6	15	4	五戸町	公共下水	0.0	93.2
佐井村	特環下水	35.6	13	5	おいらせ町	公共下水	0.0	85.0
むつ市	公共下水	37.3	17	6	大鰐町	公共下水	0.0	79.7
外ヶ浜町	公共下水	39.7	8	7	藤崎町	公共下水	0.0	79.7
鱒ヶ沢町	公共下水	41.0	18	8	田舎館村	公共下水	0.0	79.7
平内町	公共下水	43.1	14	9	黒石市	公共下水	0.0	79.7
大間町	特環下水	44.7	16	10	平川市	公共下水	0.0	80.8
三戸町	公共下水	45.7	10	11	弘前市	公共下水	0.0	79.7
つがる市	特環下水	50.4	17	12	板柳町	公共下水	0.0	97.7
中泊町	農業集落	52.3	23	13	青森県	特環下水	6.8	50.0
板柳町	農業集落	55.6	14	14	外ヶ浜町	特環下水	9.0	63.0
中泊町	漁業集落	55.7	19	15	十和田市	特環下水	10.2	257.0
平内町	漁業集落	56.4	20	16	中泊町	漁業集落	10.8	85.8
深浦町	特環下水	57.1	17	17	佐井村	特環下水	12.8	74.1
階上町	公共下水	57.9	11	18	五所川原市	特環下水	13.6	102.5
五所川原市	特環下水	58.4	18	19	深浦町	漁業集落	14.0	82.8
つがる市	公共下水	60.1	22	20	佐井村	漁業集落	19.4	94.2
大鰐町	公共下水	60.1	21	21	むつ市	漁業集落	20.7	94.3
鶴田町	公共下水	60.3	21	22	大間町	特環下水	22.0	94.5
平川市	特環下水	62.9	20	23	平内町	漁業集落	23.3	100.0
十和田市	特環下水	63.3	29	24	中泊町	農業集落	24.1	77.9
鶴田町	農業集落	65.0	29	25	鱒ヶ沢町	農業集落	24.7	83.3
七戸町	公共下水	65.0	18	26	新郷村	農業集落	25.0	100.0
五戸町	公共下水	65.4	19	27	八戸市	農業集落	25.5	97.1
南部町	農業集落	65.9	22	28	三戸町	公共下水	25.6	97.9
鱒ヶ沢町	農業集落	67.2	25	29	平川市	特環下水	25.8	78.2
東北町	公共下水	67.8	19	30	新郷村	特環下水	27.1	93.3
階上町	漁業集落	69.3	21	31	むつ市	特環下水	27.1	91.1
弘前市	農業集落	70.6	31	32	つがる市	特環下水	29.1	93.2
五戸町	農業集落	71.0	34	33	板柳町	農業集落	29.2	88.5
むつ市	特環下水	71.8	20	34	東北町	公共下水	29.4	103.8
新郷村	農業集落	75.0	18	35	七戸町	特環下水	29.6	103.6
三沢市	農業集落	75.2	20	36	弘前市	小規模集	31.3	98.0
五所川原市	農業集落	75.3	32	37	鱒ヶ沢町	公共下水	34.1	86.6
藤崎町	農業集落	75.3	31	38	階上町	漁業集落	34.6	89.2
佐井村	漁業集落	75.4	23	39	十和田市	農業集落	34.6	97.3
つがる市	農業集落	76.5	34	40	南部町	農業集落	35.2	95.1
板柳町	公共下水	76.5	23	41	平内町	公共下水	35.3	100.0

西目屋村	農業集落	77.8	33	42	藤崎町	農業集落	35.4	98.5
六戸町	農業集落	77.9	24	43	深浦町	特環下水	35.6	87.9
七戸町	農業集落	78.3	17	44	十和田市	簡易排水	36.7	106.9
七戸町	特環下水	78.8	18	45	鶴田町	農業集落	36.8	80.4
八戸市	農業集落	79.0	27	46	平内町	農業集落	37.1	100.0
藤崎町	公共下水	80.0	33	47	七戸町	農業集落	37.5	109.2
東通村	漁業集落	80.1	19	48	階上町	公共下水	38.0	102.0
むつ市	漁業集落	81.5	20	49	南部町	公共下水	39.7	108.4
平川市	農業集落	82.3	27	50	六戸町	農業集落	40.2	86.8
横浜町	農業集落	83.3	23	51	平川市	特定地域	40.9	100.0
平川市	公共下水	83.7	30	52	五所川原市	農業集落	41.0	79.9
青森市	農業集落	84.0	25	53	三沢市	農業集落	42.4	100.0
黒石市	公共下水	84.9	31	54	青森市	農業集落	42.5	92.9
八戸市	公共下水	85.1	42	55	五戸町	農業集落	42.6	96.4
新郷村	特環下水	85.4	22	56	東北町	農業集落	45.2	103.6
十和田市	公共下水	86.1	40	57	五所川原市	漁業集落	45.2	109.8
五所川原市	公共下水	87.1	36	58	つがる市	公共下水	46.0	85.7
五所川原市	漁業集落	87.5	21	59	鶴田町	公共下水	46.5	100.0
六ヶ所村	特環下水	88.0	18	60	十和田市	小規模集	47.2	105.4
平内町	農業集落	88.1	24	61	外ヶ浜町	公共下水	47.2	90.0
田舎館村	公共下水	88.3	32	62	黒石市	農業集落	47.6	53.9
六戸町	公共下水	88.6	26	63	むつ市	公共下水	48.0	90.9
青森市	公共下水	88.8	54	64	東通村	特環下水	48.1	94.4
三沢市	公共下水	89.6	25	65	弘前市	農業集落	48.3	87.9
黒石市	農業集落	90.4	23	66	三沢市	公共下水	48.9	94.2
六ヶ所村	公共下水	90.4	18	67	五所川原市	公共下水	49.3	75.2
弘前市	小規模集	92.0	22	68	七戸町	公共下水	49.5	103.2
田舎館村	農業集落	92.8	25	69	田舎館村	農業集落	50.3	89.4
弘前市	公共下水	94.0	47	70	東通村	漁業集落	51.3	85.5
東北町	農業集落	94.3	24	71	平川市	農業集落	52.0	87.9
弘前市	特環下水	95.2	30	72	つがる市	農業集落	52.3	82.2
十和田市	農業集落	95.7	30	73	大鰐町	特定地域	54.3	100.0
六ヶ所村	農業集落	96.1	26	74	西目屋村	農業集落	54.4	66.7
おいらせ町	公共下水	96.3	28	75	おいらせ町	農業集落	57.4	98.6
東通村	特環下水	97.0	18	76	横浜町	農業集落	62.8	100.0
青森県	特環下水	97.4	29	77	弘前市	特環下水	64.2	73.2
十和田市	小規模集	97.8	17	78	青森市	公共下水	65.0	73.8
十和田市	簡易排水	100.0	25	79	十和田市	公共下水	67.9	87.7
平川市	特定地域	100.0	15	80	六ヶ所村	農業集落	68.1	89.3
大鰐町	特定地域	100.0	14	81	平内町	特定地域	100.0	100.0
おいらせ町	農業集落	100.0	20	82	八戸市	公共下水	129.8	71.4

【数値の出所は令和元年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要、総務省】

表-16 評価指標の算出方法とランク分け

経費回収率(%) = ([使用料収入] / [汚水処理費]) × 100			
全国加重平均値(控除後) 公共下水道：91.2% 特環下水道：58.5%	Aランク	Bランク	Cランク
	100%以上	80%以上100%未満	80%未満
水洗化率(接続率)(%) = 現在水洗便所設置済人口 / 現在処理区域内人口 × 100			
全国加重平均値 公共下水道：94.0%	Aランク	Bランク	Cランク

特環下水道：77.6%	95%以上	90%以上95%未満	90%未満
施設利用率(%) = 現在晴天時平均処理水量 / 現在処理能力(晴天時) × 100			
Aランク		Bランク及びCランク	
施設利用率が、各事業者において算定した「計画1日平均汚水量 / 計画1日最大汚水量」の比率を上回るか、同じであること。		施設利用率が、各事業者において算定した「計画1日平均汚水量 / 計画1日最大汚水量」の比率を下回ること。	

(出典：(公社)日本下水道協会、下水道経営改善ガイドライン、H26.06/18)

表-17 汚水処理事業における経費回収率と地方債残高(令和元年度)

事業体名	事業	経費回収率：%			一般家庭使用料 円		事業体名 (昇順)	事業	地方債残高 千円/人
		控除前 (昇順)	控除後	維持管理					
青森県	特環下水	4.4	4.4	9.8	2,160	1	十和田市	簡	0
新郷村	農業集落	5.6	6.6	21.9	1,728	2	平内町	特	14
新郷村	特環下水	5.8	6.7	21.7	1,728	3	平川市	特	135
弘前市	小規模集	7.4	9.3	12.7	3,145	4	平川市	公	139
むつ市	漁業集落	7.7	11.3	11.3	3,300	5	大鰐町	特	152
南部町	公共下水	10.1	31.0	32.0	3,110	6	中泊町	農	163
鱒ヶ沢町	農業集落	10.4	45.9	48.0	2,297	7	おいらせ町	農	168
六戸町	農業集落	10.4	24.6	53.0	2,420	8	平川市	農	199
六ヶ所村	公共下水	10.5	15.9	24.3	1,397	9	中泊町	漁	200
鱒ヶ沢町	公共下水	11.0	40.4	54.6	2,297	10	弘前市	公	207
六ヶ所村	農業集落	11.3	16.1	22.4	1,397	11	五戸町	農	225
深浦町	漁業集落	11.5	18.0	25.6	3,905	12	西目屋村	農	229
七戸町	農業集落	12.1	30.9	30.9	2,640	13	田舎館村	農	231
横浜町	農業集落	12.4	40.5	40.5	2,940	14	階上町	漁	233
平内町	公共下水	12.5	53.6	53.6	2,980	15	南部町	農	240
六ヶ所村	特環下水	12.7	22.5	46.2	1,397	16	五所川原市	農	249
平内町	漁業集落	13.0	34.9	34.9	2,980	17	六戸町	公	261
平内町	農業集落	13.0	31.5	31.5	2,980	18	六ヶ所村	環	294
黒石市	農業集落	13.6	24.9	24.9	4,045	19	藤崎町	農	303
中泊町	農業集落	14.4	47.7	47.7	2,695	20	深浦町	環	304
三戸町	公共下水	14.6	24.4	51.4	3,300	21	田舎館村	公	308
東北町	公共下水	15.0	37.8	66.6	2,640	22	五所川原市	公	310
むつ市	特環下水	15.3	57.7	57.8	3,300	23	五所川原市	漁	320
中泊町	漁業集落	15.6	33.1	33.1	2,941	24	十和田市	公	321
むつ市	公共下水	16.0	55.0	69.5	3,300	25	青森市	公	324
南部町	農業集落	16.1	45.3	46.7	2,430	26	黒石市	公	328
大間町	特環下水	16.2	18.1	50.9	2,640	27	五所川原市	環	330
佐井村	特環下水	16.7	19.7	27.1	3,300	28	弘前市	農	331
東北町	農業集落	17.1	46.1	56.7	2,640	29	つがる市	農	339
鶴田町	農業集落	17.3	67.1	104.8	2,860	30	平川市	環	347
七戸町	特環下水	17.9	37.6	67.8	2,640	31	藤崎町	公	358
外ヶ浜町	特環下水	18.0	60.2	60.2	2,860	32	七戸町	公	360
十和田市	小規模集	18.3	46.2	80.1	4,045	33	三沢市	農	374
板柳町	農業集落	18.5	57.9	57.9	2,920	34	三沢市	公	379
五所川原市	特環下水	18.9	36.2	36.2	3,132	35	八戸市	農	384
階上町	漁業集落	19.1	33.6	45.1	3,226	36	青森市	農	392
外ヶ浜町	公共下水	19.3	61.5	61.5	2,860	37	六ヶ所村	農	395
佐井村	漁業集落	19.4	21.8	26.6	3,300	38	五戸町	公	407
階上町	公共下水	19.7	38.1	55.3	3,226	39	平内町	農	408

六戸町	公共下水	20.0	51.9	68.7	2,420	40	八戸市	公	408
三沢市	農業集落	20.3	63.3	63.3	3,130	41	おいらせ町	公	425
五戸町	農業集落	20.3	28.8	51.2	2,808	42	鶴田町	公	426
平川市	特定地域	20.5	21.1	40.6	3,124	43	平内町	漁	435
五戸町	公共下水	21.2	24.5	75.5	2,592	44	板柳町	公	438
平内町	特定地域	21.2	31.7	31.7	2,980	45	東北町	農	439
深浦町	特環下水	21.9	33.5	41.7	3,905	46	東通村	漁	441
七戸町	公共下水	22.2	40.1	78.7	2,640	47	板柳町	農	448
十和田市	簡易排水	22.6	23.9	81.5	3,972	48	つがる市	環	450
鶴田町	公共下水	23.3	90.1	161.8	2,860	49	新郷村	農	455
おいらせ町	公共下水	25.0	31.3	78.2	2,640	50	佐井村	漁	457
つがる市	公共下水	25.2	70.0	70.0	3,410	51	六戸町	農	460
五所川原市	漁業集落	25.5	39.8	39.8	3,132	52	七戸町	農	463
つがる市	農業集落	25.8	81.3	81.3	3,410	53	佐井村	環	467
大鰐町	公共下水	27.5	38.6	107.5	3,080	54	七戸町	環	467
西目屋村	農業集落	27.7	80.8	80.8	2,200	55	大間町	環	476
五所川原市	農業集落	29.0	70.6	70.6	2,739	56	横浜町	農	503
東通村	特環下水	30.7	73.3	76.5	3,052	57	鶴田町	農	532
つがる市	特環下水	31.0	67.9	67.9	3,410	58	十和田市	農	543
東通村	漁業集落	31.3	62.0	62.7	3,052	59	大鰐町	公	557
弘前市	農業集落	33.6	50.4	101.6	3,145	60	平内町	公	559
おいらせ町	農業集落	33.7	52.5	104.5	2,640	61	むつ市	漁	571
八戸市	農業集落	34.8	78.0	78.0	3,383	62	むつ市	環	572
平川市	特環下水	35.7	38.6	86.0	3,124	63	つがる市	公	587
青森市	農業集落	35.8	81.3	81.3	3,052	64	新郷村	環	591
大鰐町	特定地域	40.7	55.6	71.2	3,520	65	東北町	公	598
十和田市	農業集落	41.0	77.5	113.9	3,972	66	階上町	公	615
十和田市	特環下水	42.3	67.6	172.8	3,972	67	深浦町	漁	648
平川市	農業集落	47.5	52.3	107.3	3,124	68	鱒ヶ沢町	農	686
三沢市	公共下水	52.1	72.9	133.9	3,130	69	南部町	公	710
藤崎町	農業集落	53.0	100.0	106.8	3,626	70	外ヶ浜町	環	751
弘前市	特環下水	54.3	71.6	98.8	3,145	71	六ヶ所村	公	755
田舎館村	農業集落	58.8	83.8	98.4	4,051	72	外ヶ浜町	公	831
藤崎町	公共下水	59.8	100.0	211.1	3,626	73	弘前市	環	851
八戸市	公共下水	66.5	100.0	230.6	3,383	74	三戸町	公	860
五所川原市	公共下水	74.0	99.9	155.1	3,300	75	鱒ヶ沢町	公	870
田舎館村	公共下水	80.7	100.0	194.6	4,051	76	黒石市	農	902
黒石市	公共下水	83.1	100.1	190.9	4,045	77	むつ市	公	953
十和田市	公共下水	85.4	115.7	213.8	3,972	78	東通村	環	958
青森市	公共下水	85.6	93.4	246.0	3,052	79	十和田市	小	1,255
平川市	公共下水	94.5	97.1	191.2	3,124	80	弘前市	小	1,712
弘前市	公共下水	96.8	131.8	207.3	3,145	81	十和田市	環	5,254
板柳町	公共下水	164.0	164.0	165.2	2,920	82	青森県	環	8,020

公：公共下水、環：特環下水、農：農業集落、漁：漁業集落、簡：簡易排水、
小：小規模集、特：特定地域生活排水処理

【数値の出所は令和元年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要、総務省】

総務省資料によると、**控除前**とは、平成18年度から「分流式下水道等に要する経費」が新設されましたが、**当該繰出は不採算経費に対するものであるため、より汚水処理原価を明確化するために、分流式下水道等に要する経費を控除する前の汚水処理原価を控除前として公表されている値です。「汚水私費、雨水公費」の原則どおり経営する(受益者が明**

確である汚水処理に係る経費はすべて受益者の使用料で賄う)ためには控除前の汚水処理原価で経費回収率を判断する必要があります。

一方、控除後とは、「分流式下水道等に要する経費」など地方交付税が措置される経費を控除した後の値です。個別処理に比べ集合処理の方が不採算部分が多いことから控除額も大きくなっています。令和元年度における全事業の総額は、「高資本費対策に要する経費」が660億円(平成30年度704)、「高度処理に要する経費」が89億円(同93)、「分流式下水道等に要する経費」が4,331億円(4,549)です。

表-18 各事業における経費回収率と使用料(令和元年度)

経費回収率	100%以上(控除前)		100%未満(控除前)		計
	3,000円以上	3,000円未満	3,000円未満	3,000円以上	
使用料	3,000円以上	3,000円未満	3,000円未満	3,000円以上	
公共下水道	43 (4%)	101 (9%)	584 (50%)	446 (38%)	1,174
特環下水道	10 (1%)	12 (2%)	295 (41%)	398 (56%)	715
集落排水等	9 (1%)	2 (0%)	406 (34%)	772 (65%)	1,189
浄化槽	9 (2%)	0 (0%)	125 (30%)	286 (68%)	420
計	71 (2%)	115 (3%)	1,410 (40%)	1,902 (54%)	3,498

経費回収率	100%以上(控除後)		100%未満(控除後)		計
	3,000円以上	3,000円未満	3,000円未満	3,000円以上	
使用料	3,000円以上	3,000円未満	3,000円未満	3,000円以上	
公共下水道	187 (16%)	176 (15%)	509 (43%)	302 (26%)	1,174
特環下水道	96 (13%)	36 (5%)	271 (38%)	312 (44%)	715
集落排水等	69 (6%)	12 (1%)	396 (33%)	712 (60%)	1,189
浄化槽	23 (5%)	4 (1%)	121 (29%)	272 (65%)	420
計	375 (11%)	228 (7%)	1,297 (37%)	1,598 (46%)	3,498

青森県下の82事業を使用料(3,000円、控除前経費回収率)で4区分

経費回収率	100%以上(控除前)		100%未満(控除前)		計
	3,000円以上	3,000円未満	3,000円未満	3,000円以上	
使用料	3,000円以上	3,000円未満	3,000円未満	3,000円以上	
	0	1 (1.2%)	35 (42.7%)	46 (56.1%)	82

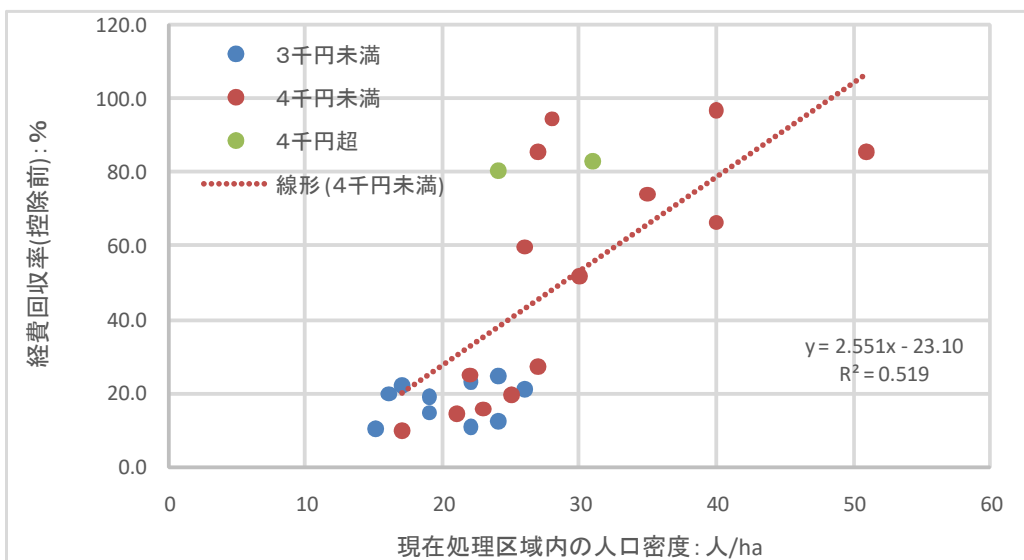
板柳町(公共下水)2,880円、控除前後とも131.5%

経費回収率	100%以上(控除後)		100%未満(控除後)		計
	3,000円以上	3,000円未満	3,000円未満	3,000円以上	
使用料	3,000円以上	3,000円未満	3,000円未満	3,000円以上	
	7 (8.5%)	1 (1.2%)	35 (42.7%)	39 (47.6%)	82

前述の1事業以外に

- 八戸市(公共下水) 3,383円、控除後100.0%(控除前66.5%)
- 藤崎町(公共下水) 3,626円、控除後100.0%(控除前59.8%)
- 藤崎町(特環下水) 3,626円、控除後100.0%(控除前53.0%)
- 田舎館村(公共下水)4,051円、控除後100.0%(控除前80.7%)
- 黒石市(公共下水) 4,045円、控除後100.1%(控除前83.1%)
- 十和田市(公共下水)3,972円、控除後115.7%(控除前85.4%)
- 弘前市(公共下水) 3,145円、控除後131.8%(控除前96.8%)

○ 現在処理区域内の人口密度と控除前経費回収率の関係

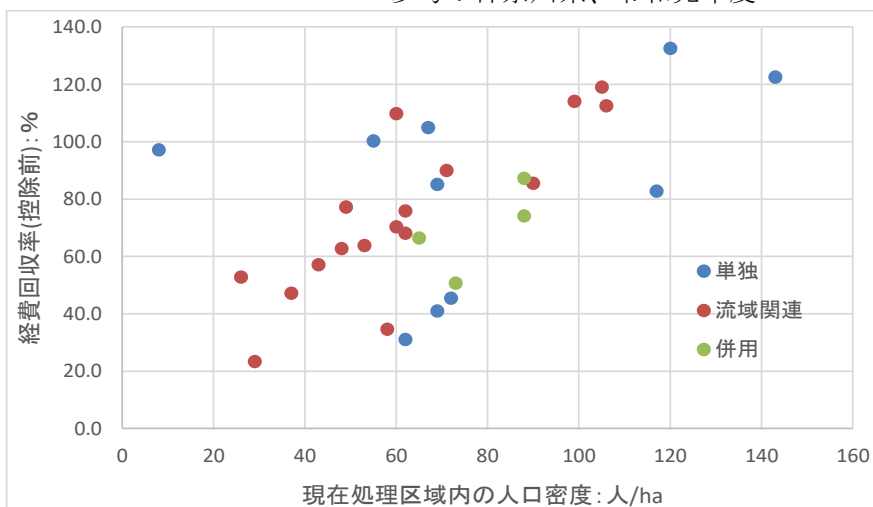


図－4 現在処理区域内の人口密度と経費回収率(控除前)の関係(公共下水道)

26事業体での近似式： $Y = 2.768X - 30.24$ ($R^2 = 0.544$)

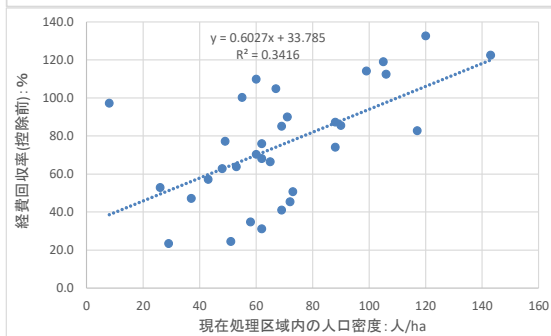
経費回収率(控除前)100%の人口密度：48人/ha と47人/ha

参考：神奈川県、令和元年度



現在処理区域内の人口密度と経費回収率(控除前)との関係

(使用料水準3,000円未満の31事業体)なお、3千円以上は真鶴町のみ(3,411円、51人/ha、24.5%)



全体 32事業体
直線回帰式($Y = aX + b$)

a : 0.6027

b : 33.785

r^2 : 0.3416

Y=100%

X=110人/ha

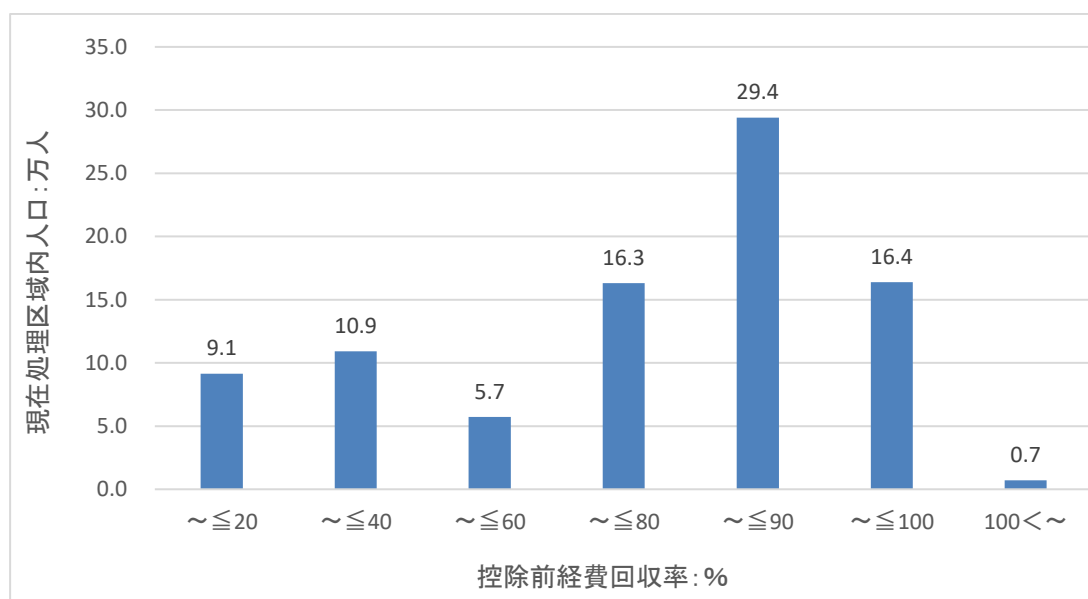
○ 控除前経費回収率の分布

表－19 控除前経費回収率の区分別の事業体数(全国)

控除前経費回収率 令和元年度	事業体数				累計
	公共下水道	特環下水道	農業集落排水	計	
～ 20%以下	42	110	253	405 (15%)	
20%超え～ 40%以下	278	325	464	1,067 (38%)	2,069
40%超え～ 60%以下	307	163	127	597 (21%)	2,392
60%超え～ 80%以下	216	71	36	323 (12%)	2,503
80%超え～ 90%以下	97	12	2	111 (4%)	
90%超え～100%以下	90	12	3	105 (4%)	
100%超え～	144	22	6	172 (6%)	
計	1,174	715	891	2,780 (100%)	

表－20 控除前経費回収率の区分別の現在処理区域内人口(全国)

控除前経費回収率 令和元年度	現在処理区域内人口：万人				累計
	公共下水道	特環下水道	農業集落排水	計	
～ 20%以下	16.1	26.9	49.0	92 (1%)	
20%超え～ 40%以下	353.3	144.3	202.1	700 (7%)	1,852
40%超え～ 60%以下	904.7	107.1	48.9	1,061 (10%)	3,219
60%超え～ 80%以下	1,292.8	58.1	16.1	1,367 (13%)	4,478
80%超え～ 90%以下	1,244.7	13.9	0.1	1,259 (12%)	
90%超え～100%以下	1,473.1	11.9	0.2	1,485 (14%)	
100%超え～	4,449.8	13.8	1.0	4,465 (43%)	
計	9,734.6	375.9	317.4	10,428 (100%)	



図－5 控除前経費回収率の区分別の現在処理区域内人口の分布(青森県・令和元年度)

表-21 集合処理施設における控除前経費回収率の分布(青森県)

控除前経費回収率 令和元年度	施設数 (割合)	現在処理区域内人口 :人 (割合)	
～ 20%以下	40 (50.6%)	91,387(10.3%)	
20%超え～ 40%以下	22 (27.8%)	109,056(12.3%)	
40%超え～ 60%以下	8 (10.1%)	57,326(6.5%)	累計
60%超え～ 80%以下	2 (2.5%)	163,038(18.4%)	420,807人(47.5%)
80%超え～ 90%以下	4 (5.1%)	294,045(33.2%)	714,852人(80.7%)
90%超え～100%以下	2 (2.5%)	163,915(18.5%)	
100%超え～	1 (1.3%)	7,160(0.8%)	
計	79 (100%)	885,927(100%)	

控除前経費回収率が「80%超え～ 90%以下」の4事業の概要

A : 現在処理区域内人口、B : 供用開始後年、C : 使用料、D : 控除前経費回収率

	A	B	C	D
田舎館村(公共下水)	6,790人、	32年、	4,051円、	80.7%
黒石市 (公共下水)	18,538人、	31年、	4,045円、	83.1%
十和田市(公共下水)	42,336人、	40年、	3,972円、	85.4%
青森市 (公共下水)	226,381人、	54年、	3,052円、	85.6%

E : 令和元年度汚水処理人口普及率(浄化槽)、

F : 2045年推計人口に対する汚水処理施設の整備指標(集合処理)

G : DID人口に対する集合処理人口の割合

	E	F	G
田舎館村	91.1(0.9)%	164.0(162.6)	-(DIDなし)
黒石市	64.4(7.7)%	104.2(91.7)	116.5
十和田市	89.5(7.1)%	129.6(119.4)	186.9
青森市	86.7(3.3)%	131.8(126.8)	103.6

いずれも、経営戦略上、使用料対象経費対象経費に資産維持費(対象資産の3%)を含め、100%以上となる使用料に早急に改定するとともに、D I D地区の今後の動向に合わせて、集合処理区域のダウンサイジングを行う。集合処理区域から外れた区域は浄化槽に切り替える。

○ 分流式下水道等に用する経費の操出の基準

分流式の公共下水道(特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。)並びに特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に要する**資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額**とする。

表-22 市町村別の分流式下水道等に用する経費 単位：百万円

令和元 年 度	公 共 下 水 道	特定環境 下 水 道	農 業 集 落	漁 業 集 落	簡 易 排 水	小規模 集 合	特定地 域生活	合 計
青森市	383	0	119	0			0	502
弘前市	765	14	199	0		0.6	0	978
八戸市	1,286	0	74	0			0	1,360
黒石市	67	0	6	0			0	72
五所川原市	126	14	30	10			0	181
十和田市	255	13	128	0	0.2	15	25	436
三沢市	210	0	133	0			0	343
むつ市	349	175	0	7			0	530
つがる市	149	40	334	0			0	523
平川市	8	4	13	0			0.06	26
平内町	139	0	85	60			1	285
外ヶ浜町	42	47	0	0			0	88
鱒ヶ沢町	109	0	73	0			0	183
深浦町	0	15	0	26			0	42
西目屋村	0	0	35	0			0	35
藤崎町	58	0	79	0			0	138
大鰐町	54	0	0	0			11	65
田舎館村	25	0	5	0			0	30
板柳町	0	0	109	0			0	109
鶴田町	178	0	172	0			0	350
中泊町	0	0	27	10			0	36
七戸町	57	63	35	0			0	156
六戸町	170	0	74	0			0	244
横浜町	0	0	14	0			0	14
東北町	232	0	51	0			0	283
六ヶ所村	142	44	18	0			0	204
おいらせ町	118	0	30	0			0	149
大間町	0	13	0	0			0	13
東通村	0	34	0	61			0	96
佐井村	0	7	0	2			0	9
三戸町	63	0	0	0			0	63
五戸町	32	0	34	0			0	66
南部町	62	0	162	0			0	224
階上町	78	0	0	19			0	96
新郷村	0	16	4	0			0	19
計	5,159	500	2,044	196	0.2	15.6	37	7,951
H30年度	4,968	510	2,016	201	0.185	15	34	7,744

○今別町、蓬田村、野辺地町、風間浦村及び田子町の5町村はゼロです。

○「分流式下水道等に用する経費」は、平成18年度に新設されましたが、当該操出しは**不採算経費**に対するもの。全事業の総額は4,331億円(30年度は4,549億円、29年度は4,778億円、28年度は4,816億円)【数値の出典は地方公営企業年鑑と市町村別決算状況調】

○ 経費回収率について

経費回収率とは、汚水処理に要した費用に対する使用料による回収程度を示す指標です。

下水道の経営は、経費の負担区分を踏まえて汚水処理費すべてを使用料によって賄うことが原則であることから、経費回収率は下水道事業の経営を最も端的に表している指標といわれています。

この指標の影響因子について、「平成26年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」では次のように解説しています。『事業別・類型別使用料等の概況をみると、供用開始後年数が小さいほど、回収率は小さくなっている。これは、供用開始後間もない事業体においては、有収水量が少なく、汚水処理費の多くを賄えない状況にあるためと思われる。このような事業体では、汚水処理費すべてを使用料の対象経費とすると、その結果、使用料が著しく高額となるため、過度的に使用料の対象とする資本費の範囲を限定している場合がある。しかし、汚水処理費については、経費の負担区分に基づき一般会計等が負担する経費を除き、維持管理費、資本費にかかわらず、使用料対象経費とすべきことが原則である。よって、有収水量の確保を図ることにより、早急に資本費を使用料対象経費とするよう努めるべきである。また、供用開始後間もない団体にあっても、少なくとも維持管理費は使用料により回収すべきである。経費回収率(維持管理費)が100%を下回っている団体は、早急に、組織の簡素合理化、定員管理の適正化、業務の民間委託等を推進することにより、経費の徹底的な抑制を図る一方、使用料の適正化を図ることにより、回収率の向上に取り組む必要がある。』

また、(公益社団法人)日本下水道協会が平成26年6月18日に公表した「下水道経営改善ガイドライン」では、経費回収率(控除後)について、**使用料の適正な設定等の観点から、80%未満を早急に改善が必要なCランクに設定**しています。

さらに、伊藤氏は2017年4月号の下水道協会誌(pp. 61～68、Vol. 54、No. 654)に「下水道経営の現状・課題について」との見出しで、次のように述べています。

経費回収率(=使用料単価/(汚水処理原価(維持管理)+汚水処理原価(資本))の各構成要素の推移を見ると、**使用料単価は漸増傾向、汚水処理原価(維持管理)は横ばい**で推移しているのに対し、**汚水処理原価(資本)は減少傾向**にある。

これを経費回収率の改善(変化率)に対する要因別の寄与度として分析すると、**汚水処理原価(資本)の減少が経費回収率の改善の主な要因**となっていることが確認できる。

資本費減少による寄与度は、特に平成18年～20年度が大きく、**操出基準の見直し(平成18年度における分流式下水道に係る操出基準の創設等)**や、**補償金免除の繰上償還(平成19～24年度)**の影響と考えられる。また、平成26年度の寄与度も比較的大きいが、同年度の公営企業会計基準の見直しにより、**みなし償却制度が廃止**されており、**収益計上された長期前受金戻し入れは経費回収率算定の際の費用から控除**されるため、地方公営企業法を適用している事業における経費回収率改善の要因の一つとなったことが影響していると推測される。なお、**使用料収入も経費回収率改善に寄与している年が多いが、その割合は大きくなく、悪化させる方向に寄与している年もある**。また、**維持管理費については、寄与度は大きくないが、平成21年を除き、経費回収率を悪化させる方向に寄与している**。(略)

人口規模別に経費回収率についてみると、**小規模な団体ほど低く、規模が大きい団体は**

ど高い傾向にあること、その主な要因としては、**汚水処理原価が小規模団体ほど高い傾向**になること(特に、**維持管理費についてその傾向が顕著**であること)が確認できる。この背景としては、下水道事業における**規模のメリット**の存在とともに、**小規模団体ほど供用開始後経過年数が短い傾向**にあり、事業の立ち上がり期においては処理区域全体が接続できる状態には至っていないため、一般的に汚水処理原価が高く厳しい経営環境にある、という下水道事業の特性が指摘できる(例えば、1万人未満の団体の供用開始後経過年数が平均18年であるのに対し、政令指定都市のそれは平均約46年である)。・・(略)・・

以上紹介したとおり、おおよその傾向として、人口規模が小さく、供用開始後経過年数が少ない団体にあっては、経営状況はより厳しいものとなっている。これらの団体では、下水道整備途上であるため使用料収入の増加が続いているところも多いと思われるが、将来的に概成した暁には、節水傾向や人口減少の影響を受けて使用料収入が減少に転じることとも想定される。他方、人口規模が大きく概成済の団体では、現在の経営状況は比較的良好であるものの、使用料収入が横ばいまたは漸減傾向となる中で、維持管理費の増加や今後の更新需要の急増にいかに対応するかが課題となっていると考えられる。

このように、健全な経営を確保することはいずれの団体にとっても引き続き取り組むべき課題と考えられる一方で、**使用料水準、経費回収率ともに、平均より低い水準にある団体には、近年使用料の改定がなされていない団体が多い状況にあり、適切な下水道使用料の設定という点では依然不十分な状況にある**といえる。

令和元年度における控除前経費回収率の最頻値は、公共下水道が「40%超60%以下」、その他の事業が「20%超40%以下」であり、主な事業の平均値を降順で並べると、公共下水道が84.7(前年度84.4)%、特定地域生活排水処理事業が48.0(同48.4)%、特環下水道が40.6(同39.6)%、農業集落排水事業が29.7(同29.1)%、と公共下水道以外は低い状況です。

経費回収率が100%以上と必要経費が賄えているのは、公共下水道が144(前年度134より10増)事業体(全体の12.3(前年度11.4)%)、特環下水道が22(前年度18)事業体(同 3.1(前年度2.5)%)、農業集落排水施設等が11(前年度10)事業体(同 0.9(前年度 0.8)%)、浄化槽事業が9(前年度7)事業体(同 2.1(前年度1.7)%)、合わせて186(前年度169)事業体と、漸増傾向が認められますが、総数の 5.3(前年度 4.8)%でしかない状況です。

一方、控除後経費回収率は、各事業とも控除前に比べ1～2階級高くなり、主な事業の平均値を降順で並べると、公共下水道が100.3(前年度100.9)%、特環下水道が74.3(同74.6)%、農業集落排水事業が59.6(同59.6)%、特定地域生活排水処理事業が60.2(同60.8)%となります。また、100%以上は、公共下水道が363(前年度338)事業体(全体の30.9(前年度28.8)%)、特環下水道が132(同128)事業体(全体の18.5(前年度17.8)%)、農業集落排水施設等が81(同73)事業体(全体の 6.8(前年度 6.1)%)、浄化槽事業が27(同24)事業体(全体の 6.4(同 5.6)%)、合わせて603(同563)事業体と総数の17.2(同16.1)%まで増加しますが、それでもまだまだ低い状況と思いませんか。

さらに、経費回収率(維持管理費)が100%を下回り、総務省からイエローカードが出されている事業体は、公共下水道が255(前年度243)事業体(全体の21.7(前年度20.7)%)、特環下水道が372(同375)事業体(全体の同52.0(同52.2)%)、農業集落排水施設等が1,037(同1,048)事業体(全体の同87.2(同88.0)%)と、合わせて1,664(同1668)事業体(全体の同54.1(同54.1)%)もあります。

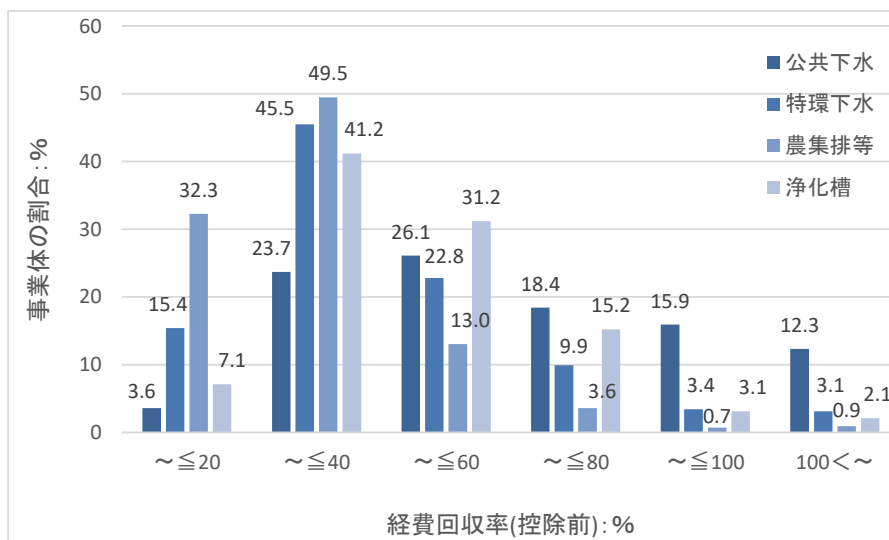
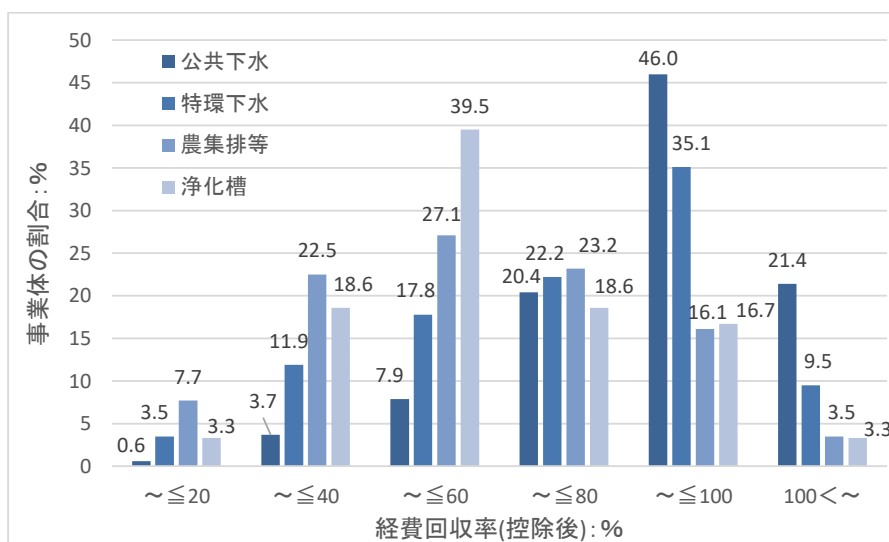
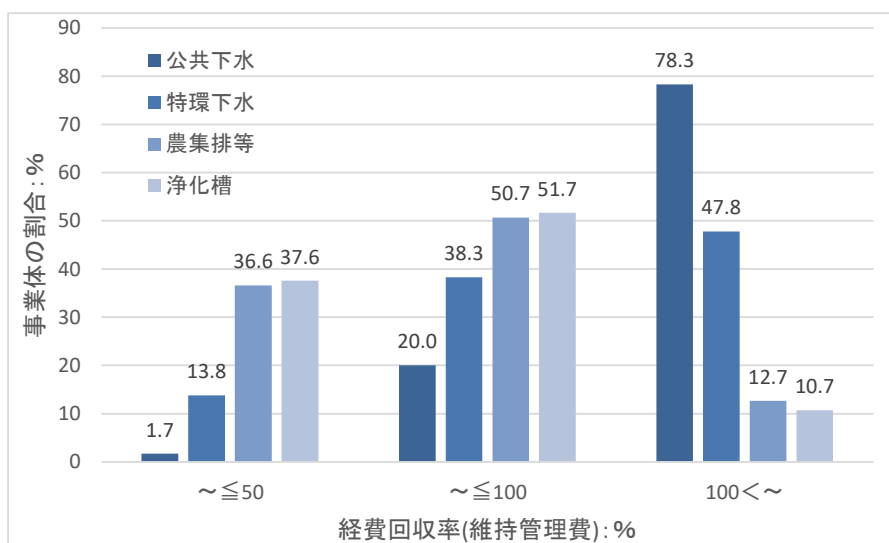


図-6 事業別の経費回収率の分布

【数値の出所は、総務省「令和元年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」】

- 農業集落排水施設等とは、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水処理施設及び小規模集合排水処理施設を合わせたもの。浄化槽事業とは、特定地域生活排水処理施設と個別排水処理施設を合わせたもの。

(6) 経営比較分析表における全体総括(令和元年度)

1) 青森県

① 流域下水道

主に市町村負担金で賄われる流域下水道事業という特殊性がある中、本県の流域下水道事業については、類似団体平均値に及ばない項目があるものの差は縮まってきており、年々改善傾向にある。今後も長寿命化計画やストックマネジメント計画に基づく効率的な設備の改築更新等により引き続き経営改善に努める必要がある。

② 特定環境保全公共下水道

施設については、**観光シーズンの宿泊者等を想定して整備**されているため、閑散期もあり年間を通した下水道事業の経営という面では厳しいものとなっている。

当事業の整備は終わっており、維持管理の段階にあるが、数値は年々悪化傾向にあるため、今後、経営の健全化に向けて効率的な汚水処理の検討が必要である。

2) 青森市

① 公共下水道

令和元年度は打切決算による影響が大きいですが、長期的には人口減少等による使用料収入の減少が見込まれるため、老朽化が進む施設の改良・更新需要に対応し、下水道事業サービスを持続的に提供していく必要があります。今後も維持管理費用の節減と適切な計画に基づいた建設投資のほか、既に下水道が整備された区域の水洗化率の向上により経営の健全化・効率化を図ります。

② 農業集落排水施設

令和元年度は打切決算による影響が大きいですが、長期的には人口減少等による使用料収入の減少が見込まれる中、将来的に発生する施設の改良・更新需要に対応し、農業集落排水事業サービスを持続的に提供していくため、維持管理費用の節減と、水洗化率の向上により経営の健全化・効率化を図る必要があります。

3) 弘前市

① 公共下水道

短期的な支払能力を示す流動比率の数値は低い状況にあるが、経常収支比率や経費回収率は100%を超えていることから、概ね健全な状況にあると考える。

今後は人口減少等に伴い収益は減少する一方で、老朽化した施設等の更新等費用は増加するため、水洗化率向上に向けた督励活動や事業の平準化を図るなど計画的に事業を進め、引き続き健全な経営に努めることとする。

効率的に施設を更新していくためにも、今後策定予定のアセットマネジメント計画に基づいて、長期的視点に立った老朽化対策の推進をすることが必要である。

② 特定環境保全公共下水道

今後は人口減少に伴い使用料収入も減少していくことから、公共下水道事業の負担と

ならないようにできる限りの維持管理費用の削減と老朽化した施設等についても、適正な維持管理を行いながら計画的な更新を行っていくことが必要である。

③ 農業集落排水施設

今後は人口減少に伴い使用料収入も減少していくことから、公共下水道事業の負担とならないように督促活動の強化による水洗化率の向上、できる限りの維持管理費用の削減と老朽化した施設等についても、適正な維持管理を行いながら計画的な更新を行っていくことが必要である。

④ 小規模集合処理施設

今後は人口減少に伴い使用料収入も減少していくことから、公共下水道事業の負担とならないようにできる限りの維持管理費用の削減と老朽化した施設等についても、適正な維持管理を行いながら計画的な更新を行っていくことが必要である。

4) 八戸市

① 公共下水道

当市の公共下水道事業は**供用開始から40年以上経過**していますが、普及率は63.66%と他都市に比べ低いことから、現在も未普及地域の解消に向けて建設事業を継続している状況にあります。一方で、使用料収入に反映されない老朽化対策等のメンテナンス経費も増加していく見通しとなっており、今後、使用料収入と使用料収入で賄うべき経費の収支バランスが一層重要となります。類似団体との比較では、汚水処理原価の高さ、水洗化率の低さが課題として挙げられることから、引き続き、水洗化率の向上を図るとともに、使用料収入の確保や経費節減に努めていきます。

② 農業集落排水施設

当市の農業集落排水事業は、農業用排水の水質保全などを目的に、4地区で実施しています。処理区域内人口密度が低いこと及び水洗化率の低さから、経費回収率は77.96%と当市の公共下水道と比較すると低い数値に留まっているものの、類似団体平均値を上回っています。

類似団体との比較では、施設利用率の低さ、水洗化率の低さが課題として挙げられることから、引き続き水洗化率の向上を図り、使用料収入を確保するとともに維持管理経費の節減に努めていきます。

5) 黒石市

① 公共下水道

平成24年度以降は経営健全化により収支は黒字となっていて、累積欠損の解消に努めている。しかし、今後未整備地区への管渠の整備と並行して、経年劣化により破損した管渠や機械・設備の修繕のほか、長寿命化や老朽管の更新が課題となる。

また企業債償還による負担も今後数年にわたって厳しい状況が続き、一般会計からの多額の補助を受けなければならないことから、使用料の見直しや経費節減など一層の経営状況の改善の努力が必要である。

② 農業集落排水施設

現時点でも多額の一般会計繰入金や市債に頼っており経営は厳しく、今後も人口減少が進み使用料が落ちるなど経営状況は更なる悪化が予想される。今後は**事業の存廃や合併処理浄化槽への切り替え**などといった、**経営改善**についての検討が必要である。

6) 五所川原市

① 公共下水道

公共下水道事業は昭和59年に供用開始をしており、管路施設及び処理場施設の経年劣化が進んでいることから、下水道ストックマネジメント計画に基づく下水道施設全体の改築・更新を行うことにより、施設全体の最適化及び長寿命化を図る。

また、同計画に基づく施設の適正な点検・調査を行うことにより下水道施設の状態を把握し、計画的な修繕を行うことで、修繕コストの縮減に努める。

② 特定環境保全公共下水道

当市における下水道事業は、施設の老朽化に伴う更新費用の増加や、人口減少に伴う使用料収入の減少等により、経営状況は厳しさを増している。

こうした中、長期的な展望のもと継続的に事業を推進していくために、今後検討すべき取り組みとして、下水道ストックマネジメント計画に基づく下水道施設全体の改築・更新を行うことにより、施設全体の最適化及び長寿命化を図ることで、今後の事業費の削減及び平準化に努めていく。また、下水道使用料の増収に向けた取り組みとして、広報及びホームページを活用した加入促進を行っていく。

③ 農業集落排水施設

当市における下水道事業は、施設の老朽化に伴う更新費用の増加や、人口減少に伴う使用料収入の減少等により、経営状況は厳しさを増している。

こうした中、長期的な展望のもと継続的に事業を推進していくために、今後検討すべき取り組みとして、最適整備構想に基づく下水道施設全体の改築・更新を行うことにより、施設全体の最適化及び長寿命化を図ることで、今後の事業費の削減及び平準化に努めていく。また、下水道使用料の増収に向けた取り組みとして、広報及びホームページを活用した加入促進を行っていく。

④ 漁業集落排水施設

同上

7) 十和田市

① 公共下水道

経営の健全性・効率性については、処理区域拡大により使用料が増加し、いくつかの指標で改善が見られる。しかし、今後人口減少による使用料の減少は避けられず、費用削減、水洗化率の向上、不明水対策の強化等の取組が必要である。また、全体計画および事業実施計画に沿って事業を実施し、事業費の平準化を図ることで企業債残高を着実に減らし、堅実な運営をしていくことが必要となる。老朽化の状況については、平成26年度から実施している老朽化施設の更新・長寿命化事業と併せてストックマネジメント計画を策定し、計画的な更新・改善工事を実施する必要がある。

② 特定環境保全公共下水道

経営の健全性・効率性については、使用料の増加及び水洗化率の向上はあまり見込めないため、小規模の処理施設における効率的な維持管理方法等の検討を行い、経費の削減に努め、累積欠損金を減らしていかなければならない。また、本事業においては水洗化率の向上も喫緊の課題である。温泉観光地であり古い建物が多く下水道への個人接続工事費用負担が大きいため水洗化率が向上しないという現状だが、PR活動及び戸別

訪問等による接続推進に向けた取組みを今後さらに充実していくことが必要である。

老朽化の状況については、ストックマネジメント計画を策定し、それに基づき耐用年数までに更新・改善工事に取り組んでいく必要がある。

③ 農業集落排水施設

経営の健全性・効率性については、使用料の増加及び水洗化率の向上はあまり見込めないため、効率的な維持管理により経費を抑えるとともに、不明水対策を強化することで有収率を上げ、累積欠損金を減らすことが必要である。さらに平成28～令和3年度の処理施設更新事業により借入額が増加するが、計画に基づいた事業実施で事業費の平準化を図り、借入額を償還額内に収めることにより、着実に企業債残高を減らしていかなければならない。老朽化の状況については、ストックマネジメント計画を策定し、それに基づき耐用年数までに更新・改善工事に取り組んでいく必要がある。

④ 簡易排水処理施設

経営の健全性・効率性については、使用料の増加及び水洗化率の向上はあまり見込めないため、小規模の処理施設における効率的な維持管理方法等の検討を行い、経費の削減に努め、累積欠損金を減らしていかなければならない。

老朽化の状況については、ストックマネジメント計画を策定し、それに基づき耐用年数までに更新・改善工事に取り組んでいく必要がある。

⑤ 小規模集合処理施設

経営の健全性・効率性については、使用料の増加及び水洗化率の向上はあまり見込めないため、小規模の処理施設における効率的な維持管理方法等の検討を行い、経費の削減に努め、累積欠損金を減らしていかなければならない。また、今後は建設改良の計画がないため、着実に企業債残高を減らしていくことが大事である。

老朽化の状況については、ストックマネジメント計画を策定し、それに基づき耐用年数までに更新・改善工事に取り組んでいく必要がある。

8) 三沢市

① 公共下水道

当市の公共下水道は、一部供用を開始してから20年余りということで管渠の老朽化は進んでいないと考えられるが、汚水処理施設の機械設備等に関しては、耐用年数を過ぎており、更新が必要なものがある状況である。

今後においてもストックマネジメントを定期的に見直し・策定することで事業の優先順位の明確な把握と投資・経営計画についての検討が必要であると考えられる。

② 農業集落排水施設

当市の農業集落排水施設は、一番古い西部地区浄化センターで供用開始から20年ということで施設や管渠の老朽化は進んでいないと考えられるが、東日本大震災の津波等を受けていることから、今後、汚水処理施設の耐震診断や経年劣化による機械設備等の更新が必要となってくる。南部地区浄化センターの処理区域は供用開始後7年しか経っていないことから、今後も接続率の向上が見込まれるが、たとえ全世帯が接続したと仮定しても、使用料と基準内一般会計繰出金だけでは収益的収支総費用全てを賄うことは困難であり、基準外一般会計繰出金に依存することには変わりないため、独立採算性の実現のためにも料金体系の見直しの検討、民間活用や施設の統廃合といった部分も視野に

入れ、経営改善に対する努力をしていく必要がある。

9) むつ市

① 公共下水道

当市の公共下水道事業は、着実に整備が進められていることから経営指標についても年々改善傾向にあるが、類似団体平均には及ばず、特に水洗化率については差が開いている。そこで、有収水量を確保し使用料収入増収につなげるため、補助金制度や貸付制度の周知・啓蒙により下水道接続を促進し水洗化率の向上を図る。

また、平成29年から令和元年にかけて市内統一料金とする使用料改定を行い、使用料増収による経営基盤の強化を図った。今後の下水道整備は人口集中地区であるむつ処理区を中心に主要管渠の延長と住宅街の面整備を集中的に進めることとしており、経営規模を拡大させ污水处理コストの縮減に努める。

令和2年度より地方公営企業法を適用し、企業会計による経営管理の強化に取り組む。

② 特定環境保全公共下水道

各指標を改善するためには、有収水量を確保し使用料収入増収を図ると共に污水处理費にかかるコスト削減に努める必要がある。

平成29年から令和元年にかけて使用料改定を行い、類似団体と比較して安価な設定となっている使用料単価を改定し、使用料増収により経営基盤の強化を図った。

しかしながら、人口減少により処理区域内人口が減少する中での使用料改定による増収は一時的なものである。経費回収率や污水处理原価といった各経営指標は年々改善しているものの、今後も下水道水洗化率の向上と併せて污水处理経費のコスト削減を図るなど、収益確保に向けた取り組みを行うことが不可欠である。

令和2年度より地方公営企業法を適用し、企業会計による経営管理の強化に取り組む。

③ 漁業集落排水施設

各指標を改善するためには、有収水量を確保し使用料収入の増収を図ると共に污水处理費にかかるコスト削減に努める必要がある。平成29年から令和元年にかけて使用料改定を行い、類似団体と比較して安価な設定となっている使用料単価を改定し、使用料増収により経営基盤の強化を図った。また、令和2年度より地方公営企業法を適用し、企業会計による経営管理の強化に取り組む。

しかしながら、漁業集落排水処理施設という特性上、事業規模が小さく経営健全化を図りにくいという背景はあるものの、使用料改定による増収は一時的なもので抜本的な解決には至らず、下水道水洗化率も類似団体平均値を超える値となっており、現状の経営状況を打開するほどの施策を講じることは難しく、将来的に事業継続を含めた検討を要する。

10) つがる市

① 公共下水道

本市の公共下水道は平成10年の供用開始から22年が経過した。計画面積における事業進捗率はおよそ8割、令和7年度まで整備を行うものである。平成29年度の使用料改定、排水区域拡大もあり、使用料は前年度と比較し増収となっている。しかし、水洗化率は類似企業平均を大幅に下回り、企業債償還金も増加傾向にあり、污水資本費の公費負担分を控除する前の污水处理原価は類似団体に比べ大きいと思われる。

今後は農業集落排水事業との処理場共同化、集約化も視野に入れ、経営戦略に基づき効率的な経営を行うとともに、公営企業会計への移行と共に、精緻な分析を行い、持続可能な下水道事業経営に努める。

② 特定環境保全公共下水道

本市の特定環境保全公共下水道は平成15年の供用開始から17年が経過。

有収水量及び料金収入の伸び悩む中、浄化センターの機械設備の修繕等、汚水処理費が増加傾向にあり、平成29年度に料金改定を行ったが、経営は厳しい状況にある。

新規接続者の増加対策に取り組む事が必要ではあるが、過疎・辺地地区であり人口減少により増加は見込めない。今後は農業集落排水処理施設を含めた集約化、統合により、処理場の能力を最大限発揮させると共に、経営の効率化を行う。

③ 農業集落排水施設

つがる市の農業集落排水事業は町村合併の関係もあり、供用開始後34年経過している箇所ら14年経過している箇所まで、経過年数も幅広く処理場も11カ所と多数存在している。整備計画は終了しており、今後は処理場、管渠共に修繕及び更新を行う必要があり、維持管理経費について増加してゆく事が考えられる。

過疎地域であり、人口減少により加入者数の増加が見込めない地域がある一方、**大規模スーパー近隣の戸数が増加傾向**にあり、処理場毎の余剰処理能力に差が見られる事から、公共(特環含む)下水道を含め今後共同化、集約化し効率的な経営に努める。

11) 平川市

① 公共下水道

人口減少による使用料の減収は、今後も避けられないため、厳しい経営状況が続くと考えられる。よって、料金の適正化、水洗化率向上へ向けた取組み、料金収入の確保など経営改善を実施する。また、計画的な点検により早期修繕を行うことで長寿命化を図り、突発的な経費が発生しないよう維持修繕、改築更新に努める。

② 特定環境保全公共下水道

同上

③ 農業集落排水施設

同上

④ 特定地域生活排水処理施設

今後も人口減少による使用料の減収は避けられず、厳しい経営状態が続くものと考えられるが、限られた人口の中で料金収入の増加は見込めない。

計画的な点検により早期修繕を行うことで長寿命化を図り、突発的な経費増大が発生することのないよう計画的な維持修繕に努める。

12) 平内町

① 公共下水道

経営比較分析結果により、改善が必要なことが明確である。今後は、水洗化率を上げることが料金収入の増につながり経費回収率、収益的収支比率等の改善につながる。これまでの取組みをより強化していくことが必要である。管路の老朽化により更新費用がかかる前までに、収益的収支比率を100%以上にし、更新費用を蓄えておくことが望ましい。

② 農業集落排水施設

排水処理に係る経費削減に努め経営改善に取り組んでいく。農業集落排水事業での新規投資は終了しており、令和4年度から企業債の完済が始まることから企業債残高は減少していく。一方、供用開始からの年月経過とともに機器等の修繕費用が上がっている。今後は修繕計画を策定し、計画的な機器修繕を行うことで機器の寿命を延ばし、安定した経営を目指していく。更には近隣処理施設との統廃合を検討する。

③ 漁業集落排水施設

今後は水洗化率を上げることと、維持管理費の節減が経費回収率、収益的収支比率等の改善に繋がる。これまでの取り組みをより強化していくことが必要である。管路・施設の老朽化により更新費用が必要となる前に、収益的収支比率を100%以上にし更新費用を蓄えておける状態にすることが望ましい。

④ 特定地域生活排水処理施設

節水傾向により料金収入の増は見込めない状況である。企業債残高は今後減少していく。経費のほとんどを占める浄化槽維持管理費は削れない経費であり、収入不足を一般会計繰入金に頼らざるを得ない状況である。

13) 外ヶ浜町

① 公共下水道

企業債残高が多く、収入の大部分を一般会計からの繰入金が占めていることによって、非常に厳しい経営状態であるため、使用料や污水处理費等の見直しを検討していくことが必要だと考えられる。現状を把握し、将来の見込み等を踏まえた上で、経営改善に向けた取り組みを行っていく。施設の老朽化対策については、今後の施設更新・改築にあたり、事業費の大幅な増加が見込まれるため、適正な財源の確保や投資計画の見直しをしながら事業を進めていく。

② 特定環境保全公共下水道

多額の企業債残高により収入の大部分を一般会計からの繰入金が占めていることや施設の維持管理費の増加等によって、非常に厳しい経営状態であるため、使用料や污水处理費等の見直しを検討していくことが必要だと考えられる。現状を把握し、将来の見込み等を踏まえた上で、経営改善に向けた取り組みを行っていく。

施設の老朽化による改築については、ストックマネジメント計画に基づきながら計画的に更新し、電気・機械設備等の長寿命化を図っていく。

14) 鱒ヶ沢町

① 公共下水道

一般会計繰入金及び資本費平準化債による経営であることから、積極的な加入促進 PR 活動による使用料の確保、更なる経費節減等に努め、一般会計基準外繰入金の軽減を図るよう取り組む必要がある。人口減少等に伴い、今後の経営環境は一段と厳しくなることが容易に予想されることから、使用料の改定（段階的な値上げ）が必要となっている。

② 農業集落排水施設

同上

15) 深浦町

① 特定環境保全公共下水道

料金収入は、人口減少や高齢化に伴う減収が懸念される。また、元利償還金については、ピークを過ぎて徐々に減少しているが、施設の老朽化に伴う新たな投資が見込まれる。令和2年度から2か年でストックマネジメントの基本計画と修繕・改築基本計画を策定し、管路及び岩崎浄化センターを計画的に改善していく。

② 漁業集落排水施設

料金収入は、人口減少や高齢化に伴う減収が懸念される。また、元利償還金については、ピークを過ぎて徐々に減少しているが、施設の老朽化に伴う新たな投資が見込まれる。令和2年度には全施設の機能保全計画が完了することから、実施内容を精査し管路及び処理施設を計画的に改善していく。併せて、北金ヶ沢・関地区排水区域の全面供用に伴う接続率の向上に努めていく。

16) 西目屋村

① 農業集落排水施設

人口減少に伴い、施設の利用率が低くなっていることから、加入率向上に向けた普及啓発活動を引き続き行っていく。また、料金収入で賄えられず一般会計繰入金に頼っている状況であることから、人口比率を考慮し、料金改定及び経費削減に向けた取組を実施していく必要があると共に、現在、県内全市町村を対象として検討が行われている汚水処理施設広域化・共同化において、他自治体の汚水処理施設との統廃合等について検討を進める必要がある。

17) 藤崎町

① 公共下水道

現時点では経営状況や施設の老朽化等に大きな問題点は無いものの、平均と比べても低い状況にある水洗化率を向上させるための啓蒙活動や、適切な使用料徴収、包括的な民間委託、事務の広域化、そしてより一層の経費削減等に努める必要がある。加えて今後の経営を安定させるため、適正な料金収入の算定・改定を行い、経営改善を図っていく必要もあると考える。

また、老朽化している管渠の更新を計画的に行うため、下水道ビジョン等の策定を検討し、今後の効率的な更新について準備を進める予定である。

② 農業集落排水施設

現時点では経営状況や施設の老朽化等に大きな問題点は無いものの、平均と比べても低い状況にある水洗化率を向上させるための啓蒙活動や、適切な使用料徴収、そしてより一層の経費削減等に努める必要がある。加えて今後の経営を安定させるため、適正な料金収入の算定・改定を行い、経営改善を図っていく必要もあると考える。

また、将来の人口減少に伴う使用料収入の減少や処理施設の維持管理費の増加等による経営の逼迫化を避けるため、流域下水道への接続、処理区及び処理施設の統廃合を含めた広域化などを検討し、併せて下水道ビジョン等により、老朽化している管渠の計画的な更新を行っていく予定である。

18) 大鱈町

① 公共下水道

更新工事を直近で行う予定はないため、建設改良費が急激に増加することはないと考えられる。現在、令和5年度の地方公営企業会計の適用へ向け準備をしている。それに

伴い、経営戦略の改定も予定しており、その結果によっては料金改定を検討する必要がある。今後は、水洗化率向上及び料金改定を重要課題とし、経営健全化へ向け取り組んでいく必要がある。

② 特定地域生活排水処理施設

人口減少や高齢化世帯増加の影響により浄化槽設置希望者が近年減少傾向にあり普及率が伸び悩んでいる。そのため、企業債残高は減少するものと考えられる。現在、令和5年度の地方公営企業会計の適用へ向け、準備をしている。現状、経営が概ね健全と思われるが、固定資産評価等の結果によっては料金改定の検討も必要である。

19) 田舎館村

① 公共下水道

処理区域内の管渠の整備はほぼ終了しています。今後は更なる経営改善に向けて、水洗化率の向上を図っていく必要があります。また、必要に応じて使用料水準や事業の広域化・共同化による維持管理費等の見直しを検討していきます。管渠等の老朽化に関しては、今後ストックマネジメント的観点から新規整備・維持管理・改築を一体的に捉え、事業の平準化とライフサイクルコストの最小化に取り組む必要があります。

② 農業集落排水施設

計画区域内の整備は終了しています。今後は更なる経営改善に向けて、水洗化の向上を図っていく必要があります。また、必要に応じて使用料水準の見直しや広域化・共同化による維持管理費等の見直しを検討していきます。施設の老朽化に関しては、処理施設の機械設備など必要に応じて更新している状況ですが、今後の人口減少も考慮し、下水道事業の広域化・共同化の検討による公共下水道への編入も視野に入れながら検討していく必要があります。

20) 板柳町

① 公共下水道

現在のところ、経営状況は安定しているが、過疎化等による急激な将来の人口減少に伴う使用料収入の減少、及び施設の改築（更新・長寿命化）が見込まれるため、未収金の回収、維持管理費の削減等、事業運営について十分な検討が必要である。

② 農業集落排水施設

同上

21) 鶴田町

① 公共下水道

適正な料金収入を確保することが経営改善の第1歩であり、接続率を向上させることが特に重要である。また、今後の人口減少や空き家対策等を踏まえ、農業集落排水を公共下水道に取り込んで維持管理の一元化を図りながら、組織の連携した取り組みが必要である。

② 農業集落排水施設

今後の課題として更なる経費削減を進めながら使用料の確保に向け加入促進や料金改定も含め経営の改善を図り、累積欠損金比率の減少や施設利用率の増加に努める必要がある。また、将来的には公共下水道との接続も視野に入れながら、早急な管渠の布設や老朽化に伴う処理施設の維持更新を見合わせるなど長期計画等作成し無駄なコストを発

生させないような経営を目指し事業を進める必要がある。

22) 中泊町

① 農業集落排水施設

収支は黒字となっているが、現状は一般会計からの繰入金で多くを賄っているため、まだまだ健全性のある経営とは言えない状況にある。

過疎化・少子高齢化が加速している現状で、経営の健全性に向けた対策を考え、加入率を向上させながら経営の継続不能とならないようにしていきたい。

② 漁業集落排水施設

施設維持管理費と償還金に対して営業収益（使用料）に不足が生じるため、一般会計の基準外繰入金として他会計から営業補助していただく形で収支均衡を保っています。

施設の老朽化に伴い施設維持管理費も増加傾向にあり、今後は機能保全計画書に基づき補助事業を活用しながら長寿命化を図るか、近隣施設との統廃合、又はダウンサイジングについて検討が必要です。**地域の特性上、浄化槽等の設置が困難な家屋が多数あり当該事業の廃止は出来ないため、今後も引き続き安定した運営を心がけ、処理原価の低減と経費回収率が向上するよう努力していきます。**

23) 七戸町

① 公共下水道

公共下水道の経営健全化・効率化に向けての取組、水洗化率向上については、ホームページや広報誌等において下水道への接続を促し、その他支援事業と連携し接続率向上に努める。また、使用料等の未納額解消については、徴収事務の強化に努める必要がある。また、採算性と公共性を考慮した事業の投資規模を最適化することで、企業債の借入額を抑える。例えば、施設の機能維持に関する方針・下水道ストックマネジメント計画を早期に策定し、支援制度を活用した改築や点検・調査を実施し維持管理の効率化を図って行くことなどが必要である。さらには、下水道事業を将来に渡って安定的に継続していくため、町の財政負担を少しでも軽減し経営健全化に向けた取組が必要であり、まずは使用料の適正化について審議検討を行い、早急に料金の改定を進めていく。

② 特定環境保全公共下水道

特定環境保全公共下水道の経営健全化・効率化に向けての取組、水洗化率向上については、ホームページや広報誌等において下水道への接続を促し、その他支援事業と連携し接続率向上に努める。また、使用料等の未納額解消については、徴収事務の強化に努める必要がある。

また、採算性と公共性を考慮した事業の投資規模を最適化することで、企業債の借入額を抑える。例えば、施設の機能維持に関する方針・下水道ストックマネジメント計画を早期に策定し、支援制度を活用した改築や点検・調査を実施し維持管理の効率化を図って行くことなどが必要である。さらには、下水道事業を将来に渡って安定的に継続していくため、町の財政負担を少しでも軽減し経営健全化に向けた取組が必要であり、まずは使用料の適正化について審議検討を行い、早急に料金の改定を進めていく。

③ 農業集落排水施設

農業集落排水の経営健全化・効率化に向けての取組等については、経費回収率が類似団体平均値から大きく下回っている状況なので、経営戦略の策定や使用料の改定に向け

た議論をし、維持管理経費の削減等の取り組みを行いながら経営改善を図っていく必要である。

24) 六戸町

① 公共下水道

前年度に比べ経費回収率、水洗化率は前年度より若干増加しているが、収益的収支比率・汚水処理原価はわずかながら減少している。これは、修繕費などの維持管理経費が前年度より増加したためである。依然として使用料収入で維持管理費を賄っていない状況には違はなく、令和6年度からの公営企業会計適用に向けて、使用料の適正化（使用料の増額改定等）の作業を進め、適正な使用料収入の確保に努めていくこととする。

② 農業集落排水施設

平成29、30年度に行った農業集落排水施設設備の更新事業が終了したこともあり、前年度に比べ収益的収支比率や経費回収率が増加し、汚水処理原価は低くなった。しかし、事業費を交付金と起債で賄っていたこともあり、企業債残高対事業規模比率が全国平均や類似団体平均値の約4倍となっている。これは、使用料水準が適切であれば比率を下げることができると思われる。今後も、施設設備の更新事業の必要があることから、令和6年度からの公営企業会計適用に向けて、使用料の適正化（使用料の増額改定等）の作業を進め、適正な使用料収入の確保に努めていくこととする。

25) 横浜町

① 農業集落排水施設

現在、料金収入のみでは経営が不可能な状態のため、一般会計からの繰入金により賄っている。平成28～29年度にかけて実施した機能強化対策事業、令和元年度に実施した最適整備構想、令和元年度から開始している地方公営企業法適用化に向けた業務委託により、これからも企業債の増加が見込まれる。今後は、例年同様に加入促進を行い、新規加入による料金収入の増加と将来的に計画的な施設更新が行えるような経営戦略を基に、計画的な事業運営を行い、適正な維持管理により健全な経営を行う。

26) 東北町

① 公共下水道

当町の下水道事業の経営健全化、効率化に向けた今後の取組として、

- 採算性等を考慮した事業計画の見直しによる、事業規模の縮小化。
- 収支バランスの取れた経営を行うため、下水道料金への改正の検討と企業会計の法適用化への推進。
- 広報・ホームページ・テレビ等による積極的な水洗化の推奨。
- 長期的視点からの維持管理計画（ストックマネジメント計画）の作成によるライフサイクルコストの低減。

などを行っていく必要がある。また当町は「宝沼」小川原湖の水産資源を守るため、農業集落排水事業、合併浄化槽事業と連携して水洗化を進めていく。

② 農業集落排水施設

当町の農業集落排水事業の経営健全化、効率化に向けた今後の取組としては、使用料の未納額の解消と使用料の価格の適正化、維持管理の最適な整備をしていく。

27) 六ヶ所村

① 公共下水道

整備が概ね完了し、水洗化率も高い水準となっているが、経費の回収は使用料収入で賄うことができず、一般会計からの繰入金に頼っている状況であり、使用料単価の改定や管理の効率化など、経営基盤の強化を図る必要がある。

② 特定環境保全公共下水道

整備が概ね完了し、水洗化率も高い水準となっているが、経費の回収は使用料収入で賄うことができず、使用料単価の改定や管理の効率化など、経営基盤の強化を図る必要がある。

③ 農業集落排水施設

経費の回収は、使用料収入で賄うことが出来ず、一般会計からの繰入金に頼っている状況であり、使用料単価の改定や管理の効率化など、経営基盤の強化を図る必要がある。

公共下水道を含めた広域化・統廃合の推進をし、更なる効率化を図る。

28) おいらせ町

① 公共下水道

持続可能な下水道事業運営のため経営面の改善努力が必要であり、使用料の改定等により収入の増額を図り、併せて支出の見直しも行う必要がある。流域下水道事業において、流域全体では人口減少が始まっており、それらを加味した各施設のスペックダウン等も含めた検討を行い、各種費用を抑えることや、町においても維持管理費の経費見直しや、各施設の更新時期等の精査、不明水対策等を徹底していく必要がある。

② 農業集落排水施設

類似団体平均値との比較ではあるが、経営面の健全性は保たれている状況である。

企業債残高は改善傾向とはいえ、高い水準であることに留意する必要がある。

経営面での改善努力は引き続き行い、将来に向け施設等の更新計画における支出や、経費削減に努め、収入面においても使用料の改定等を行い安定的な財源を確保していく必要がある。

29) 大間町

① 特定環境保全公共下水道

経営比較分析表から分析すると、収益的収支比率、経費回収率、施設利用率は、いずれも類似団体の平均と比較すると良い数値とは言えない状況です。主な原因として、下水道への接続率の低さや下水道受益者分担金・下水道使用料の未納及び施設の維持管理費がかさむ状況が挙げられます。特定環境保全公共下水道事業は、公共下水道に比べて規模が小さく、事業の性格上、独立採算によることが困難な事業であり、一般会計繰入金により収入不足を補填しています。又、下水道施設は将来的には更新改築が必要となり、多額の財政負担が見込まれています。大間町の下水道事業の経営健全化・効率的に向けた今後の取組として、汚水処理計画の見直し、収納率の向上及び使用料水準の適正化、維持管理の最適化を目指して取り組んでいく必要があります。

30) 東通村

① 特定環境保全公共下水道

最初に事業整備した地区では、既に供用開始から18年が経過し、各機器等の老朽化が

進んで毎年度の修繕費用等が嵩んでいる状況であり、平成30年度以降から補助事業等を利用し、順次改善する予定である。

② 漁業集落排水施設

最初に事業整備した地区では、既に供用開始から18年が経過し、各機器等の老朽化が進み毎年度の修繕費用等が嵩んでいる状況であり、使用料の増収も見込めないため、令和元年度以降から補助事業等を利用し順次改善する予定である。

31) 佐井村

① 特定環境保全公共下水道

人口減少に歯止めがかからず高齢化率もさらに上昇傾向であるため、水洗化率・施設利用率が低迷状態である。他会計繰入金により収支均衡が図られているが、平成19年に供用を開始して以来、料金改定を行ったことがないため段階的な料金改定を行い収益の増を図っていききたい。

また、高齢化の状況や人口の減少をみると収益の大幅な増は期待できないことから今後も維持管理費に係るコストの節減を図るほか、財政負担に留意し新規地方債発行額の抑制をすることや汚水処理人口を見据えたスペックの改善等を図りたい。

② 漁業集落排水施設

人口減少に歯止めがかからず、高齢化率もさらに上昇傾向であるため水洗化率、施設利用率が低迷している。他会計繰入金により収支均衡が図られているが平成9年に供用開始して以来料金改定を行ったことがないため段階的な料金改定を行い収益増に努めたい。また、高齢化の状況や人口の減少を見ると収益の大幅な増は期待できないことから今後も維持管理費に係るコストの節減を図るほか財政負担に留意し新規地方債発行額の抑制をすることや施設の健全化対策としてより効率の良い施設経営を図りたい。

32) 三戸町

① 公共下水道

施設利用率及び水洗化率を増加させるため、費用対効果を考慮しながら管渠整備を進める必要がある。経費回収率の増加及び汚水処理原価の減少させるため、維持管理に係る業務委託内容の見直しを行い、維持管理費用の削減を図る。

使用料収入の増加に向けて、未接続世帯への接続依頼を引き続き行うとともに、管渠整備がある程度進んだ段階で使用料の見直しについて検討する。

老朽化については、ストックマネジメント計画に基づいた点検・調査を実施し、その結果改築・修繕が必要な箇所が生じた場合は、計画的に改築・修繕を実施する。

33) 五戸町

① 公共下水道

公共下水道事業は類似団体を下回る経営状況にあるといえる。

使用料以外の収入に依存している部分が大きいため、収納率向上、接続率向上、汚水処理コスト削減の経営の改善が必要である。平成29年度に策定した「五戸町公共下水道事業経営戦略」に即した経営改善に取り組んでいく。

② 農業集落排水施設

農業集落排水事業は類似団体を下回る経営状況にあるといえる。

使用料以外の収入に依存している部分が大きいため、料金水準の適正化、汚水処理コ

ストの削減を行い健全な経営に努める。平成29年度に策定した「五戸町農業集落排水事業経営戦略」に即した経営改善に取り組んでいく。

34) 南部町

① 公共下水道

現在、建設事業継続中であり、一部供用開始から9年ほどであるため、企業債及び他会計繰入金の依存度が高く、経費回収率・水洗化率ともに平均値以下であります。

今後は、下水道への加入促進に努め接続率の向上による使用料金収入の増加と、ストックマネジメント計画による計画的及び効率的な管理により、平均値に近づけていけるよう努めていきます。

② 農業集落排水施設

施設利用率、水洗化率の平均値を下回っている要因は、人口減少と加入者の伸び悩みにより、下水道使用料が計画策定時に算定した予定収入に届いておらず、収益的収入が少なくなっている要因があります。また、排水処理施設の経年の稼働により修繕費が増加傾向にあり、他会計繰入金に依存している現状です。今後は、下水道へのさらなる加入促進による接続率の向上、下水道使用料の見直しと、ストックマネジメント計画により計画的及び効率的な維持により平均値に近づけていけるよう努めていきます。

35) 階上町

① 公共下水道

認可区域内整備途中であることから、施設利用率及び水洗化率は今後も増加する見込みである。平成31年4月から使用料の改定を実施したことにより経費回収率が増加したと考えられる。今後も接続率の向上により使用料収入を確保するとともに、維持管理費の削減に努め、経営の健全化を目指す。

② 漁業集落排水施設

漁業集落排水事業については、概ね類似団体に近い経営状態であるが、事業が完了していること及び区域内人口の減少もあることから接続数の大幅な増加は見込めない状況である。平成31年4月より使用料改定を実施。引き続き使用料収入を確保するとともに、維持管理費を抑えつつ改築等の投資を検討し、経営の健全化を目指す。

36) 新郷村

① 特定環境保全公共下水道

汚水処理原価を下げ、経費回収率を向上させるための対策として、処理場の運転方法や維持管理委託の見直し等により、汚水処理費の低減を図る。

また、水洗化率の向上対策を強化し、現在の80%台から90%台まで上げるとともに、料金水準の見直しを検討し、給水収益の改善を図る必要がある。

供用開始から20年以上が経過しているため、H26年度から処理場施設の改築更新を進めている。機械・電気設備の主要部分については更新が終了したが、今後もストックマネジメント計画に基づき、コストの最小化を踏まえた施設の改築更新に努める。

② 農業集落排水施設

処理区域内における人口減少や高齢化により、接続率が停滞し、営業収益が上がらない状況にある。対策として、未接続世帯に対する加入促進活動をより一層強化するとともに、料金水準の見直しにより、収益の改善を図る必要がある。また、汚水処理費を低減させるため、処理場の運転方法や、維持管理委託の見直しについて検討する。

表-23 公営企業で実施されている上下水道事業における使用料と経費回収状況

令和元 年 度	汚 水 処 理				上水道(末端給水事業)			家庭用 使用料 A + B
	事業名	経費回収率：%		家 庭 使用料 A	家 庭 使用料 B	料 金 回収率 %	備 考	
		控除前	控除後					
青森市	公共下水	85.6	93.4	3,052	2,728	105.52		5,780
	農業集落	35.8	81.3	3,052				
弘前市	公共下水	96.8	131.8	3,145	3,922	109.29		7,067
	特環下水	54.3	71.6	3,145				
	農業集落	33.6	50.4	3,145				
	小規模集	7.4	9.3	3,145				
八戸市	公共下水	66.5	100.0	3,383	4,961	109.98		8,344
	農業集落	34.8	78.0	3,383				
黒石市	公共下水	83.1	100.1	4,045	5,280	114.36		9,325
	農業集落	13.6	24.9	4,045	4,180	60.73	簡易水	8,225
五所川原 市	公共下水	74.0	99.9	3,300	4,200	111.08		7,500
	特環下水	18.9	36.2	3,132				
	農業集落	29.0	70.6	2,739				
	漁業集落	25.5	39.8	3,132				
十和田市	公共下水	85.4	115.7	3,972	4,035	104.77		8,007
	特環下水	42.3	67.6	3,972				
	農業集落	41.0	77.5	3,972				
	簡易排水	22.6	23.9	3,972				
	小規模集	18.3	46.2	4,045				
三沢市	公共下水	52.1	72.9	3,130	3,080	113.14		6,210
	農業集落	20.3	63.3	3,130				
むつ市	公共下水	16.0	55.0	3,300	4,675	105.75		7,975
	特環下水	15.3	57.7	3,300				
	漁業集落	7.7	11.3	3,300				
つがる市	公共下水	25.2	70.0	3,410	5,643	97.90		9,053
	特環下水	31.0	67.9	3,410				
	農業集落	25.8	81.3	3,410				
平川市	公共下水	94.5	97.1	3,124	4,510	128.28		7,634
	特環下水	35.7	38.6	3,124				
	農業集落	47.5	52.3	3,124	3,950	84.02	簡易水	7,074
	特定地域	20.5	21.1	3,124				
平内町	公共下水	12.5	53.6	2,980	5,049	124.53		8,029
	農業集落	13.0	31.5	2,980				
	漁業集落	13.0	34.9	2,980				
	特定地域	21.2	31.7	2,980				

今別町	—	—	—	—	6,520	83.02	簡易水	6,520
蓬田村	—	—	—	—	4,510	55.92	簡易水	4,510
外ヶ浜町	公共下水	19.3	61.5	2,860	5,676	93.33	簡易水	8,536
	特環下水	18.0	60.2	2,860				
鱒ヶ沢町	公共下水	11.0	40.4	2,297	5,643	101.13		7,940
	農業集落	10.4	45.9	2,297				
深浦町	特環下水	21.9	33.5	3,905	5,390	45.91		9,295
	漁業集落	11.5	18.0	3,905				
西目屋村	農業集落	27.7	80.8	2,200	2,200	17.40	簡易水	4,400
藤崎町	公共下水	59.8	100.0	3,626	5,368	111.76		8,994
	農業集落	53.0	100.0	3,626				
大鰐町	公共下水	27.5	38.6	3,080	3,300	120.54	簡易水	6,380
	特定地域	40.7	55.6	3,520				
田舎館村	公共下水	80.7	100.0	4,051	5,032	103.01		9,083
	農業集落	58.8	83.8	4,051				
板柳町	公共下水	164.0	164.0	2,920	4,925	123.63		7,845
	農業集落	18.5	57.9	2,920				
鶴田町	公共下水	23.3	90.1	2,860	4,576	119.78		7,436
	農業集落	17.3	67.1	2,860				
中泊町	農業集落	14.4	47.7	2,695	6,017	108.22		8,712
	漁業集落	15.6	33.1	2,941				
野辺地町	—	—	—	—	3,080	113.08		3,080
七戸町	公共下水	22.2	40.1	2,640	3,128	120.31		5,768
	特環下水	17.9	37.6	2,640				
	農業集落	12.1	30.9	2,640				
六戸町	公共下水	20.0	51.9	2,420	4,961	109.98		7,381
	農業集落	10.4	24.6	2,420				
横浜町	農業集落	12.4	40.5	2,940	4,944	124.72	簡易水	7,884
東北町	公共下水	15.0	37.8	2,640	3,270	91.50		5,910
	農業集落	17.1	46.1	2,640				
六ヶ所村	公共下水	10.5	15.9	1,397	3,069	115.84		4,466
	特環下水	12.7	22.5	1,397				
	農業集落	11.3	16.1	1,397				
おいらせ町	公共下水	25.0	31.3	2,640	4,961	109.98		7,601
	農業集落	33.7	52.5	2,640				
大間町	特環下水	16.2	18.1	2,640	4,345	97.93		6,985
東通村	特環下水	30.7	73.3	3,052	4,532	56.87		7,584
	漁業集落	31.3	62.0	3,052				
風間浦村	—	—	—	—	3,080	43.11	簡易水	3,080
	特環下水	16.7	19.7	3,300	4,312	68.25	簡易水	7,612

佐井村	漁業集落	19.4	21.8	3,300				
	公共下水	14.6	24.4	3,300	3,670	54.30	簡易水	6,970
五戸町	公共下水	21.2	24.5	2,592	3,828	65.51	簡易水	6,420
	農業集落	20.3	28.8	2,808				
田子町	—	—	—	—	4,961	101.76		4,961
南部町	公共下水	10.1	31.0	3,110	4,961	109.98		8,071
	農業集落	16.1	45.3	2,430				
階上町	公共下水	19.7	38.1	3,226	4,961	109.98		8,187
	漁業集落	19.1	33.6	3,226				
新郷村	特環下水	5.8	6.7	1,728	3,080	53.52	簡易水	4,808
	農業集落	5.6	6.6	1,728				
青森県	特環下水	4.4	4.4	2,160	—	—	—	
令和元 年度	汚 水 処 理			上水道(末端給水事業)				家庭用 使用料 A + B
	事業名	経費回収率：%		家 庭 使用料 A	家 庭 使用料 B	料 金 回収率 %	備 考	
		控除前	控除後					

家庭使用料は円/(20m³・月)、簡易水：簡易水道

【汚水処理に関する数値は令和元年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」、上水に関する数値は令和元年度経営比較分析表より、それぞれ引用】

西目屋村(4,400円)～黒石市(9,325円)

表-24 汚水処理の一般家庭使用料(円/(20m³・月))が上位の事業体における水道料金

令和元年度 家庭使用料は 円/(20m ³ ・月) 団 体 名	汚 水 処 理			上 水 道			家庭用 使用料 A + B
	事業名	経費回収率：%		家 庭 使用料 A	家 庭 使用料 B	料 金 回収率 %	
		控除前	控除後				
北海道三笠市	公共下水	71.9	101.2	5,583	6,910	92.59	12,493
北海道夕張市	公共下水	29.5	77.7	5,105	6,966	75.01	12,071
北海道由仁町	農業集落	44.9	69.1	5,286	6,497	37.28	11,783
北海道浦臼町	特環下水	30.5	83.7	5,016	6,171	96.33	11,187
福岡県小竹町	農業集落	45.1	88.4	7,040	4,020	83.60	11,060
秋田県湯沢市	特定地域	53.5	68.0	6,680	4,363	98.20	11,043
長崎県平戸市	農業集落	24.5	47.1	6,160	4,820	101.56	10,980
北海道妹背牛町※	農業集落	57.5	96.7	4,785	5,888	108.71	10,673
北海道栗山町 ※	公共下水	64.1	91.9	4,884	5,693	113.09	10,577
北海道美唄市 ※	公共下水	45.1	92.0	4,998	5,519	105.62	10,517
北海道秩父別町	農業集落	53.1	63.9	4,820	5,594	85.96	10,414
福岡県築上町 ※	公共下水	19.1	50.3	5,500	4,890	101.17	10,390
北海道芽室町	個別排水	43.0	65.0	5,133	5,247	108.75	10,380
北海道網走市	個別排水	64.9	90.4	5,984	4,378	113.81	10,362
福岡県上毛町	農業集落	29.8	41.1	5,940	4,180	56.62	10,120

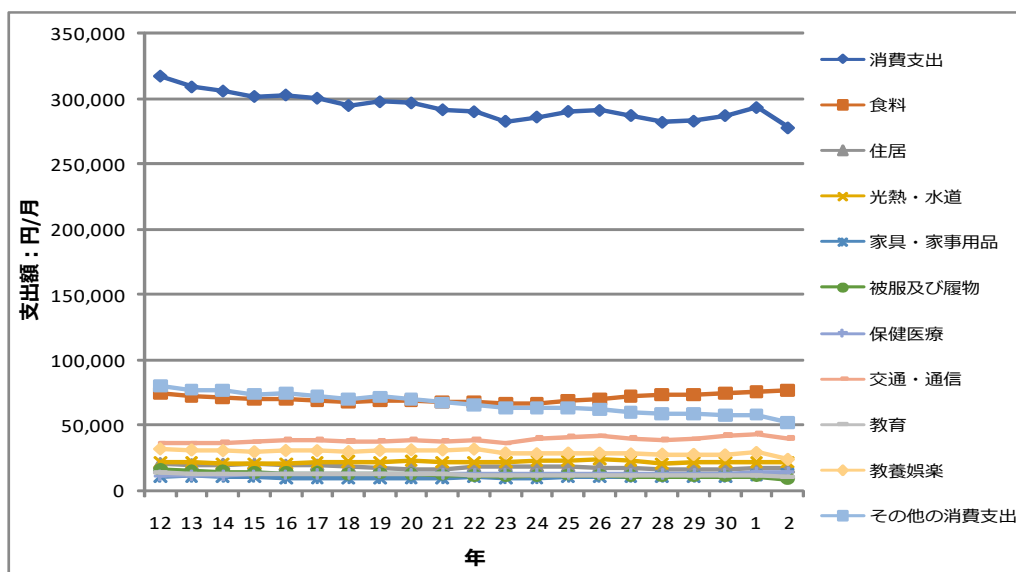
北海道赤平市	公共下水	112.9	112.9	4,707	5,322	94.49	10,029
茨城県桜川市	農業集落	37.7	77.0	4,724	5,280	7.23	10,004
福岡県行橋市	農業集落	49.6	99.0	5,980	4,020	132.35	10,000
福島県下郷町	農業集落	36.8	39.4	5,990	3,980	57.46	9,970
福島県会津美里町※	公共下水	42.6	81.1	4,950	4,818	114.46	9,768
愛媛県宇和島市	漁業集落	23.0	31.5	4,884	4,833	111.83	9,717
宮城県村田町 ※	公共下水	62.9	92.3	4,614	5,060	81.13	9,674
北海道芦別市	公共下水	77.7	100.7	5,042	4,554	89.57	9,596
福島県会津坂下町	農業集落	36.4	96.4	4,950	4,640	102.45	9,590
福島県小野町	特定地域	88.2	89.0	4,950	4,510	92.76	9,460
福岡県香春町	特定地域	72.7	99.5	5,010	4,418	93.47	9,428
福井県小浜市	農業集落	56.3	100.0	7,975	1,452	130.38	9,427
山形県長井市	特定地域	75.4	96.2	5,040	4,290	115.66	9,330
北海道月形町	農業集落	45.0	92.9	4,664	4,664	100.63	9,328
北海道歌志内市	公共下水	34.4	40.0	4,797	4,528	103.50	9,325
福島県三春町 ※	公共下水	183.2	183.2	4,806	4,510	92.76	9,316
北海道砂川市 ※	公共下水	77.1	114.0	4,760	4,528	103.50	9,288
岩手県一戸町	特定地域	112.4	128.5	4,970	4,280	121.83	9,250
福島県金山町	農業集落	33.8	48.1	4,950	4,233	57.89	9,183
秋田県横手市	特定地域	74.3	100.0	5,500	3,652	91.23	9,152
広島県東広島市	特定地域	76.0	90.7	5,120	3,999	107.10	9,119
広島県尾道市	漁業集落	16.7	30.1	4,950	4,169	104.99	9,119
秋田県大潟村	特環下水	107.0	107.0	4,779	4,334	115.13	9,113
福島県西会津町※	特環下水	28.5	72.3	4,730	4,378	67.71	9,108
福島県大玉村	農業集落	66.2	111.6	5,665	3,410	102.15	9,075
広島県三次市	特定地域	51.7	51.7	5,390	3,681	74.48	9,071
北海道美幌町	個別排水	48.9	73.1	5,170	3,894	115.29	9,064
北海道奈井江町※	公共下水	48.2	96.2	4,528	4,528	103.50	9,056
千葉県佐倉市	農業集落	13.4	17.2	6,168	2,882	108.86	9,050
三重県伊賀市	特定地域	58.6	70.8	5,500	3,520	108.79	9,020
北海道佐呂間町※	特環下水	33.7	76.3	4,510	4,510	85.17	9,020
長野県中川村 ※	公共下水	49.1	103.1	5,280	3,729	116.37	9,009
令和元年度	汚 水 処 理				上水道		家庭用 使用料 A + B
家庭使用料は 円/(20m ³ ・月) 団 体 名	事業名	経費回収率：%		家 庭 使用料 A	家 庭 使用料 B	料 金 回収率 %	
		控除前	控除後				

上水道は簡水を含む、市町村名の※は複数の汚水処理事業を同一料金で実施している。

汚水処理使用料の上位とは4,500円以上の団体。

汚水と上水の両者の使用料の合計額が9千円以上は48団体。1万円以上は18団体。

【汚水処理に関する数値は令和元年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」、
上水に関する数値は令和元年度経営比較分析表より引用】



図－7 消費支出と主な費目の推移(二人以上の世帯)

【出典：総務省統計局、家計調査報告(家計収支編)－令和2年(2020年)平均、令和3年2月5日公表】

表－25 二人以上の世帯の消費支出と光熱・水道費の推移(月額)

	消費支出 円/月 A	光熱・水道：円/月					B/A %	C/A %
		B	C					
			電気代	ガス代	他の光熱	上・下 水道料		
平成12年	317,328	21,628	9,682	5,888	1,266	4,793	6.8	1.5
平成13年	309,054	21,529	9,412	5,870	1,410	4,837	7.0	1.6
平成14年	305,953	21,171	9,385	5,709	1,181	4,896	6.9	1.6
平成15年	301,841	20,922	9,076	5,768	1,217	4,861	6.9	1.6
平成16年	302,975	21,012	9,302	5,536	1,172	5,002	6.9	1.7
平成17年	300,531	21,492	9,217	5,566	1,659	5,050	7.2	1.7
平成18年	294,943	22,278	9,462	5,770	1,976	5,069	7.6	1.7
平成19年	297,782	21,768	9,251	5,681	1,745	5,091	7.3	1.7
平成20年	296,932	22,762	9,784	5,971	1,959	5,048	7.7	1.7
平成21年	291,737	21,685	9,646	5,703	1,312	5,023	7.4	1.7
平成22年	290,244	21,951	9,850	5,514	1,537	5,049	7.6	1.7
平成23年	282,966	21,954	9,591	5,449	1,833	5,080	7.8	1.8
平成24年	286,169	22,815	10,198	5,660	1,875	5,081	8.0	1.8
平成25年	290,454	23,240	10,674	5,579	1,833	5,154	8.0	1.8
平成26年	291,194	23,799	11,203	5,709	1,769	5,117	8.2	1.8
平成27年	287,373	23,197	11,060	5,660	1,256	5,221	8.1	1.8
平成28年	282,188	21,177	10,100	4,897	1,001	5,178	7.5	1.8
平成29年	283,027	21,535	10,312	4,725	1,300	5,199	7.6	1.8
平成30年	287,315	22,019	10,765	4,760	1,390	5,104	7.7	1.8
令和元年	293,379	21,951	10,825	4,852	1,229	5,044	7.5	1.7
令和2年	277,926	21,836	10,671	4,729	1,181	5,255	7.9	1.9

※ 令和元年度に比べ、消費支出(−5.3%：293,379→277,926)よりも減少率の大きいのは被覆及び履物(−18.4%：10,779→8,799)、教養娯楽(−17.2%：29,343→24,285)、その他の消費支出(−10.5%：58,412→52,251)、教育(−10.5%：11,492→10,290)などです。

表-26 都道府県庁所在市別二人以上の世帯の消費支出と光熱・水道費(月額)

令和2年	消費支出 円/月 A	光熱・水道：円/月 (昇順)					B/A %	C/A %
		B	電気代					
			ガス代	他の光熱	上・下 水道料 C			
大阪市	246,247	20,164	10,425	5,664	154	3,921	8.2	1.6
松山市	240,210	19,357	10,997	3,635	635	4,090	8.1	1.7
鹿児島市	266,228	19,064	9,875	4,663	423	4,102	7.2	1.5
徳島市	295,661	21,216	12,389	3,978	675	4,174	7.2	1.4
神戸市	268,760	17,461	8,348	4,585	277	4,251	6.5	1.6
高松市	275,267	20,061	11,673	3,263	836	4,290	7.3	1.6
札幌市	301,683	27,309	11,871	4,789	6,243	4,406	9.1	1.5
和歌山市	245,467	19,669	11,038	3,509	481	4,641	8.0	1.9
高知市	270,206	20,743	10,263	5,311	525	4,643	7.7	1.7
前橋市	289,142	20,367	10,068	4,585	1,057	4,657	7.0	1.6
名古屋市	282,283	20,536	10,003	5,488	352	4,693	7.3	1.7
金沢市	299,375	22,207	12,891	3,561	990	4,765	7.4	1.6
那覇市	216,202	19,357	9,586	4,707	254	4,809	9.0	2.2
岡山市	262,385	20,653	10,152	4,968	659	4,873	7.9	1.9
宮崎市	261,710	18,597	9,701	3,429	580	4,888	7.1	1.9
熊本市	291,734	19,333	9,880	4,037	516	4,900	6.6	1.7
津市	285,114	19,790	9,905	3,943	989	4,954	6.9	1.7
静岡市	281,343	21,167	10,195	5,607	379	4,985	7.5	1.8
大分市	271,369	19,589	10,434	3,740	412	5,003	7.2	1.8
広島市	287,257	21,780	11,412	4,716	571	5,081	7.6	1.8
京都市	253,880	20,662	9,802	5,348	350	5,161	8.1	2.0
岐阜市	304,271	22,270	10,773	5,334	875	5,288	7.3	1.7
仙台市	264,817	22,717	10,649	5,007	1,710	5,351	8.6	2.0
鳥取市	296,669	21,726	11,729	3,739	896	5,362	7.3	1.8
山口市	286,130	21,938	11,637	4,114	785	5,402	7.7	1.9
東京都区部	325,010	21,596	10,037	5,935	208	5,416	6.6	1.7
横浜市	295,913	21,477	10,016	5,610	360	5,491	7.3	1.9
青森市	251,881	27,837	12,284	3,466	6,534	5,553	11.1	2.2
秋田市	264,922	25,743	11,387	4,742	4,034	5,580	9.7	2.1
甲府市	290,406	21,662	10,143	4,751	990	5,778	7.5	2.0
福島市	268,003	25,553	12,557	4,605	2,598	5,793	9.5	2.2
新潟市	273,946	23,760	10,949	5,403	1,542	5,866	8.7	2.1
盛岡市	270,902	27,129	11,724	5,352	4,150	5,903	10.0	2.2
福岡市	317,047	21,330	9,355	5,627	315	6,033	6.7	1.9
福井市	253,715	24,883	13,804	4,017	1,010	6,052	9.8	2.4
水戸市	274,520	22,431	10,640	4,827	857	6,106	8.2	2.2
さいたま市	326,313	21,742	9,885	5,433	254	6,171	6.7	1.9
富山市	302,233	25,840	14,218	3,253	2,116	6,253	8.5	2.1
千葉市	303,193	20,927	8,981	5,301	360	6,285	6.9	2.1
奈良市	299,627	22,665	10,609	5,165	575	6,316	7.6	2.1
宇都宮市	279,214	22,034	9,964	4,656	1,041	6,373	7.9	2.3
大津市	304,172	21,491	10,263	4,174	481	6,573	7.1	2.2
佐賀市	288,604	22,769	11,645	3,791	671	6,663	7.9	2.3
長崎市	253,814	21,706	9,379	5,162	481	6,685	8.6	2.6
松江市	294,519	24,954	12,570	4,858	625	6,901	8.5	2.3
長野市	270,419	23,588	9,744	4,600	2,149	7,095	8.7	2.6
山形市	293,536	29,590	13,633	4,842	3,371	7,744	10.1	2.6
全 国	277,926	21,836	10,671	4,729	1,181	5,255	7.9	1.9

【出典：総務省統計局、家計調査年報(家計収支編)－令和2年(2020年)平均、令和3年2月5日公表】

(7) 汚水処理施設の老朽化

【出典：総務省、令和元年度の経営比較分析表】

1. 有形固定資産減価償却率(法適用企業のみ)

【指標の意味】

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、**資産の老朽化度合い**を示している。

【分析の考え方】

当該指標について、明確な数値基準はないと考えられる。したがって、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

一般的には、**数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いこと**を示しており、将来の施設の改築(更新・長寿命化)等の必要性を推測することができる。

また、**他の老朽化の状況を示す管渠老朽化率や管渠改善率の状況を踏まえて分析**する必要があると考えられ、施設の改築等の必要性が高い場合などには、改築等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要がある。

なお、長寿命化等に取り組んでいる団体においては、分析の際に、それらの効果についても留意が必要である。

【筆者追記】

有形有形資産とは、建物、建物付属設備、構築物、車両運搬具、工具、器具備品、機械装置などを指し、減価償却資産とは、時間の経過により価値が減少するものを指します。ます

2. 管渠老朽化率(法適用企業のみ)

【指標の意味】

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、**管渠の老朽化度合い**を示している。

【分析の考え方】

当該指標は、明確な数値基準はないと考えられる。したがって、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、耐震性や、今後の更新投資の見直しを含め、対外的に説明できることが求められる。

一般的には、**数値が高い場合には法定耐用年数を経過した管渠を多く保有**しており、管渠の改築等の必要性を推進することができる。数値が低い場合であっても、将来的には耐用年数に達することから、改築・更新時期を迎える管渠が増加すること等が考えられるため、設備の回復・予防保全のための修繕や事業費の平準化を図り、計画的かつ効率的な維持管理・改築更新に取り組む必要がある。

また、他の老朽化の状況を示す指標である有形固定資産減価償却率や管渠改善率の状況を踏まえ分析する必要があると考えられ、管渠の改築等の必要性が高い場合などには、改築等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じた経営改

善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要がある。

なお、長寿命化等に取り組んでいる団体においては、分析の際に、それらの効果についても留意が必要である。

3. 管渠改善率

【指標の意味】

当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できる。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられるが、数値が2%の場合、すべての管路を更新するのに50年かかる更新ペースであることが把握できる。数値が低い場合、耐震性や、今後の更新投資の見直しを含め、対外的に説明できることが求められる。また、当該指標の分析には、他の老朽化の状況を示す指標である有形固定資産減価償却率や管渠老朽化率の状況を踏まえ分析が必要と考えられ、管渠の改築等の必要性が高い場合などには、改築等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要がある。

なお、長寿命化等に取り組んでいる団体においては、分析の際に、それらの効果についても留意が必要である。

- 管渠の老朽化の状況について、「令和元年度地方公営企業決算の概要」では以下のよう
に示されています

法適用企業のうち、建設が完了した下水管(受贈され、今後維持管理を行うものを含む。)の下水管布設延長は382,701kmで、前年度(337,226km)に比べ45,475km、13.5%増加している。このうち、法定耐用年数を超えた管渠延長が21,335kmで前年度(16,930km)に比べ4,405km、26.0%増加している。管渠老朽化率は5.6%で、前年度(5.0%)に比べ0.6ポイント上昇している。また、令和元年度に修繕・改良・更新した管渠延長は955kmで、前年度(820km)に比べ135km、16.5%増加している。管渠改善率は0.2%で、前年度(0.2%)に比べ微増している。

下水道管渠は法定耐用年数が50年であり、これまで急速に整備されてきた施設・設備の老朽化が進むことが見込まれるため、適切な維持管理や更新をすることが求められる。

表-27 下水道事業管渠の老朽化状況(法適用企業)

単位：km、% 法適用企業	平成23年 度	平成25年 度	平成29年 度	平成30年 度 (A)	令和元年 度 (B)	(B - A)/A
下水管布設延長(a)	221,756	249,381	325,123	337,226	382,701	13.5
法定耐用年数を 迎えた管渠延長(b)	7,878	9,382	15,193	16,930	21,335	26.0
1年間の修繕・改良 ・更新管渠延長(c)	463	525	867	820	955	16.5
管渠老朽化率(b)/(a)	3.6	3.8	4.7	5.0	5.6	—
管渠改善率(c)/(a)	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	—

【出典：令和元年度地方公営企業決算の概況】

表-28 老朽化の状況(公共下水道)

単位：%

	有形固定資産減価償却率			管渠老朽化率			管渠改善率		
	平成29	平成30	令和元	平成29	平成30	令和元	H29	H30	R01
青森市	—	—	—	—	—	—	0.17	0.55	0.13
弘前市	28.23	30.90	33.55	2.77	3.07	4.83	0.11	0.05	0.00
八戸市	—	—	—	—	—	—	0.02	0.02	0.01
黒石市	35.57	37.30	39.00	0.00	0.00	0.00	0.28	0.56	0.05
五所川原市	34.26	35.07	35.93	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
十和田市	40.75	42.18	43.36	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
三沢市	—	—	—	—	—	—	0.00	0.00	0.00
むつ市	—	—	—	—	—	—	0.00	0.00	0.00
つがる市	—	—	—	—	—	—	0.00	0.00	0.00
平川市	24.35	26.71	29.05	0.00	0.00	0.00	3.18	0.00	0.00
平内町	—	—	—	—	—	—	0.00	0.00	0.00
今別町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
蓬田村	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外ヶ浜町	—	—	—	—	—	—	0.00	0.00	0.00
鱒ヶ沢町	—	—	—	—	—	—	0.00	0.00	0.00
深浦町 ※	—	—	—	—	—	—	0.00	0.00	0.00
西目屋村	—	—	—	—	—	—	—	—	—
藤崎町	25.78	28.31	30.80	0.00	0.00	0.00	0.39	0.59	0.58
大鱒町	—	—	—	—	—	—	0.00	0.00	0.00
田舎館村	35.76	37.90	40.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
板柳町	30.25	31.76	32.99	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
鶴田町	28.80	31.54	34.19	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
中泊町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
野辺地町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七戸町	—	—	—	—	—	—	0.00	0.00	0.00
六戸町	—	—	—	—	—	—	0.00	0.00	0.00
横浜町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東北町	—	—	—	—	—	—	0.00	0.00	0.00
六ヶ所村	29.13	31.56	34.13	0.00	0.00	0.00	2.29	2.42	0.00
おいらせ町	—	—	—	—	—	—	0.00	0.00	0.00
大間町 ※	—	—	—	—	—	—	2.38	3.64	0.00
東通村 ※	—	—	—	—	—	—	0.00	0.00	0.00
風間浦村	—	—	—	—	—	—	—	—	—
佐井村 ※	—	—	—	—	—	—	0.00	0.00	0.00
三戸町	—	—	—	—	—	—	0.00	0.00	0.00
五戸町	—	—	—	—	—	—	0.00	0.00	0.00
田子町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
南部町	—	—	—	—	—	—	0.00	0.00	0.00
階上町	—	—	—	—	—	—	0.00	0.00	0.00
新郷村 ※	—	—	—	—	—	—	0.00	0.00	0.00
青森県 ※2	—	—	—	—	—	—	0.00	0.00	0.00

※：特定環境保全公共下水道 ※2：流域下水道

【数値の出所：総務省、経営比較分析表】

○ 事業報告書に記載する経営指標の例(下水道事業)

【出典：総務省、人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会、令和3年2月19日】

【経営比較分析表における経営指標】

共通：経常収支比率、累積欠損金比率、流動化率

下水道事業

経営の健全性・効率性：企業債残高対事業規模比率、経費回収率、汚水処理原価、水洗化率

老朽化の状況：有形固定資産減価償却率、管渠老朽化率+管渠改善率

組み合わせ例：経常収支比率+有形固定資産減価償却率+管渠老朽化率、
経常収支比率+累積欠損金比率、経費回収率+汚水処理原価、
経常収支比率+経費回収率、管渠老朽化率+管渠改善率

1) 「経営の健全性」及び「料金水準の妥当性」を示すため「**経常収支比率**」と「**料金回収率**」のクロス評価を行う。

経常収支比率：使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標

$$\text{算出式} = (\text{経常収益}) \div (\text{経常費用}) \times 100$$

経費回収率：使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標

$$\text{算出式} = (\text{下水道使用料}) \div (\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}) \times 100$$

経常収支比率	経費回収率	経営の状況
100%以上	100%以上	健全経営+独立採算
100%以上	100%未満	健全経営+料金以外の収入(他会計繰入金)に依存
100%未満	100%以上	単年度収支赤字(※)+独立採算
100%未満	100%未満	経営の健全化が必要

※ 操出基準額に対して実繰入額が少ない場合等が考えられる。

2) 「経営の健全性」と「施設の更新」のバランスが保たれているかを把握するため以下の3指標を示す

経常収支比率：使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標

$$\text{算出式} = (\text{経常収益}) \div (\text{経常費用}) \times 100$$

有形固定資産減価償却率：有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す。

$$\text{算出式} = (\text{有形固定資産減価累計額}) \div (\text{有形固定資産のうち償却対象の帳簿原価}) \times 100$$

管渠老朽化率：法定耐用年数を越えた管渠延長の割合を表した指標

$$\text{算出式} = (\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}) \div (\text{下水道布設延長}) \times 100$$

指標	更新投資を行った場合	更新投資を先送りした場合
経常収支比率	悪化	変動なし
有形固定資産減価償却率	改善	悪化
管渠老朽化率	改善	悪化

● 更新投資は、新規投資と異なり、料金収入の増加をもたらさないため実施に当たって

は経常収支とのバランスが重要となる。更新投資を行うと、資産の更新が進むが、減価償却費及び企業債利息が増加するため、経常収支比率が悪化する方向に働く場合がある。

表-29 各指標の類似団体平均(公共下水道・令和元年度)

処理区域内		供用開始 後年数別 区分 年	経常収支 比 率 %	経 費 回収率※ %	有形固定資 産減価償却 率 %	管 渠 老朽化率 %
人口区分	人口密度区分 人/ha					
政令市等			108.24	110.92	48.25	10.76
10万人 以上	100以上		109.00	99.89	24.54	7.66
	75以上		106.31	101.62	30.60	5.02
	50以上	30以上	107.03	97.91	31.01	4.95
		30未満	104.34	81.86	14.98	0.00
	50未満		111.12	100.91	34.33	5.11
3万人 以上	100以上		104.85	97.90	14.72	1.01
	75以上	30以上	107.34	92.08	8.55	2.41
		30未満	110.81	92.42	14.51	0.00
	50以上	30以上	106.32	88.05	21.22	0.83
		30未満	105.89	85.39	19.78	0.44
	50未満	30以上	106.99	94.69	26.36	1.43
		30未満	107.15	94.73	17.24	0.11
3万人 未満	75以上		—	—	—	—
	50以上	30以上	101.51	85.34	16.37	0.98
		15以上	105.14	76.32	18.04	0.00
		15未満	101.29	73.63	4.83	0.00
	25以上	30以上	106.81	87.29	29.23	1.37
		15以上	106.57	81.88	15.85	0.00
		15未満	106.07	77.51	6.84	0.00
	25未満	30以上	104.01	86.94	31.19	0.58
		15以上	109.21	74.17	24.10	0.00
15未満		—	48.20	—	—	

※：法適用・非適用を合算して平均値を算出している。

【出典：総務省、人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会、令和3年2月19日】

4. 有収率

有収率とは、施設の効率性を表す指標の一つで、処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる有収水の割合のことです。有収率が高いほど使用料徴収の対象とできない不明水が少なく、効率的であるといえます。

$$\text{有収率} = (\text{年間有収水量}) / (\text{年間汚水処理水量}) \times 100$$

下水道においては、管渠の接続部分、マンホール等からある程度の不明水が流入することはやむを得ないものです。しかし、不明水の量が多くなると、雨天時のマンホール等からの溢流、下水道処理施設への負荷増大(放流水質の悪化、消毒剤等薬剤の消費量の増加、電力消費量の増加など)、下水道事業の経営悪化などの悪影響が懸念されます。そのため、著しく有収率の低い団体にあつては、多量不明水が発生する原因の究明とその削減に努める必要があります。

不明水の発生理由としては、①管渠の接続部分・マンホール等からの流入、②汚水升と雨水升の誤接続による雨水の流入、③無届け排水設備からの汚水の流入、④井戸水等の認定水量と実際の使用水量との誤差の発生、⑤管路施設の老朽化や破損(全国の公共団体の7割が管路の点検・調査を未実施のため下水道管理に起因する道路陥没が毎年約4千件発生)等が考えられます。これらの有無を検証し、適切な対策を講じる必要があります。

なお、管路施設における日常の維持管理が適正でないと、不明水以外にも次のような管渠施設に起因した事故や障害が発生し、処理費用の増大や都市機能が麻痺するなど大きな障害を与える場合があります。【出典：国交省管渠施設維持管理業務委託等調査検討会、下水道管渠施設の包括的民間委託に関する報告書、平成21年3月】

- ア. 管渠閉塞等による下水の溢水
- イ. 管渠、マンホールの破損等による道路陥没
- ウ. 下水の滞留等による悪臭
- エ. マンホールふたに関連する騒音、交通傷害など

表-30 不明水の分類(指針を参考に作成)

有 収 汚 水		下水道料金等で把握が可能な水量
不明水 (有収汚 水以外)	浸 入	地下水浸入水 恒常的あるいは比較的長期にわたり下水管渠に浸入した地下水
	水	雨天時浸入水 分流式下水道で雨天時に汚水管路施設に浸入した雨水
	その他	●無届けの事業所排水や湧水などの有収外汚水 ●上水系排水(漏水) ●その他(農業排水路からの接続等)

【出典：篠田康弘(公益社団法人日本下水道管路管理業協会常務理事)ら、下水道協会誌、Vol. 52、No. 627、pp. 37~41、2015/01】

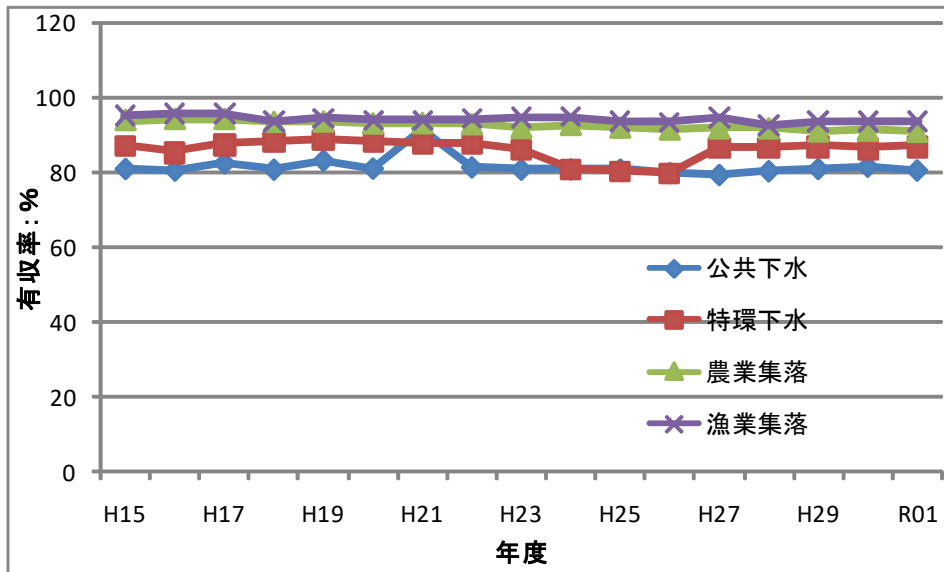
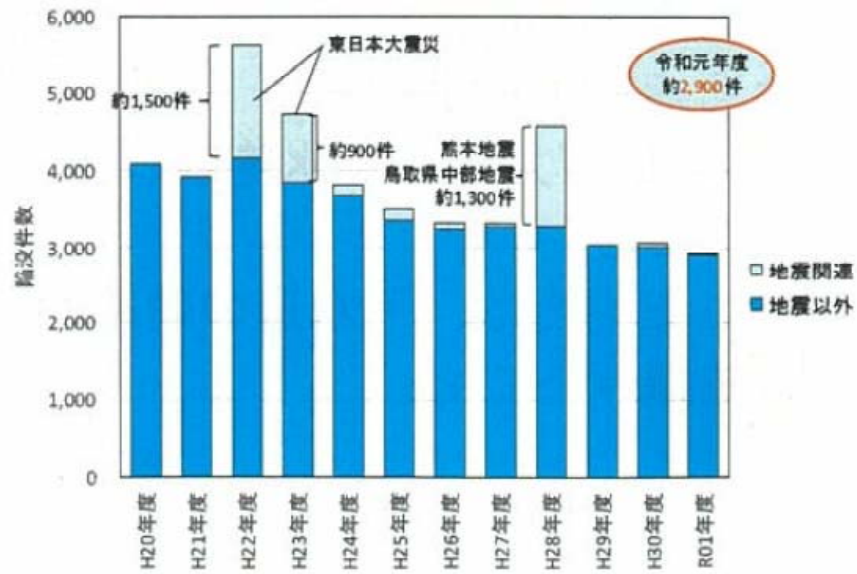


図-8 主な集合処理施設整備事業の有収率(加重平均値)の推移

下水管路に起因する道路陥没件数

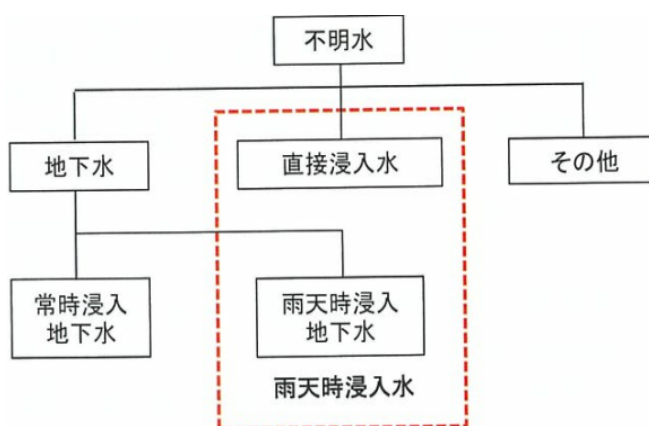


5. 雨天時浸入水について

【出典：長谷川広樹(国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官付課長補佐)、雨天時浸入水対策ガイドライン(案)について、下水道協会誌、2020/12、Vol. 57、No. 698、pp. 1～8】

平成30年度に実施した分流式下水道を採用する地方公共団体を対象とした雨水時浸入水に関するアンケート調査結果によると、回答数2,962処理区のうち、半数以上である1,681処理区(約57%)が「維持管理上の問題あり」と回答しており、雨天時浸入水に関する事象の発生が全国的な課題となっていることが示唆されています。さらに、問題ありと回答している団体のうち、雨天時浸入水の発生箇所・原因について調査を行っている団体は約40%、発生源対策を実施したことのある団体は約37%と、雨天時浸入水に関する事象を認識しつつも、調査もしくは対策を実施している割合は低い状況にあることが分かります。

本ガイドラインでは、雨天時浸入水に起因する事象として、分流式下水道の処理区において汚水系統の管路施設やポンプ施設、処理施設等において発生する以下の3つの事象を対象としており、「雨天時浸入水」とは、マンホールの蓋穴や污水管への誤接続などによって、汚水系統に流入する雨水である「直接浸入水」と、雨天時の地下水位上昇等に伴い、汚水系統に流入する地下水である「雨天時浸入地下水」を合わせたものとしています。



図－9 雨天時浸入水に係る用語の体系図

(事象1)：処理場外にある污水管のマンホール等からの溢流や宅内への逆流

雨天時浸入水により管渠やポンプ施設等の流下能力等が不足し、増水した下水がマンホール等から溢流、または宅内へ逆流した下水がトイレや宅内ます等から溢流すること。

(事象2)：処理場外にある污水管等から雨天時に増水した下水が公共用水域に流出

雨天時浸入水により管渠やポンプ施設等の流下能力等が不足することが想定される箇所において、マンホール等からの溢流対策として設置した管渠から、下水が公共用水域へ流出すること。

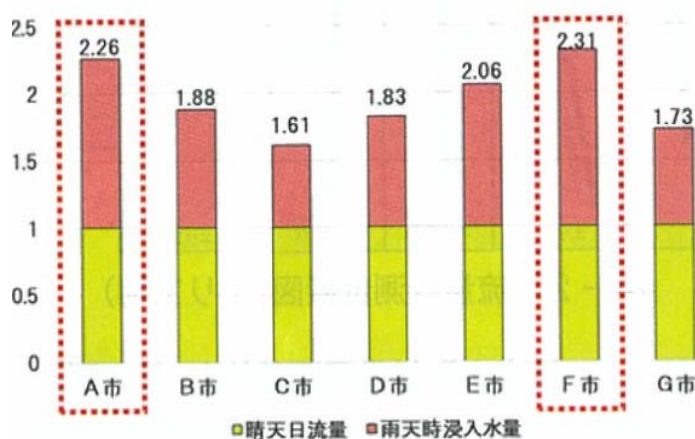
(事象3)：処理場に流入する下水の一部を二次処理せず放流または流出

雨天時浸入水の増大により処理場の処理能力が不足し、一部の下水を二次処理せずに放流または流出すること。

表一31 浸水部位・浸水原因別の浸入水削減対策手法及び効果の例

対象施設	浸入部位 及び原因	対策手法	効果	
			直接 浸入水	雨天時 浸入地下水
宅内排水設備	誤接続	誤接続の解消	○	—
	管口や破損による水密性不良	改築・修繕	—	○
公共汚水ます	蓋穴や蓋周辺からの浸入	蓋の交換、蓋穴の閉塞	○	—
	管口や破損による水密性不良	改築・修繕	—	○
取付管	継ぎ手部や破損による水密性不良	改築・修繕	—	○
下水道本管	継ぎ手部や破損による水密性不良	改築・修繕	—	○
マンホール	管口や破損による水密性不良	改築・修繕	—	○
	蓋穴や蓋周辺からの浸入	蓋の交換、蓋穴の閉塞	○	—
その他	全般	雨水整備	○	○

市町村別雨天時流量比



図一10 市町村別雨天時流量比較の事例

【出典：寺元務(大阪府南部流域下水道事務所維持管理課管理グループ)、分流通式下水道における雨天時浸入水実態調査と対策協議会、下水道協会誌、2020/12、Vol. 57、No. 698、pp. 9～11】

【出典：森田寿(神戸市建設局下水道部管路課調査担当係長)、神戸市における分流通式下水道の不明水対策について、下水道協会誌、2020/12、Vol. 57、No. 698、pp. 12～14】

1. はじめに

・・・前略・・・本市では、分流通式下水道を採用しているため合流式と比べ、雨天時浸入水を含む不明水問題の放置は、**汚水処理費の増大や放流水質の悪化に直結**します。そうした背景から、不明水に対する調査を昭和52年から開始した記録が残っております。また、

平成7年の阪神淡路大震災により多くの污水管渠が被災し、不明水問題が顕著化したため、より一層不明水問題に取り組むこととなりました。・・・後略・・・

2. 不明水調査

本市では、平成11年度に不明水量の多い処理区において、雨天時浸入水量と侵入経路の調査を実施しました。まず流量調査により雨天時浸入水量が多い地域を特定し、次に取付管や接続ますなど部材ごとに修繕を行い、段階的に流量調査を実施することで、流量の変化から浸入水の経路とその割合を算出しました。この調査により、**浸入水の侵入経路は、排水設備側が45%、公共下水道側で55%**という結果が得られ、公共下水道だけではなく排水設備に対しても不明水対策を取り組んで行くこととなりました。

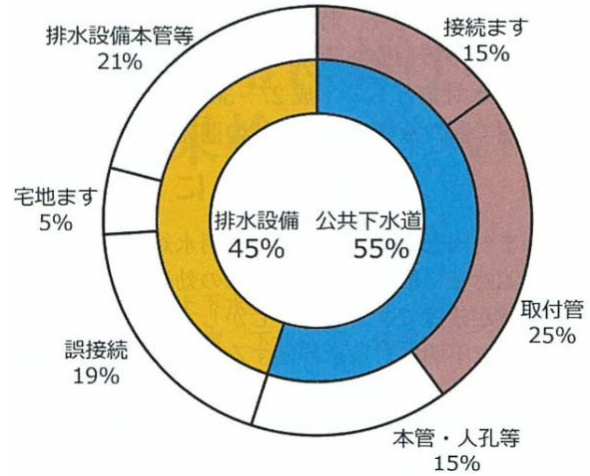


図-11 雨天時浸入水の割合

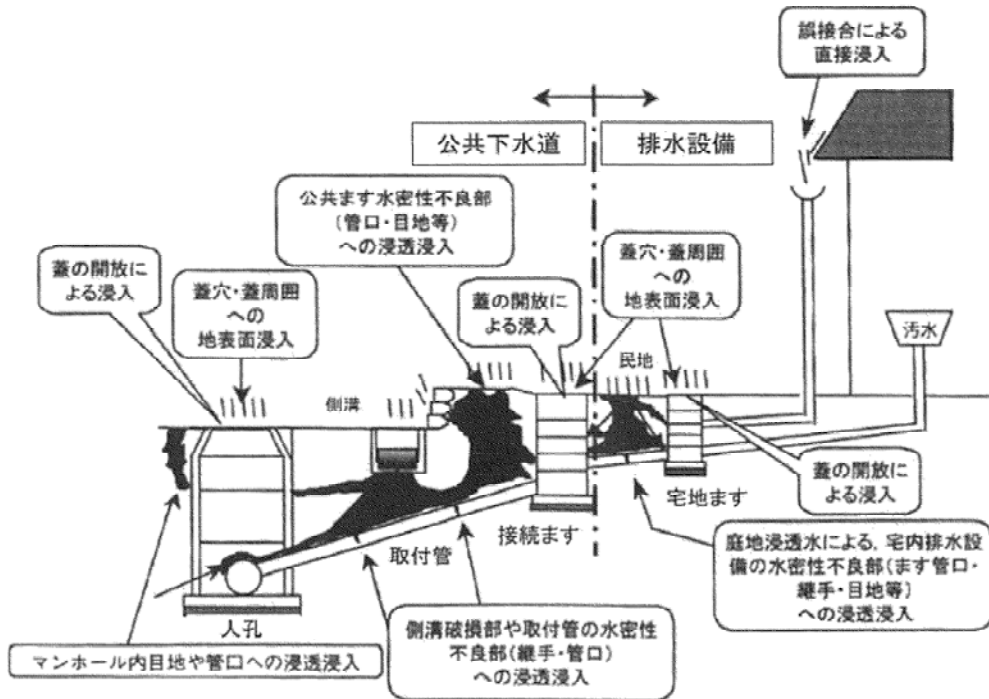


図-12 雨天時浸入水の経路

表-32 使用開始後年と有収率

令和元年度 公共下水道	供用開始 後年 年	有収率 %		令和元年度 公共下水道	供用開始 後年 年	有収率 % 昇順
青森市	54	73.8	1	六戸町	26	50.5
弘前市	47	79.7	2	八戸市	42	71.4
八戸市	42	71.4	3	青森市	54	73.8
黒石市	31	79.7	4	五所川原市	36	75.2
五所川原市	36	75.2	5	弘前市	47	79.7
十和田市	40	87.7	6	黒石市	31	79.7
三沢市	25	94.2	7	藤崎町	33	79.7
むつ市	17	90.9	8	大鰐町	21	79.7
つがる市	22	85.7	9	田舎館村	32	79.7
平川市	30	80.8	10	平川市	30	80.8
平内町	14	100.0	11	六ヶ所村	18	83.6
外ヶ浜町	8	90.0	12	おいらせ町	28	85.0
鱒ヶ沢町	18	86.6	13	つがる市	22	85.7
藤崎町	33	79.7	14	鱒ヶ沢町	18	86.6
大鰐町	21	79.7	15	十和田市	40	87.7
田舎館村	32	79.7	16	外ヶ浜町	8	90.0
板柳町	23	97.7	17	むつ市	17	90.9
鶴田町	21	100.0	18	五戸町	19	93.2
七戸町	18	103.2	19	三沢市	25	94.2
六戸町	26	50.5	20	板柳町	23	97.7
東北町	19	103.8	21	三戸町	10	97.9
六ヶ所村	18	83.6	22	平内町	14	100.0
おいらせ町	28	85.0	23	鶴田町	21	100.0
三戸町	10	97.9	24	階上町	11	102.0
五戸町	19	93.2	25	七戸町	18	103.2
南部町	9	108.4	26	東北町	19	103.8
階上町	11	102.0	27	南部町	9	108.4

【数値の出所：総務省、令和元年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要】

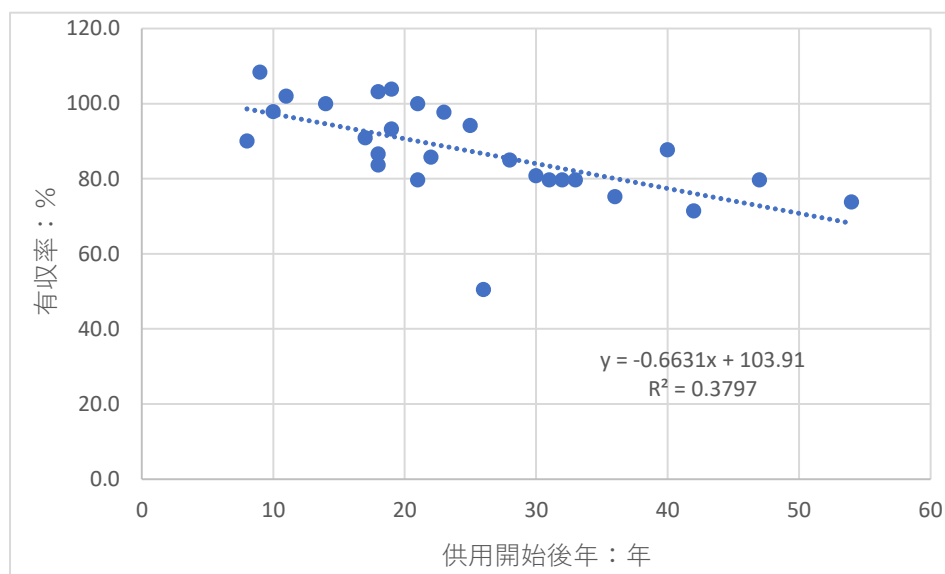


図-13 供用開始後年と有収率の関係(青森県下の公共下水道、令和元年度)

(8) 水道料金の事業主体別の将来予測値(破綻しないため)

【出典、EY新日本有限責任監査法人、水の安全保障戦略機構事務局、2021年3月31日、「人口減少時代の水道料金はどうなるのか？(2021年版)】

- 本研究結果は、現在の水道経営を維持していくとした場合に2043年までに想定される水道料金改定率を、最新の公表統計データを基に事業体別に作成したもので、2015年、2018年に続き3回目の実施となります。

今回は、水道料金推計の改定に加え、コロナ禍による、水道事業経営への影響について、日本水道新聞と共同で、全国の水道事業者体に対してアンケートを実施しており、水道事業へ与える影響について考察を加えています。

日本では、戦後から水道インフラが急速に整備され、今では限りなくすべての人々に対して清浄にして豊富で低廉な水の供給が確保され、私たちはその恩恵によって日々の生活を安心して送ることができます。国連持続可能な開発目標(SDGs)の目標6.1には、「2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する」とあります。2043年、日本各地では、どうなっているのでしょうか。より良い未来を選択するために、まず、水道インフラの現状課題にしっかりと目を向ける必要があります。

本研究結果を端緒に、水道事業経営の実態に関する理解が広がり、今後の水道事業経営のあり方(健全経営、統合・広域化、民間活力の活用など)について、事業者、住民(利用者)、そして住民の代表者である議会の間において、個別事業体の実態を踏まえた健全かつ活発な議論が前進していくことを期待します。

- 研究結果の要旨
 - 2043年までに約94%の事業体で水道料金値上げの可能性(前回調査費4%増)
 - 水道料金の値上げ率は全体平均で43%(前回調査費7%増)
 - コロナ禍において、アンケート調査で回答を得た525団体のうち、約38%の事業体が水道料金の減免を実施

減免により今後の事業への影響有と答えた団体数とその割合

上段：回答数 下段：割合	回答事業体数	減免団体数(全体)	①減免団体数(交付金等外部財源を活用)	②減免団体数(水道事業財源のみで対応)	③事業に影響有と回答(水道事業財源のみで対応)
50万人以上	21	5	1 (5%)	4 (19%)	2 (50%)
5万人以上～50万人未満	247	108	45 (18%)	63 (26%)	38 (60%)
5万人未満	257	95	70 (27%)	26 (10%)	13 (50%)
回答総数	525	208	116 (22%)	93 (18%)	53 (57%)

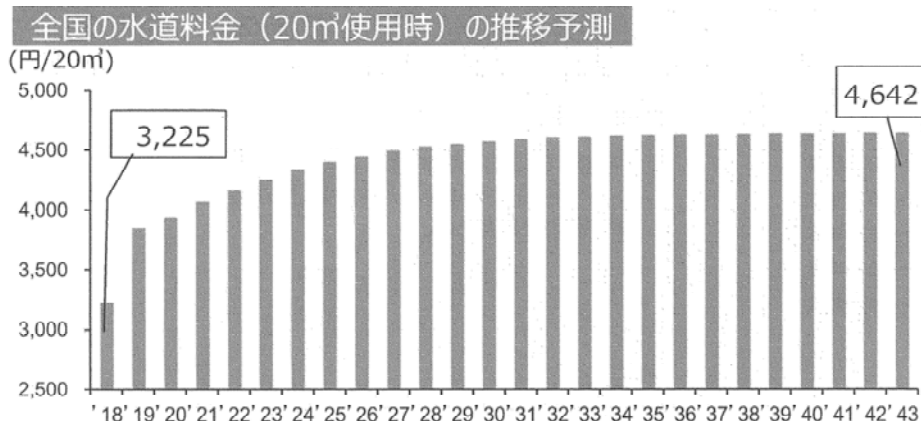
※既16未満部 2件について除外(50万人以上～50万人未満)

1) 推計結果の要旨

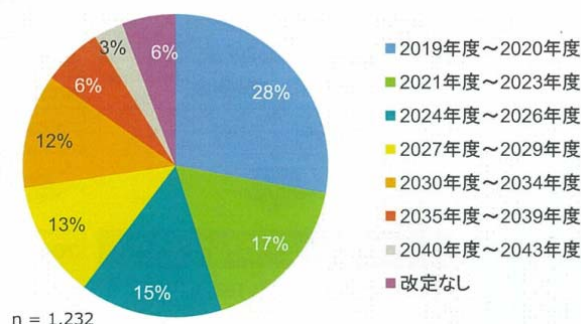
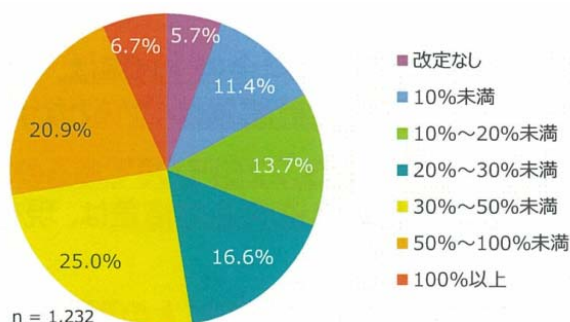
- ◆ 2043年度までに水道料金の値上げが必要とされる事業体は、分析対象全体の約94%に及ぶと推計される。
- ◆ 2015年(2013年起点)と2018年(2015年起点)に推計した全国平均の料金値上げ率は、それぞれ34%と36%であったのに対し、今回(2018年起点)の値上げ率の推計結果は43%

%となった。

- ◆ 水道料金の全国平均では、平均的な使用水量の場合、2018年は3,225円/月であるのが、2043年には4,642円/月と推計される。また、個々の事業者間の水道料金の格差は、現在の9.1倍(≒6,841/750)から、2043年には24.9倍(≒28,956/1,162)に広がる。
- ◆ 料金値上げ率が高い事業者は北海道・東北・北陸地方に多く、そのうち3割以上の事業者は料金値上げ率が50%以上と推計される。



- ◆ 2043年度までに水道料金の値上げが必要とされる事業者数は1,162事業者体となり、分析対象全体の約94%に及ぶ。これらのうち、全体の約5割を占める648事業者体において、30%以上の料金値上げが必要と推計される。料金値上げ率の平均値は43%、中央値は32%である。
- ◆ 全体の約45% (556事業者体)において、今後3年以内(2023年度まで)の料金値上げが必要と考えられる。
- ◆ 給水人口の少ない事業者体ほど、推計される料金値上げ率が高い傾向にある。
- ◆ 給水区域における給水人口の割合で示した人口密度で比較した場合、人口密度が小さい事業者体ほど、料金値上げ率が高くなる傾向がみられる。



2) 広域化の推計結果 各都道府県の料金値上げ率

- ◆ ここでは、令和元年10月に施行された水道法改正によって設置が可能となった都道府県による広域的連携等推進協議会を踏まえ、仮に都道府県単位で一水道事業に統合したと仮定した場合の将来の水道料金推計を行った。
- ◆ 料金値上げ率の平均値は29%、中央値は28%、最大値は高知県の57%である。
- ◆ 個々の事業者の間では水道料金格差が存在するため、都道府県単位の広域化を行う場合と行わない場合では、水道料金が改善する事業者と、水道料金が悪化する事業者

が存在する。

表－33 都道府県単位の広域化における水道料金

都道府県名	料金 値上げ率	料金 値上げ時期	料金(2015年) (20m使用時) (円)	料金(2040年) (20m使用時) (円)
北海道	+ 37%	2024年度	4,279	5,857
青森県	+ 38%	2026年度	4,418	6,106
岩手県	+ 49%	2025年度	3,710	5,512
宮城県	+ 42%	2032年度	4,215	5,985
秋田県	+ 35%	2022年度	3,688	4,965
山形県	+ 25%	2027年度	4,237	5,294
福島県	+ 26%	2028年度	3,428	4,326
茨城県	+ 30%	2026年度	3,906	5,092
栃木県	+ 9%	2023年度	3,089	3,358
群馬県	+ 25%	2021年度	2,533	3,163
埼玉県	+ 23%	2023年度	2,467	3,046
千葉県	+ 26%	2024年度	3,693	4,637
東京都	+ 17%	2026年度	2,582	3,009
神奈川県	+ 28%	2023年度	2,130	2,733
新潟県	+ 41%	2028年度	3,097	4,374
富山県	+ 35%	2028年度	2,980	4,026
石川県	+ 28%	2025年度	3,336	4,276
福井県	+ 36%	2024年度	2,554	3,483
山梨県	+ 32%	2027年度	2,384	3,144
長野県	+ 17%	2026年度	3,132	3,674
岐阜県	+ 28%	2027年度	2,720	3,492
静岡県	+ 31%	2028年度	2,346	3,074
愛知県	+ 27%	2033年度	2,386	3,032
三重県	+ 30%	2024年度	2,669	3,462
滋賀県	+ 11%	2029年度	2,864	3,177
京都府	+ 34%	2029年度	3,022	4,043
大阪府	+ 26%	2024年度	2,822	3,552
兵庫県	+ 22%	2026年度	2,946	3,581
奈良県	+ 29%	2025年度	3,563	4,600
和歌山県	+ 35%	2032年度	2,754	3,708
鳥取県	+ 38%	2022年度	2,650	3,661
島根県	+ 33%	2027年度	3,583	4,781
岡山県	+ 31%	2028年度	3,330	4,360
広島県	+ 22%	2026年度	3,500	4,276
山口県	+ 42%	2023年度	2,892	4,097
徳島県	+ 20%	2021年度	2,702	3,252
香川県	+ 28%	2023年度	2,916	3,743
愛媛県	+ 45%	2024年度	3,070	4,460
高知県	+ 57%	2026年度	2,296	3,611
福岡県	+ 19%	2023年度	3,721	4,428
佐賀県	+ 27%	2028年度	4,195	5,349
長崎県	+ 33%	2028年度	3,741	4,973
熊本県	+ 23%	2025年度	3,032	3,715
大分県	+ 15%	2024年度	2,893	3,319
宮崎県	+ 28%	2027年度	2,876	3,669
鹿児島県	+ 24%	2026年度	2,976	3,690
沖縄県	+ 17%	2027年度	3,176	3,706

※ 福島県は県単位の人口推計データが存在するため参考に算出。

表-34 青森県下の事業主体別、水道料金の将来予測値(2043年度)

値上げ 率順位	事業主体名	料金(20m ³ /月)		料金 改定率	料金 改定年度	総人口 減少率
		将来 予測値 (降順)	2018 年度			
13	津軽広域水道企業団	15,997	5,540	+189%	2021年度	-42%
46	田子町	11,277	4,870	+132%	2019年度	-48%
165	深浦町	9,255	5,292	+75%	2023年度	-58%
167	むつ市	8,010	4,590	+75%	2019年度	-31%
975	久吉ダム水道企業団	6,589	5,813	+13%	2038年度	-38%
934	鱒ヶ沢町	6,457	5,544	+16%	2019年度	-54%
1,050	中泊町	6,409	5,907	+8%	2039年度	-57%
616	八戸圏域水道企業団	6,408	4,870	+32%	2028年度	-27%
630	板柳町	6,308	4,823	+31%	2026年度	-48%
865	黒石市	6,199	5,184	+20%	2029年度	-35%
781	平内町	6,103	4,957	+23%	2031年度	-50%
581	鶴田町	5,983	4,492	+33%	2021年度	-35%
987	藤崎町	5,938	5,267	+13%	2032年度	-32%
796	東通村	5,454	4,449	+23%	2019年度	-37%
1,026	田舎館村	5,400	4,921	+10%	2034年度	-35%
158	六ヶ所村	5,298	3,013	+76%	2022年度	-29%
669	五所川原市	5,297	4,124	+28%	2027年度	-37%
890	大間町	5,069	4,266	+19%	2038年度	-46%
814	十和田市	4,819	3,962	+22%	2023年度	-29%
279	七戸町	4,794	3,071	+56%	2025年度	-42%
788	弘前市	4,736	3,851	+23%	2028年度	-28%
1,083	平川市	4,727	4,426	+7%	2038年度	-32%
432	青森市	3,836	2,678	+43%	2024年度	-31%
383	三沢市	3,812	2,590	+47%	2019年度	-24%
1,010	東北町	3,708	3,346	+11%	2019年度	-35%
977	野辺地町	3,425	3,024	+13%	2031年度	-37%

数値の出所：新日本有限責任監査法人と水の安全保障戦略機構事務局とが2021年3月31日に発表した「人口減少時代の水道料金はどうなるのか？(2021年版)」

水道行政の現状と課題 水道事業者の経営改革の推進 広域化

【出典：財政制度等審議会、「財政健全化に向けた建議」、令和3年5月21日】

○ 水道事業は、市町村経営の原則のもと、小規模事業者が多数存在。

○ 今後、人口減少等に伴い、小規模事業者が益々増加する中、水需要減、更新需要増といった経営環境のさらなる悪化も見込まれている。

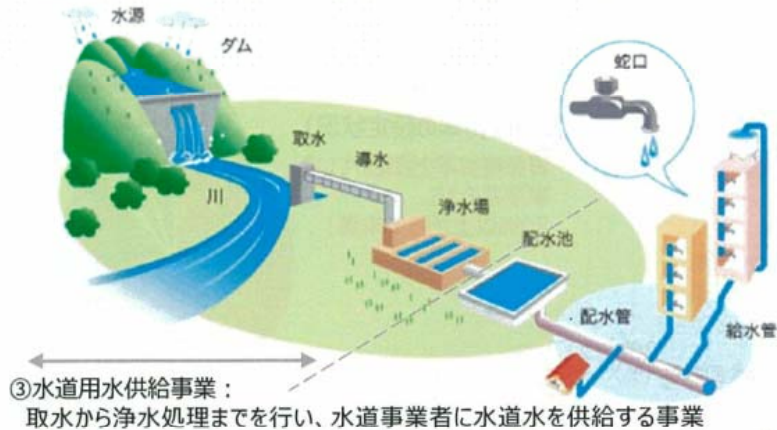
○ 人材・経営資源が散在する従来型の経営では、個々の事業者による対応力が低下し、健全で効率的な経営を展望しにくい可能性。

◆水道事業の種類

一般の需要に応じて水道により水を供給する事業で、**市町村経営が原則**

①上水道事業（末端給水事業）：給水人口が5,001人以上の事業

②簡易水道事業：給水人口が101人以上5,000人以下の事業



有収水量（千m³/日）

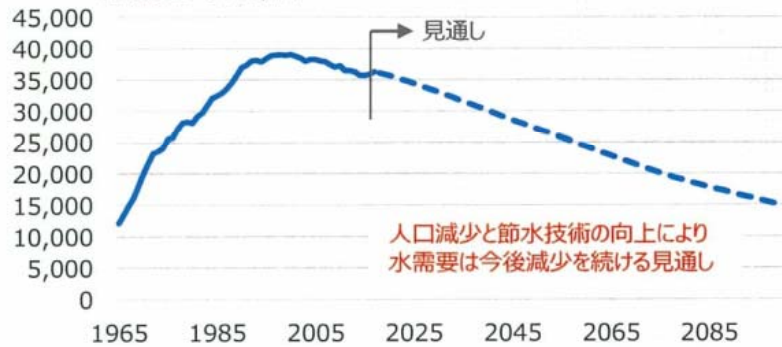


図-14 水需要の見通し



図-15 水道施設の更新需要の見通し

○ 適切な水道料金の設定は、健全な経営の根幹。もっとも、約4割の事業者で給水費用

を賄える水準に設定されておらず、赤字経営に陥るか、補助金等に依存している状況。
また、将来の更新費用等(資産維持費)も十分に反映できていない事業者も多い。

- 同一都道府県内であっても自治体間の水道料金格差も大きい。将来、補助金に頼らず健全経営を確保しようとする、水道料金の大幅な引き上げは避けられず、水道料金の地域差は一段と拡大する可能性。

◆ 経常収支比率と料金回収率の関係



(出所) 令和元年度地方公営企業年鑑
(注) 料金回収率 = 供給単価 ÷ 給水原価

◆ 水道料金の都道府県内価格差

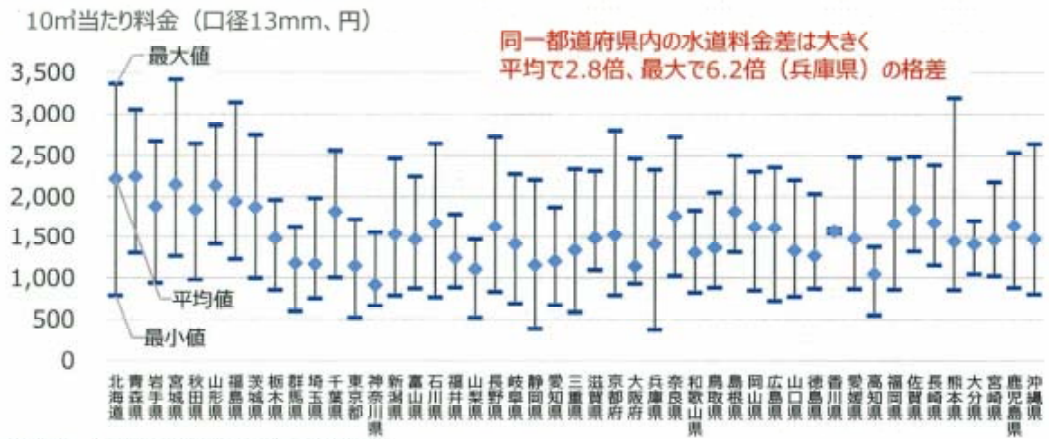
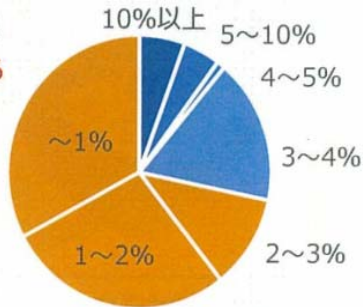


図-16 水道料金の都道府県内価格差

(資産維持率の設定状況)

資産維持率を設定している事業者のうち、70%以上が「3%未満」



(出所) 水道料金算定要領

厚生労働省・総務省アンケート (平成29年4月)

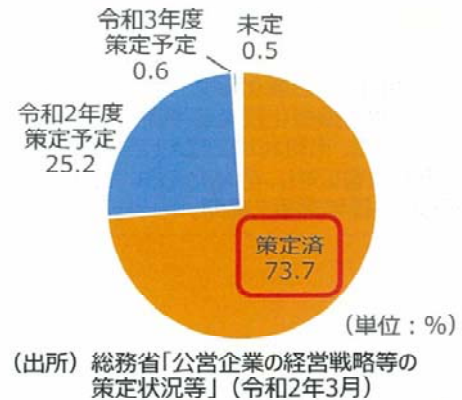
資産維持費は、給水サービス水準の維持向上や施設実体への維持のため、総括原価に含めるべきもの。

その費用は対象資産×資産維持率により計算。

資産維持率は、更新等の円滑な推進、永続的な給水サービスの提供確保のため、3%が標準値。

- 各水道事業者では、将来の更新需要や財政収支の見通しを踏まえ、収支均衡を図るべく、経営戦略を策定し、経営の効率化・健全化に向けた取組を進めることとされている。
- もっとも、こうした更新需要や財政収支の見通しの前提となるアセットマネジメントの実施状況を見ると、所謂「標準型」ないしそれ以下の簡易的な検討手法を採用する事業者が太宗。更新需要について人口減少等による水需要の減少等を勘案していない、財政収支について簡易なシミュレーションに止まるなど、**経営戦略の前提となる将来見通しは今後の環境の変化に対して必ずしも十分ではない可能性。**
- また、公営企業会計上、積立金や引当金を計上していないなど、水道事業者の経営状況の「見える化」が十分に果たされておらず、外部から経営戦略の妥当性も十分に評価できないという問題もある。
- 他方、個々の事業者による経営改革努力は重要であるが、先に述べたように小規模事業者が多いままでは、人的配置も手薄にならざるを得ないため、個々の事業者による経営改善には限界があると考えられる。

◆経営戦略の策定状況



◆アセットマネジメントの実施状況 (平成31年3月時点)

(更新需要の見通し)

タイプ1 (簡略型)	固定資産台帳がない	128
タイプ2 (簡略型)	固定資産台帳はあるが更新工事と整合がとれない	266
タイプ3 (標準型)	更新工事と整合した資産データに基づき、(単純更改による)更新需要を推計できる	627
タイプ4 (詳細型)	将来の水需要等の推移を踏まえ再構築や施設規模の適正化を考慮して推計	122

(出所) 厚生労働省

(注) 数値はそれぞれの検討手法を採用する事業者数

(財政収支の見通し)

多くの事業者では、更新需要や財政収支の見通しを作成するに当たり、簡易的な検討手法を採用

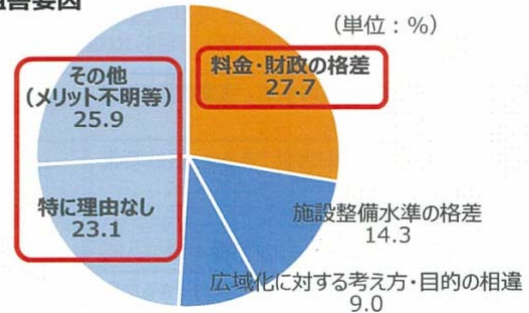
タイプA (簡略型)	収益的収支、資本的収支、資金収支のいずれも検討できない	83
タイプB (簡略型)	資本的収支は検討可能であるが、収益的収支が検討できない	76
タイプC (標準型)	収益的収支、資本的収支、資金収支について簡易なシミュレーションが可能	874
タイプD (詳細型)	更新需要以外の変動要素を検討できるなど精緻なシミュレーションが可能	110

【経営戦略の策定の判断基準】

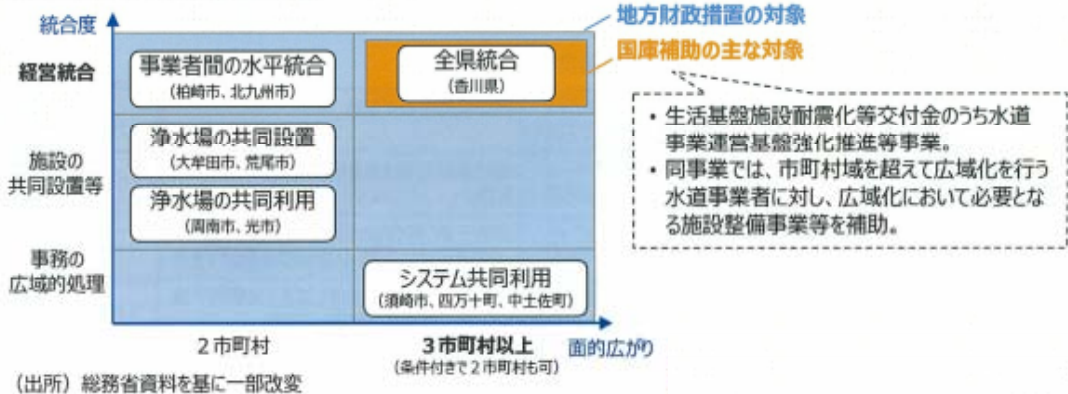
- ① 企業及び地域の現状と、これらの**将来見通しを踏まえたものであること。**
- ② **計画期間が10年以上**となっていること。
- ③ 計画期間内に**収支均衡**していること(収支均衡していない場合でも、収支ギャップ解消に向けた取組の方向性や検討体制・スケジュールが記載されていること)
- ④ 議会・住民に対し**公開**されていること。
- ⑤ **効率化・経営健全化のための取組方針**が示されていること。
- ⑥ 進捗管理(モニタリグ)や見直し(ローリング)等の**経営戦略の事後検証、更新等に関する考え方が記載**されていること。

- このように従来型の市町村単位(個々の水道事業者単位)での取組には限界がある中、**広域化の推進が重要**。(注)平成30年度に成立した改正水道法では、水道事業者等との広域的な連携を推進することが、都道府県の責務として明確化された。
- 現状、メリットが不明、近隣自治体との水道料金や財政力の格差が大きいという理由に、広域化に前向きでない事業者も多いが、小規模保険者が多数存在し、財政が不安定、保険者間の格差も大きいという**類似の構造的課題を抱えた国保**において、1人当たり保険料の都道府県格差(最大:3.3倍<北海道、平成30年度>福島県を除く)を超えて保険料水準統一や国保の都道府県単位化の動きが進められつつあることに鑑み、**同様の取り組みを目指していく必要**。
- 総務省・厚労省が都道府県に令和4年度までに「水道広域化推進プラン」の策定を求め、国も各種財政措置により広域化に向けた取組を支援しているところ、この機に経営環境の厳しさについて認識を一つにし、**より多くの都道府県において、統合度が高く、面的広がりのある広域化を目指すべき**。

◆広域化に取り組んでいない事業者が考える阻害要因



◆広域化にかかる財政措置の概要



§ 4. 市町村の財政状況

今後目指すべき地方財政の姿と令和3年度の地方財政への対応等についての意見

【出典：総務省、地方財政審議会、令和2年12月10日】

第一 目指すべき地域の姿と地方財政の姿

1. 目指すべき地域の姿

どのような地域であっても、どの時代に生まれても、住民に安心と安全、そして、満足度を高めて幸せをもたらす。また、**社会の変化にも対応した活力溢れる持続可能な地域社会**。それが目指すべき地域の姿である。

・・・略・・・

2. 目指すべき地方財政の姿

(1) 持続可能な地方税財政基盤の構築

(2) 地方財政の健全化

持続可能な地方税財政基盤の構築が重要である一方、近年の地方財政の状況をみると、これまで厳しい歳出抑制を行ってきてもなお、平成8年度以降、継続して巨額の財源不足が生じている。また、近年における**地方の債務残高は約200兆円規模**で推移しており、その中でも、**臨時財政対策債の残高は、令和2年度末には、約53兆円**となる見込みである。

加えて、来年度は新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等の大幅な減収が見込まれており、その中でも地方自治体が感染症拡大への対応と地域経済の活性化の両立などに対応しなければならないことを踏まえれば、臨時財政対策債の発行額の大幅な増加が避けられない見込みとなっている。

地方財政の本来あるべき姿は、臨時財政対策債のような特例的な地方債に依存せず、かつ、巨額の債務残高によって圧迫されない状態である。**新型コロナウイルス感染症の影響に伴い一時的に臨時財政対策債の発行額が増加**することはやむを得ないとしても、その増加額をできるだけ抑制するよう地方交付税総額を確保すべきである。その上で、中長期的には、計画的に特例的な地方債への依存の改善と、債務残高の引き下げに取り組んで行く必要がある。

第二 感染症への対応と地方財源の減少への対応

1. 新型コロナウイルス感染症への対応

2. 地方財源の減少への対応

第三 令和3年度の地方財政への対応

1. 地方一般財源総額の確保等

2. 地域のデジタル化

3. 地方創生の推進

4. 防災・減災対策の推進

5. 社会保障制度改革

6. 東日本大震災からの復興

7. 地方財政の健全化に資する取組等

地方財政の透明性、予見可能性を高め、財政のマネジメントを強化することは、地方財政の健全化につながる。**地域において真に必要な行政サービスの効率的・効果的な提供手**

段を住民が選択できるように、国が環境を整備しつつ、各地方自治体が、中長期的な視点に立って、歳出の効率化等に取り組んで行くことが求められる。

(1) 財政マネジメントの強化

① 地方財政の「見える化」

地方自治体が**住民や議会**等に対する説明責任をより適切に果たし、住民サービスの向上や地方自治体のガバナンスの向上を図る観点から、決算情報等の見える化を図る必要がある。

地方自治体においては、**財政状況資料集**の活用等により、財政状況等の公表を進めているが、引き続き、地方公会計の整備に伴い把握した財務書類等のデータも活用しながら、住民等への情報開示を進める必要がある。また、国においても、地方自治体の理解を得ながら、引き続き決算情報等の「見える化」を進めることが重要である。

地方公会計については、各地方自治体において、毎年度、財務書類等を適切に作成・更新し、分かりやすく公表するとともに、経年・自治体間の比較や指標による分析等により、資産管理や予算編成等に活用されることが重要である。地方自治体における財政マネジメントが強化されるよう、国においては、引き続き、財務書類等から得られる情報を公共施設等の適正管理をはじめとする資産管理や予算編成等に活かした事例の収集、公表を行いつつ、研修等の機会を通じて地方公会計の活用の取組を促していくべきである。

また、地方自治体の基金については、各地方自治体において、議会、住民等に対して説明責任をより適切に果たしていくことが重要である。財政状況資料集において、基金に関する項目として、基金の考え方、増減の理由、今後の方針等について公表しているところであり、引き続き、こうした「見える化」の取組を進めていくべきである。

② 公共施設等の適正管理

・・・略・・・

③ 公営企業等の経営改革

i) 経営戦略に基づく経営改革の推進

公営企業は、住民の暮らしを支える重要な役割を担っている。その経営環境が、人口減少に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大等により一層厳しさを増しつつある中でも、将来にわたり役割を果たしていくためには、**人口減少や更新投資の増大による影響を反映した中長期の経営見通しを立てた上で、事業のあり方を絶えず見直し、経営改革を行っていくことが求められる。**

このため、各公営企業は、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定・公表した上でそれに基づく計画的な企業運営を行うとともに、取組みの進捗と成果を一定期間ごとに評価・検証しながら、不断の経営改革に取り組む必要がある。

また、経営基盤の強化を図る具体的な取組として、広域化や民間活用をはじめとする抜本的な改革を一体として推進するとともに、計画的な料金水準の適正化が重要である。

なお、**公営企業会計に対する他会計からの繰入金**については、各地方自治体において、国が定める繰出基準のほか、**地理的・自然的条件や地域振興の必要性**など、それぞれの地域の実情を踏まえて実施されている。

各公営企業においては、経営に関する状況を明らかにしていく中で、議会や住民へ適

切な説明を行い、**合意形成を図りながら、持続可能な経営の確保**に取り組んで行くことが求められる。

ii) 公営企業会計の適用拡大等による「見える化」の推進

各公営企業がこれらの取組をよりの確に進めるため、国は、抜本的な改革等の取組状況の把握・公表や公営企業会計の運用拡大により、**経営状況等の「見える化」**を推進すべきである。

このうち、公営企業会計の適用については、経営・資産の状況を正確に把握し、経営基盤の強化等を図るために重要な取組である。政府においては、令和5年度までを新たな集中取組期間として、人口3万人未満の自治体も含め、さらなる公営企業会計が円滑に導入されるよう、引き続き国や都道府県による支援を行っていくべきである。

iii) 水道・下水道事業における広域化等の推進

大規模な投資を必要とするライフインフラである水道・下水道事業については、中長期的な視点に立った適切なストックマネジメントに基づく計画的な更新投資を進めるほか、経営基盤の強化・経営効率化等に資する広域化や、PPP/PFIを含む民間活用を推進すべきである。

特に広域化については、水道・下水道事業ともに、広域的な地方自治体である都道府県が広域化の推進に係る計画を策定し、具体的な取組を計画的に進めて行く必要がある。

また、国は地方自治体における先進的な取組の周知や広域化の推進に係る財政措置等により、各自治体の取組を支援すべきである。

iv) 公立病院改革の取組

v) 第三セクター等の経営健全化の推進

④ 地方自治体の経営・財務マネジメントの強化に向けた支援

・・・略・・・

(2) 多様な広域連携の推進

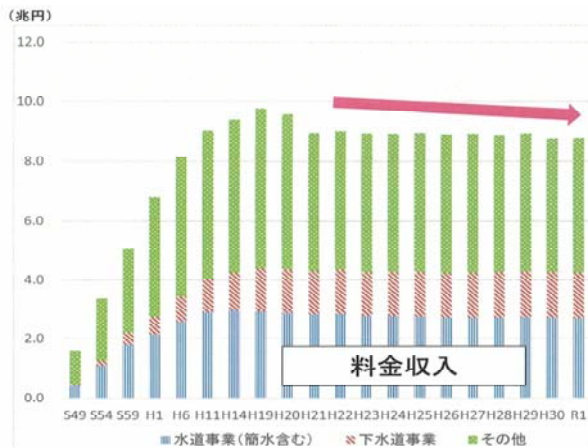
2040年頃にかけて顕在化する人口構造等のリスクに的確に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくため、**連携中枢都市圏**をはじめ、地方自治体間の多様な広域連携を国として後押しすべきである。

そのためには、地域の自主的な経営判断に資するよう、地方自治体がそれぞれの地域における行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題の見通しを、人口構造の推移や行政サービスの受給の変動に関する客観的なデータを用いて明らかにする「**地域の未来予測**」を作成し、これを踏まえ、定住自立圏・連携中枢都市圏や、相互補完的、双務的な役割分担に基づく連携など、地域の実情に応じた広域連携に積極的に取り組む必要がある。

今後、特に地域において必要な生活機能を確保していくことが重要であることから、「**地域の未来予測**」を踏まえ、広域連携により生活機能を確保しようとする際に、関係市町村に発生する需要に応じ、適切な地方財政措置を検討する必要がある。

(3) 公害財特法の失効に伴う対応

・・・略・・・

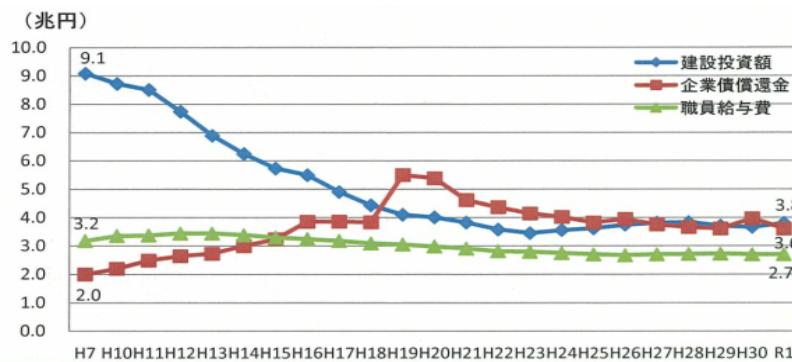


人口減少等に伴い料金収入は減少傾向にある。

水道事業の料金収入は有収水量の減少により平成14年度をピークとして減少傾向。

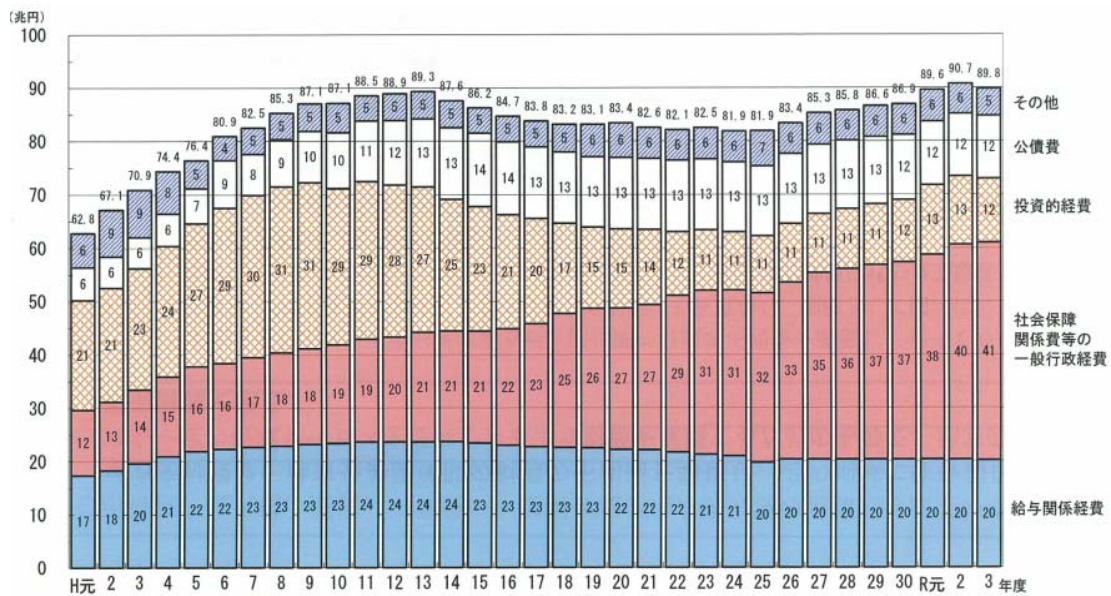
普及段階にある**下水道事業は微増**しているが、今後は水道事業と同様に減少に転じることが想定される

図－1 地方公営企業の料金収入の推移



建設投資額は、平成11年度から連続で減少していたが、施設等の老朽化に伴い更新需要が増大し、平成24年度から増加傾向にある。

図－2 建設投資額の推移



図－3 地方財政計画の歳出の推移

- 社会保障関係費(一般行政経費に計上)は高齢化の進行等により増加。● 投資的経費は減少傾向にあったが、近年は、防災・減災、国土強靱化関連事業の増等により増加傾向
- 給与関係経費は減少傾向にあったが、保健所の恒常的な人員体制強化のための保健師の増や児童虐待防止対策のための児童福祉司の増等により横ばい。

【出典：地方財政審議会、「感染症を乗り越えて活力ある地域を実現するための地方税財政改革についての意見」、令和3年5月21日】

令和3年度地方財政対策の概要

【出典：総務省、令和2年12月21日付け報道資料「令和3年度地方財政対策の概要」】

○ 条件不利地域に対する地方財政措置の拡充

旧簡易水道事業(統合後の上水道事業)の建設改良に係る経費について、現在の厳しい経営状況等を踏まえ、地方財政措置を拡充するとともに、条件不利地域における光ファイバ等の整備を引く続き推進するため、過疎対策事業債の「光ファイバ等整備特別分」を継続

(1) 旧簡易水道事業に対する地方財政措置

1) 対象事業

簡易水道事業を統合した上水道事業における旧簡易水道施設(浄水場、管路等)の建設改良事業

2) 対象要件

前年度末時点で経営戦略を策定しており、次の要件のいずれかを満たす団体

- 統合後の上水道に占める旧簡易水道区域の給水人口比率の割合が10%以上
- 有収水量1 m³当たり資本費または給水原価が全国平均(※)以上

(※大規模団体を除く上水道事業の全国平均)

3) 財政措置

建設改良に係る水道事業債の元利償還金(50%)について、一般会計から操出を行うこととし、当該操出金について**特別交付税措置(50%)**

(2) 過疎対策事業債における「光ファイバ等整備特別分」の継続

令和2年度に引き続き、**過疎対策事業債(充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%)**のハード事業のうち、光ファイバ等の整備に関する事業を「光ファイバ等整備特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等予定額を確保

○ 地方公共団体の資金繰りへの対応

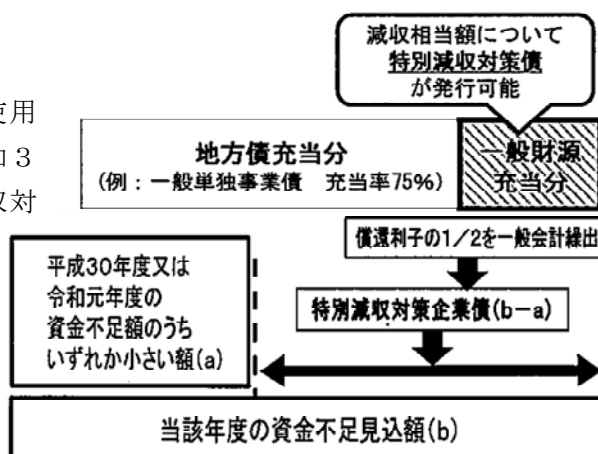
令和3年度の資金繰り対策に万全を期すため、臨時財政対策債に対する公的資金の引き受けを1.1兆円増額するとともに、減収等に対応する**特別減収対策債**や**特別減収対策企業債**の延長の措置を講ずる。

特別減収対策企業債の延長

減収補填債の対象外である税目や使用料・手数料についても、引き続き令和3年度も投資的経費の範囲内で「特別減収対策債」の発行を可能とする。

公営企業における特別減収対策企業債の延長

病院や交通など公営企業の料金が減少し、資金繰りの影響が生じるおそれがあることから、新型コロナウイルス感染症に伴う減収による資金不足について、引き続き令和3年度も「特別減収対策企業債」の発行を可能とする。



※ 償還利子の1/2の額を一般会計から繰出し、その8割を特別交付税措置

新経済・財政再生計画改定工程表2020における「地方行財政改革」

【出典：経済財政諮問会議、令和2(2020)年12月18日配付「新経済・財政再生計画改定工程表2020」】

3. 地方行財政改革等

3-1 持続可能な地方行財政基盤の構築

政策目標

：持続可能な地方行財政基盤を構築するため、将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方の検討や地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革に取り組むとともに、見える化、先進・優良事例の横展開、公営企業・第三セクター等の経営抜本改革を推進する。

- 安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債の発行額(減少の方向)、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率(改善の方向)

(3) 公営企業の業務効率化とデジタル化の徹底、抜本的な改革等の推進

- a. **経営戦略**に沿って収入、支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、**操出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用**など抜本的な改革等を推進。＜総務省＞2021年度
- b. **経営戦略**が未作成の事業についてフォローアップを実施し、早期策定を促すため、地方団体に対するアドバイザー派遣による支援制度を創設するとともに、策定済の事業について一定期間ごとの見直しを推進。＜総務省＞2021年度
- c. **経営比較分析表**について、これまで順次公表してきた9分野における抜本的な改革等の検討にも資するよう、必要に応じ**指標の検証**を行うこと等により、その充実を図るとともに、**一覧して容易に比較できる形での公表**を検討するなど、**公営企業の全面的な「見える化」**を強力に推進。＜総務省＞2021年度
- d. 水道、下水道などの公営企業についてICT等デジタル技術を活用した管理を推進。＜総務省、関係府省庁＞2021年度
- e. 経営戦略に沿った取組等の進捗状況を踏まえつつ、今後の公営企業制度の在り方の見直しを含め、公営企業の経営改革をさらに推進する方策について検討。
＜総務省＞2021年度

KPI第1階層：経営戦略の見直し率【2025年度までの見直し率100%】

収支赤字事業数【2017年度決算(938事業)より減少】

KPI第2階層：公営企業が**必要なサービス水準の確保を前提**として取り組む経営健全化の成果を図る指標【**収支(改善)、操出金(抑制)**】

(4) 公営企業会計の適用促進

- a. 重点事業(下水道、簡易水道事業)について、ロードマップに基づき、人口3万人未満の団体においても、特に小規模な団体の取組が円滑に進むよう支援するなど公営企業会計の適用を一層促進。＜総務省＞2021～2023年度
- b. その他の事業(港湾整備、市場、と畜場、観光施設等)について、実情や費用対効

果を踏まえつつ、公営企業会計を適用すべき対象範囲や目標等の工程を明確化し、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。〈総務省〉2021年度)

K P I 第1階層：重点事業における公営企業会計の適用自治体数(人口3万人未満)
【2024年度予算から対象団体の100%】

その他の事業における公営企業会計の適用事業数【増加】

K P I 第2階層：公営企業が**必要なサービス水準の確保を前提**として取り組む経営健全化の成果を図る指標【**収支(改善)、操出金(抑制)**】

(6) 下水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取り込み等の持続的経営を確保するための取組の推進

- a. **持続的経営を確保**するための具体的な方針に基づく取組を推進。
- b. 改正下水道法等に基づく協議会の活用による広域連携に向けた検討・協議を推進。
- c. **都道府県**に対し、下水道事業のシステム標準化を含むデジタル化の推進に加え、必要に応じて多様なP P P / P F Iの活用を盛り込んだ**広域化・共同化計画を2022年度までに策定**するよう要請
- d. 各都道府県における広域化・共同化計画の策定状況を把握・公表し、2022年度までの策定にあたっての課題を整理するとともに、本計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。
- e. 先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、使用料の適正化、I C T等デジタル技術を活用した管理、多様なP P P / P F Iの導入や広域化・連携を促進。
- f. 具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続する。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、P P P / P F I導入の成果について周知する。

〈総務省、農林水産省、国土交通省、環境省〉

cとdは2021～22年度、その他は2021年度

K P I 第1階層：広域化に取り組むこととした地区数(着手または完了した地区数)
【2022年度までに**450地区**】

システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ下水道広域化・共同化計画を策定した都道府県数

【2022年度末までに**47都道府県**】

K P I 第2階層：公営企業が**必要なサービス水準の確保を前提**として取り組む経営健全化の成果を図る指標【**収支(改善)、操出金(抑制)**】

(1) 主な財政指標

表-1 主な財政指標(経常収支比率と実質公債費比率)

令和元年度 (経常収支比率：実質公債費比率)		経常収支比率：%		
		80%以上～90%未満 やや硬直化	90%以上～100%未満 財政硬直化	100%以上～ 危険
実 質 公 債 費 比 率 %	～ 10%未満	六ヶ所村(83.8：5.1) 佐井村(84.7：7.8) 蓬田村(84.8：2.2) 南部町(84.9：7.8) 新郷村(85.2：7.6) 七戸町(86.6：5.7) 田舎館村(88.2：7.0) 六戸町(88.4：9.1) 五戸町(89.3：9.7) 十和田市(89.4：8.7) 今別町(89.8：5.5)	八戸市(92.1：9.8) 板柳町(92.6：9.3) 田子町(93.0：9.1) 横浜町(94.0：5.9) 弘前市(97.1：7.0)	野辺地町 (102.9： 7.5)
	10%以上～ 18%未満	平内町(82.6：10.4) 大間町(86.0：15.7) 東北町(88.3：11.7) 藤崎町(88.6：13.6)	風間浦村(90.7：13.2) 鶴田町(91.4：12.8) 平川市(91.6：10.2) 青森市(92.2：15.0) 三沢市(92.3：10.1) つがる市(92.5：12.2) おいらせ町(94.4：11.0) 黒石市(94.5：17.1) 大鱒町(94.7：16.5) 中泊町(94.7：10.5) 三戸町(94.8：11.3) 階上町(94.8：11.4) 鱒ヶ沢町(96.7：14.6) 外ヶ浜町(97.1：10.7) むつ市(97.4：16.1) 五所川原市(98.4：11.1) 深浦町(99.1：11.9) 西目屋村(99.9：11.9)	
	18%以上～	東通村(89.6：18.5)		

40市町村の平均(92.7&11.1)、青森県(96.0&13.0)

【数値の出所は総務省、市町村別決算状況調と地方公共団体の主要財政指標一覧】

- 経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を示す指標で、「用途が限定されていない収入額」に占める「人件費、扶助費(社会福祉費)、公債費(借金の返済)など経常的な経費」の割合です。
- 実質公債費比率とは、公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標として、実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合を表すものです。

市町村の平均	経常収支比率	実質公債費比率	財政力指数
令和元年度	93.6%	5.8%	0.51
平成30年度	93.0%	6.1%	0.51
平成29年度	92.8%	6.4%	0.51
平成27年度	90.0%	7.4%	0.50

臨財債の減少等
扶助費の増等

【出典：総務省の資料】

経常収支比率の区分(全市町村)	80%未満	80%以上～90%未満	90%以上～100%未満	100%以上～	合計
令和元年度 93.6%	85 (4.9%)	569 (33.1%)	1,011 (58.8%)	53 (3.1%)	1,718 (100.0%)
平成30年度 93.0%	94 (5.5%)	621 (36.1%)	952 (55.4%)	51 (3.0%)	1,718 (100.0%)
平成29年度 92.8%	124 (7.2%)	692 (40.3%)	861 (50.1%)	41 (2.4%)	1,718 (100.0%)
平成27年度 90.0%	237 (13.8%)	966 (56.2%)	506 (29.5%)	9 (0.5%)	1,718 (100.0%)

【出典：総務省の資料】

- 減収補填債(特例分)及び臨時財政対策債を経常一般財源等から除いた経常収支比率(野辺地町：107.0)、(西目屋村：102.4)、(五所川原市：101.9)、(深浦町：101.8)、(青森県：101.8)、(弘前市：101.6)、(むつ市：101.2)、(外ヶ浜町：99.8)、(鱒ヶ沢町：99.5)、(八戸市：98.6)、(おいらせ町：98.4)、(階上町：98.3)、(黒石市：98.0)、(三戸町：97.9)、(大鰐町：97.7)、(青森市：97.6)、(中泊町：97.5)、(東通村：97.1)、(横浜町：96.7)、(三沢市：95.8)、(板柳町：95.7)、(田子町：95.7)、(つがる市：95.3)、(平川市：94.6)、(鶴田町：94.3)、(風間浦村：93.0)、(十和田市：92.9)、(今別町：92.2)、(五戸町：92.2)、(六戸町：91.5)、(藤崎町：91.4)、(東北町：91.2)、(田舎館村：91.1)、(七戸町：89.6)、(大間町：88.8)、(南部町：87.5)、(新郷村：87.5)、(蓬田村：87.2)、(佐井村：86.9)、(平内町：85.2)、(六ヶ所村：83.8)

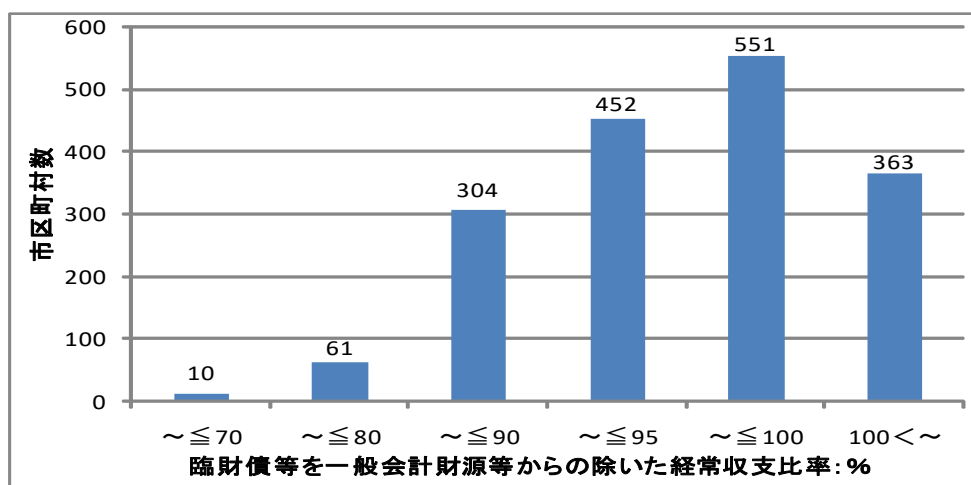


図-4 臨財債等を除いた経常収支比率の分布(令和元年度、100.0は11市町村)

- 平成28年9月26日付け日本経済新聞に「国の借金肩代わり「赤字地方債」増勢 自治体の警戒心強く」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

自治体の赤字地方債「臨時財政対策債」(臨財債)の発行額が増加に転じそうだ。臨財債の発行額は2016年度まで3年連続で減ったが、総務省がまとめた仮試算では、17年度は増加する見通しとなった。**地方財政の将来リスクが高まる兆しが出てきた。**

「臨財債の発行抑制を進めてきたが、17年度は臨財債の増加が生じてしまう。大変厳しい状況だ」。高市早苗総務相は9月2日の記者会見で、同省が8月末にまとめた「17年度の地方財政の課題」で、臨財債の仮試算額が16年度の地方の予算をまとめた地方財政計画に比べ**9千億円増える見通し**となったことに警戒感をにじませた。

自治体財政では、標準的な行政サービスを行うために必要な費用(基準財政需要額)を算定したうえで、地方税収など標準的な収入(基準財政収入額)を差し引き、不足分を調整する財源として国から地方交付税が交付される。所得税や酒税などの一定割合を交付税の原資と定めている。ただ高齢化の進展などで地方の行政サービスが増える中、近年は国税の一定割合だけでは交付税額を確保できない。そこで国は、交付税で後々に元利償還金を全額補填する約束で、自治体に借金してもらい財源を確保する臨財債を導入した。自治体からみれば、交付税の不足分を“肩代わり”している形だ。01年度に3年間の臨時措置として創設されたが、事実上恒常化している。

毎年度の財源不足分を国と半分ずつ補う「折半対象財源不足額」に対応する臨財債と、過去の臨財債の償還に充てる臨財債の2種類ある。17年度の仮試算では「折半対象財源不足額」分が16年度比で6千億円伸び、過去の償還分も3千億円増えた。税収が横ばいの見通しであるほか、ここ数年、前年度の国税決算が見込みより伸びたことで生じた繰越金がなくなることも響いている。

全国の自治体が発行する臨財債の16年度の残高見込みは計約51兆7千億円に達する。元利償還金を交付税で補填する約束とはいえ、臨財債に対する自治体の警戒感は強い。埼玉県の上田清司知事は9月6日の記者会見で、臨財債について「『後で金ができたら返すから』という中央政府の仕組みは、でたらめとしか云いようがない」と改めて批判した。ここ数年の臨財債の減額傾向は評価するものの、発行額が再び増勢に転じる場合は「大きな運動を起こしたい」と、臨財債の発行規模が大きい府県で連携し、臨財債の見直しを求める構えも見せた。(後略)

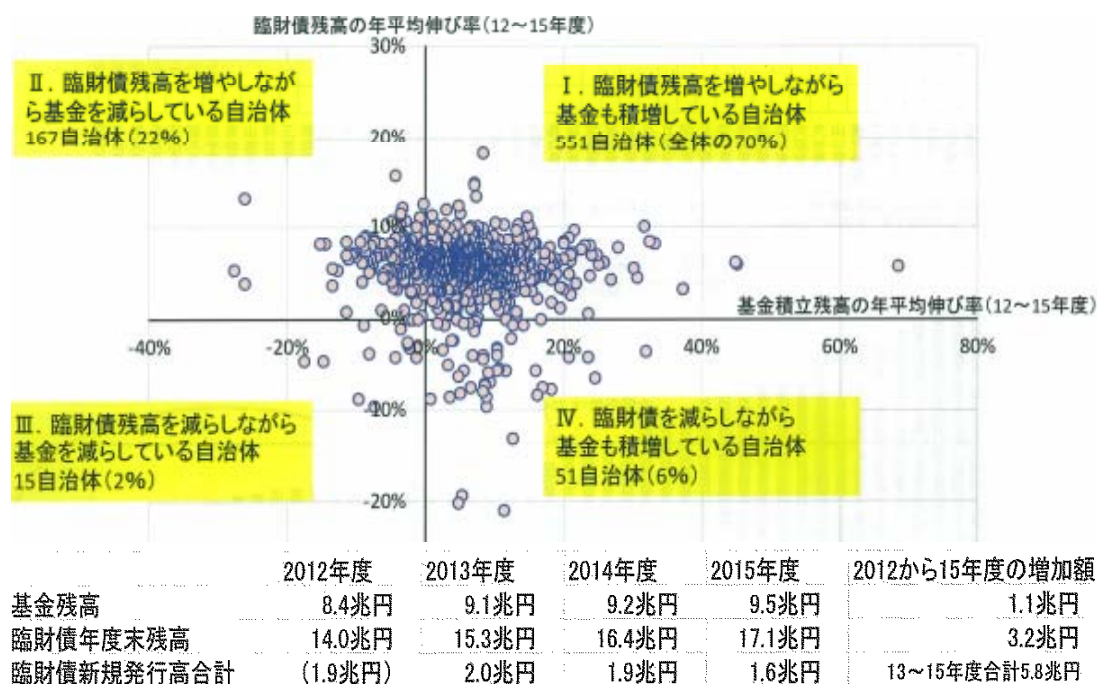


図-5 基金増加率と臨時財政対策債の増加率
 ~3年間の市レベルでの臨財債の新規発行額合計5.8兆円、基金残高増加額1.1兆円~

【出典：平成29年11月16日開催の経済財政諮問会議配付資料】

令和2年度の臨時財政対策債：3兆1,398億円(前年度比▲1,171億円)概算要求
 令和2年度末見込みの臨時財政対策債残高：53.3兆円

表－２ 市町村別の積立金現在高の推移

	積立金現在高：百万円			B／C	積立金現在高 の増減割合		
	平成13年度 A	令和元年度 B	(B-A)/18 C				
青森市	11,484	8,286	-178	-47	風間浦村	-28	1
弘前市	7,757	8,902	64	増加	青森市	-47	2
八戸市	8,697	13,744	280	増加	今別町	-62	3
黒石市	37	1,368	74	増加	大間町	-64	4
五所川原市	2,543	2,425	-7	-346	五所川原市	-346	5
十和田市	6,029	16,812	599	増加	七戸町	-356	6
三沢市	3,689	4,872	66	増加	西目屋村	増加	7
むつ市	4,236	6,671	135	増加	大鰐町	増加	8
つがる市	6,470	9,423	164	増加	弘前市	増加	9
平川市	3,327	10,320	389	増加	外ヶ浜町	増加	10
平内町	769	1,497	40	増加	東北町	増加	11
今別町	811	624	-10	-62	三沢市	増加	12
蓬田村	523	2,324	100	増加	東通村	増加	13
外ヶ浜町	3,341	3,865	29	増加	佐井村	増加	14
鱒ヶ沢町	375	672	17	増加	六戸町	増加	15
深浦町	451	2,875	135	増加	つがる市	増加	16
西目屋村	1,429	1,454	1	増加	八戸市	増加	17
藤崎町	1,196	2,935	97	増加	むつ市	増加	18
大鰐町	1,453	1,521	4	増加	田子町	増加	19
田舎館村	768	2,189	79	増加	鱒ヶ沢町	増加	20
板柳町	983	3,424	136	増加	平内町	増加	21
鶴田町	170	457	16	増加	おいらせ町	増加	22
中泊町	594	2,362	98	増加	階上町	増加	23
野辺地町	55	1,489	80	増加	六ヶ所村	増加	24
七戸町	2,253	2,137	-6	-356	藤崎町	増加	25
六戸町	1,547	2,228	38	増加	鶴田町	増加	26
横浜町	413	2,521	117	増加	十和田市	増加	27
東北町	2,277	2,843	31	増加	田舎館村	増加	28
六ヶ所村	5,560	12,816	403	増加	平川市	増加	29
おいらせ町	2,359	4,597	124	増加	五戸町	増加	30
大間町	3,767	2,945	-46	-64	南部町	増加	31
東通村	5,954	8,043	116	増加	板柳町	増加	32
風間浦村	2,404	1,462	-52	-28	三戸町	増加	33
佐井村	1,281	1,846	31	増加	中泊町	増加	34
三戸町	496	1,836	74	増加	新郷村	増加	35
五戸町	1,357	4,168	156	増加	蓬田村	増加	36
田子町	769	1,384	34	増加	横浜町	増加	37
南部町	3,859	11,599	430	増加	深浦町	増加	38
階上町	980	2,083	61	増加	野辺地町	増加	39
新郷村	292	1,231	52	増加	黒石市	増加	40
40市町村	102,755	174,252	3,972	増加	40市町村	増加	
H30年度		177,880	※) R01年度の現在高を[平成13年度から令和元年度の18年間における減少額の年平均値]で除した値で、過去18年間と同様な割合で積立金が減少した場合、何年後に積立金が0になるかを表している。				
H29年度		179,848					
H26年度		157,558					
H20年度		81,586					

【数値の出所は、総務省、市町村別決算状況調】

表－3 標準財政規模に対する積立金現在高の割合

財政調整基金／標準財政規模	積立金現在高／標準財政規模 ：％ 令和元年度			積立金現在高／標準財政規模：％ 令和元年度(昇順)			1,718市町村中
		B／C			B／C		
4.2	青森市	12.5	-47	鶴田町	12.1	増加	44
7.4	弘前市	21.4	増加	青森市	12.5	-47	49
5.4	八戸市	26.5	増加	五所川原市	14.6	-346	77
13.1	黒石市	15.6	増加	黒石市	15.6	増加	94
3.9	五所川原市	14.6	-346	鱒ヶ沢町	16.3	増加	104
29.5	十和田市	93.8	増加	弘前市	21.4	増加	169
20.2	三沢市	46.5	増加	八戸市	26.5	増加	
3.4	むつ市	39.5	増加	七戸町	33.1	-356	
17.6	つがる市	75.5	増加	平内町	36.4	増加	
24.2	平川市	101.1	増加	今別町	36.8	-62	
11.9	平内町	36.4	増加	野辺地町	38.8	増加	
13.2	今別町	36.8	-62	むつ市	39.5	増加	521
88.7	蓬田村	154.1	増加	東北町	42.8	増加	
33.6	外ヶ浜町	102.7	増加	大鰐町	43.1	増加	
8.3	鱒ヶ沢町	16.3	増加	三沢市	46.5	増加	
43.3	深浦町	65.2	増加	三戸町	47.1	増加	
96.1	西目屋村	126.7	増加	田子町	49.6	増加	
21.3	藤崎町	62.3	増加	中泊町	52.8	増加	
28.7	大鰐町	43.1	増加	階上町	55.8	増加	
89.5	田舎館村	91.2	増加	六戸町	62.2	増加	
25.9	板柳町	87.9	増加	藤崎町	62.3	増加	
8.3	鶴田町	12.1	増加	深浦町	65.2	増加	
34.9	中泊町	52.8	増加	新郷村	68.8	増加	
18.7	野辺地町	38.8	増加	五戸町	69.7	増加	
15.8	七戸町	33.1	-356	おいらせ町	71.3	増加	
15.6	六戸町	62.2	増加	つがる市	75.5	増加	
44.2	横浜町	117.6	増加	板柳町	87.9	増加	
19.0	東北町	42.8	増加	田舎館村	91.2	増加	
77.5	六ヶ所村	143.6	増加	十和田市	93.8	増加	
21.7	おいらせ町	71.3	増加	平川市	101.1	増加	
30.7	大間町	128.3	-64	外ヶ浜町	102.7	増加	
7.9	東通村	229.9	増加	風間浦村	104.8	-28	
29.0	風間浦村	104.8	-28	横浜町	117.6	増加	
47.6	佐井村	122.9	増加	佐井村	122.9	増加	
10.2	三戸町	47.1	増加	西目屋村	126.7	増加	
32.5	五戸町	69.7	増加	大間町	128.3	-64	
37.3	田子町	49.6	増加	六ヶ所村	143.6	増加	
34.1	南部町	171.3	増加	蓬田村	154.1	増加	
48.4	階上町	55.8	増加	南部町	171.3	増加	
22.4	新郷村	68.8	増加	東通村	229.9	増加	
16.2	40市町村	47.3	増加	40市町村	47.3	増加	
	H30年度	48.0	【数値の出所は、総務省、市町村別決算状況調】				
	H29年度	48.1					
	H26年度	41.3					

- 令和元年度末の市町村普通会計決算の概要(総務省令和2年11月30日付け報道資料)によると、積立金現在高は1,076億円減(0.7%減)の15兆6,967億円、その内訳は財政調整基金が1,207億円減(2.1%減)の5兆6,729億円、減債基金が535億円減(3.9%減)の1兆3,164億円、その他特定目的基金が666億円増(0.8%増)の8兆7,074億円です。

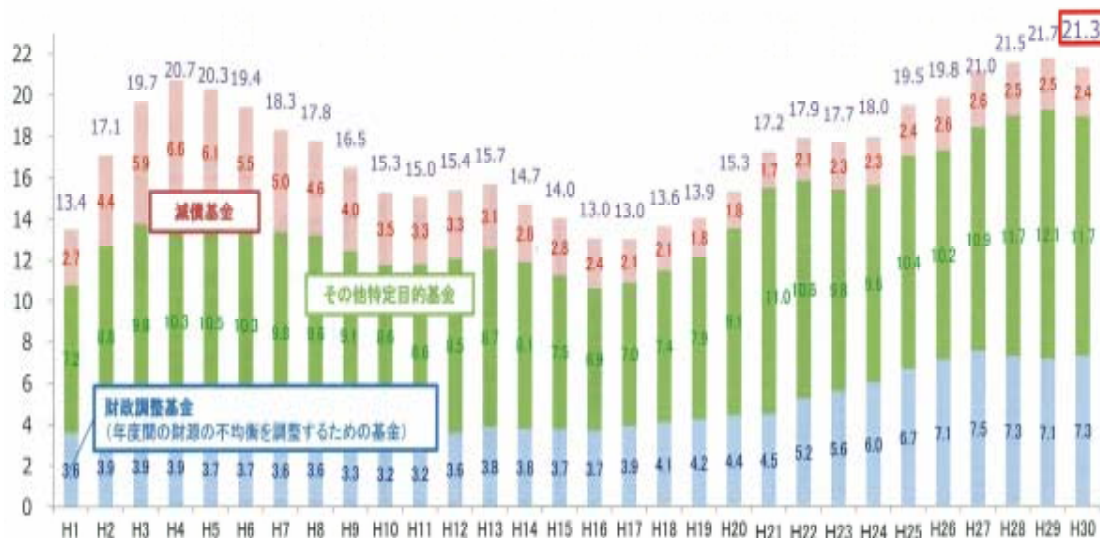


図-6 地方の基金残高の推移(通常収支分) 都道府県分と市町村分の合計

- 平成30年度末の地方の基金残高は21.3兆円(対前年比▲0.4兆円)
- 年度間の財源の不均衡を調整するための「財政調整基金」は、リーマン・ショック後の地方税収が減少した時期を含め近年はほぼ一貫して増加してきたが、平成30年度は微減となった。
- 地方公共団体が特定の目的のために設置する「その他特定目的基金」も、近年増加してきたが、平成30年度は微減となった。ただしこの中には、「地域医療介護総合確保基金」や「国民健康保険財源安定化基金」など、社会保障関連の施策に伴う増加が含まれることに留意。

【出典：財務省、令和2年11月2日開催の財政制度分科会配付資料、地方財政】

【標準財政規模】

地方公共団体が使い道を自由に選択できる財源の大きさのこと(標準税収入額+普通地方交付税+地方譲与税)。地方交付税制度のもとで財源保障の対象となる標準的な一般財源の総枠を表すもの。

【積立金(財政調整基金+減債基金+その他特定目的基金)】

財政調整基金：地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金
 減債基金：地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金
 その他特定目的基金：財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積みたてるために設置される基金。具体的には、庁舎等の建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対策基金等がある。

財務省の「財務状況把握ハンドブック」では、積立金等について、次のように記述して

います。「資金繰りの状況の観点からみると、現金預金が資金繰りの繁忙度を表しており、**その他特定目的基金は直接資金繰りに使うものではないが、いざというときには取り崩して資金繰りバッファの役割を果たすことができる。**また、安定した資金繰りのために最低限必要な量を超えた現金預金は、手元流動性資産であっても、実態的には**その他特定目的基金と同様に資金繰りバッファのための資金として機能していると考えられる。**よって、**資金繰りの状況の観点で団体の耐久余力を把握するに当たっては、現金預金とその他目的基金を合算した積立金等をその対象として、水準を把握する。」**

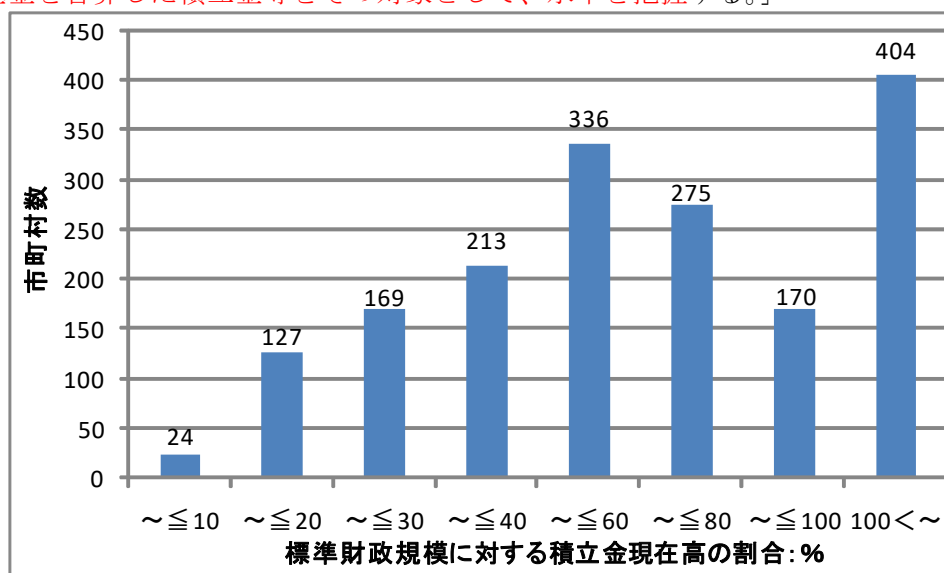


図-7 標準財政規模に対する積立金現在高の割合の分布(令和元年度)
【数値の出所は、総務省、令和元年度市町村別決算状況調】

- 「上位6自治体」と「200%を超える86自治体のうち21自治体」は、東日本大震災の被災3県内(岩手県(5)、宮城県(5)、福島県(10))の自治体です。

被災3県以外の自治体で、標準財政規模に対する積立金現在高の割合が高いのは、東京都御蔵島村(700.4%)、東京都青ヶ島村(648.5%)、三重県川越町(510.7%)、新潟県刈羽村(483.8%)、長野県下條村(456.1%)、長野県南相木村(428.8%)、和歌山県高野町(416.5%)、佐賀県江北町(414.4%)、奈良県川上村(383.5%)、佐賀県玄海町(382.1%)などです。

- 1,718市町村中、最も低いのは新潟県加茂市で0.6%(30年度は0.7%)、次いで奈良県河合町(1.1%)、横浜市(2.6%)、新潟市(2.7%)、広島市(3.2%)、大阪府松原市(5.5%)、京都府宮津市(5.7%)、水戸市(5.9%)、福井市(6.1%)、千葉県銚子市(6.2%)、北海道北広島市(7.2%)、宮城県村田町(7.7%)、奈良県平群町(7.9%)、埼玉県嵐山町(7.9%)、名古屋市(8.1%)、川崎市(8.2%)、相模原市(8.4%)、千葉市(8.7%)、三重県名張市(8.9%)、埼玉県幸手市(9.1%)、京都市(9.1%)、和歌山市(9.5%)、富山県小矢部市(9.8%)の順で、320市町(30年度は318)が30%未満です。
- 小西砂千夫氏は「地方財政の知恵袋(平成30年9月5日発行、ぎょうせい)」で、**財政調整基金の適正規模**について、次のように述べています。

地方財政法は第4条の3で基金の造成、第4条の4で積立金の処分について規定しています。その解釈は少し面倒なので、結論だけをいうと、

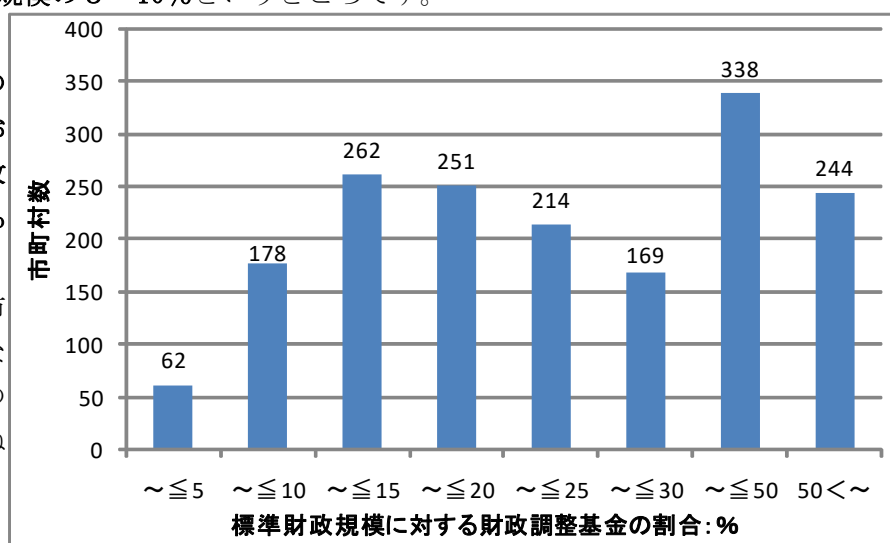
- ① 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき、
 - ② 災害により生じた経費の財源または災害より生じた減収を埋めるための財源に充てるとき、
 - ③ 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき、
 - ④ 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき、
 - ⑤ 償還期限を繰り上げて行う地方債のための経費の財源に充てるとき
- の5つのケースについて、基金の取り崩しが適当としています。

ところで、基金には種類があり、それぞれ目的に応じて造成されなければなりません。③は公共施設整備基金などが該当します。財政調整基金は、①と②を対処するためのものと整理できます。しかし、その適正額を明らかにすることは簡単ではありません。

②の災害対策のための基金の所要額は、想定される災害の種類や頻度、規模によって大きく異なります。また、災害の規模によって、国費投入の割合は異なります(災害規模が小さいほど国費投入の割合は小さい)。個々の地方自治体は、近年の被災団体の発災後の補正予算を比較検討して、所要額を見積もるなどの対応をしなければなりません。一般に市街地が狭く1カ所に集中している場合には災害が全体に及びやすいので、救済事業等の規模が、財政規模に対して相対的に大きくなります。あくまで経験値として、**標準財政規模の5～10%程度**というところでしょう

①として想定すべき状況として、まずは、大規模な景気後退に伴う地方税の一時的な減少があります。その場合、地方税収入の比較的大きな団体、とりわけ不交付団体ほど、積立の必要度が大きくなります。特定の企業の税収に依存してきた団体や、収益事業収入に依存してきた団体では、それらの収入が激減することに備えて、より多額の財政調整基金が必要となります。その規模についても、一概にはいえませんが、感覚的には、やはり**標準財政規模の5～10%**というところです。

そうすると、**財政調整基金の適正規模は、おおむね標準財政規模の10～20%程度**となります。これは、市町村の平均的な財政調整基金の規模とおおむね一致します。



図一 8 標準財政規模に対する財政調整基金の割合の分布(令和元年度)
【数値の出所は、総務省、令和元年度市町村別決算状況調】

○ 1,718市町村中、標準財政規模に対する財政調整基金の割合が最も低いのは、0.0%の京都市、次いで新潟県加茂市(0.2%)、福井市(0.6%)、三重県名張市(0.8%)、横浜市(0.8%)、奈良県河合町(1.0%)、北海道利尻町(1.0%)、北海道室蘭市(1.1%)、堺市(1.1%)、広島市(1.2%)、京都府宮津市(1.2%)、福岡県中間市(1.4%)、千葉県銚子市(1.5%)、北海道北広島市(1.6%)、熊本県人吉市(1.7%)、川崎市(1.7%)、大阪府松原市(1.8%)、奈良市(1.9%)、名古屋市(1.9%)、新潟市(2.0%)の順で、240市町村(30年度は218)が10%未満です。

○ 令和元年度末の一般会計と公営企業会計等を合わせた地方債総額は、**青森県が1兆905億円、40市町村で1兆1,888億円、合わせて2兆2,793億円**で、**住民1人当たり180万円**となっており、平成25年度の196万円をピークに減少傾向が認められ、平成17年度末(188)と比べると、人口の減少割合よりも地方債現在高の減少割合の方が大きいことから、**人口1人当たりでは8万円減少**しています。

市町村別に住民1人当たりをみると、最も多いのが西目屋村の264万円、次いで外ヶ浜町の190万円、風間浦村の187万円、今別町の169万円、東通村の164万円、深浦町の162万円、新郷村の162万円、鱒ヶ沢町の151万円など22市町村が100万円を超えています。また、積立金現在高に対する地方債総額の割合は、最も高いのが鶴田町で31.6、言い換えると借金の3.2%しか貯金がない状態、次いで青森市の28.3、五所川原市の27.3、鱒ヶ沢町の21.9の順です。さらに、地方自治体が使い道を自由に選択できる財源の大きさと、地方交付税制度のもとで財源保障の対象となる標準的な一般財源の総枠である「標準財政規模」に対する地方債総額の割合は、最も高いのが五所川原市の4.0、次いで十和田市と鶴田町の3.8、八戸市とつがる市の3.7、つがる市及び鱒ヶ沢町の3.6の順となっています。

表－4 地方債現在高の増減

青森県		平成17年度 A	平成20年度 B	令和元年度 C	差 額 D : C - A	増減率 D/A %
地方債：百万円	県	1,338,157	1,337,480	1,090,507	-247,650	-18.5
	市町村	1,412,765	1,389,469	1,188,766	-223,999	-15.9
(一般+公営等)	計(A)	2,750,922	2,726,949	2,279,273	-471,649	-17.1
	住民基本台帳人口(B)	1,460,144	1,417,278	1,269,494	-190,650	-13.1
A/B	: 万円/人	188	192	180	-8	
		平成25年度	平成26年度	平成29年度	平成30年度	
	県	1,371,210	1,325,078	1,194,652	1,147,128	
	市町村	1,299,741	1,270,463	1,215,679	1,197,131	
	計(A)	2,670,951	2,595,541	2,410,331	2,344,259	
	人口(B)	1,363,963	1,349,355	1,303,668	1,287,029	
	A/B	196	192	185	182	

「地方債現在高の減少速度」 > 「人口の減少速度」

【数値の出所は、総務省、各年度の財政状況資料集等】

参考資料

秋田県		平成22年度 A	平成27年度 B	平成29年度 C	差 額 D : C - A	増減率 D/C %
地方債：百万円 (一般+公営等)	県 市町村 計(A)	1,338,007	1,316,264	1,297,677	▲ 40,330	- 3.0
		1,137,950	1,091,702	1,058,514	▲ 79,436	- 7.0
		2,475,957	2,407,966	2,356,191	▲ 119,766	- 4.8
住民基本台帳人口(B)		1,097,588	1,039,436	1,011,297	▲ 86,291	- 7.9
A/B : 万円/人		225.6	231.7	233.0	7.4	+ 3.3

県と市町村の地方債の合計額の減少速度<住民基本台帳人口の減少速度

- 令和元年度末の地方自治体の地方債現在高210兆円(=普通会計：189+公営企業：21) 210兆円÷1.24億人(日本人)÷169万円/人(平成30年度175万円/人)

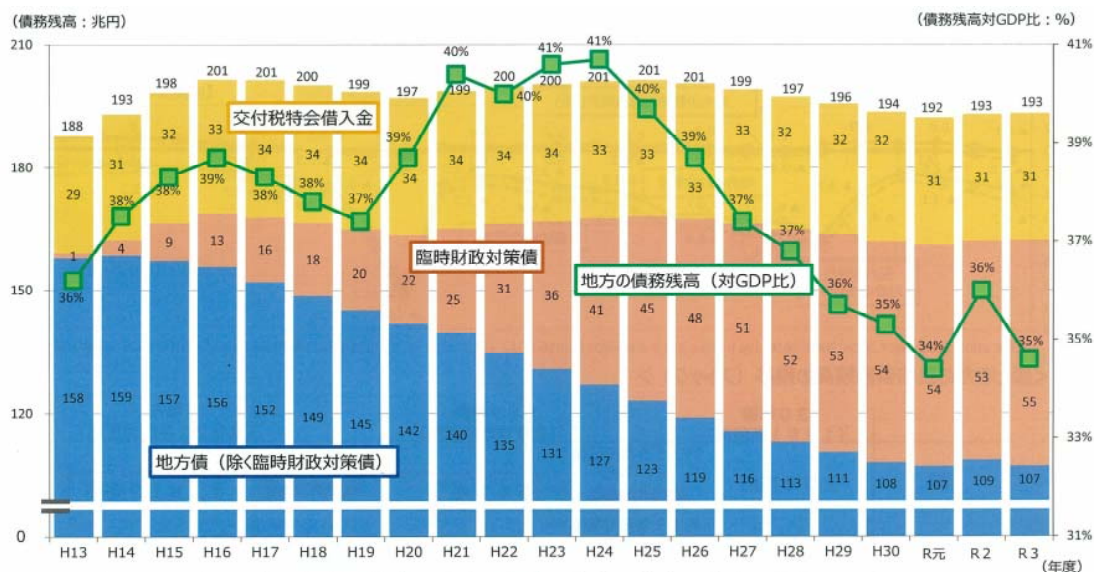


図-9 地方の債務残高の推移

- 建設地方債(臨時財政対策債を除く地方債)の残高は、平成14年度にピークの159兆円を記録後、足元では107兆円まで減少。地方の特例公債に相当する臨時財政対策債は、平成13年度の創設以降累増してきたものの、近年は増加のペースが鈍化。この結果、地方の債務残高は、金額・対GDP比ともに減少傾向が続いている。
【出典：財務省、令和3年4月21日開催の財政制度分科会配付資料、地方財政】



図-10 国と地方の長期債務残高の推移(ストック)

【出典：財務省、令和2年11月2日開催の財政制度分科会配付資料、地方財政】

- 総務省の平成29年12月12日付け報道資料「地方財政審議会、今後目指すべき地方財政の姿と平成30年度の地方財政への対応についての意見」において、「地方財政の健全化」について次のような記述があります。
持続可能な地方財政基盤の構築が重要である一方、近年の地方財政の状況をみると、

これまで厳しい歳出抑制を行ってきてもなお、平成8年度以来継続して巨額の財源不足が生じている。また、地方の債務残高は約200兆円規模で推移している。

本来のあるべき地方財政の姿は、臨時財政対策のような特例的な地方債に依存せず、かつ、巨額の債務残高により圧迫されていない状態である。特例的な地方債への依存を改善するとともに、極めて大きな地方債の債務残高の計画的な引き下げに向けて取り組んでいくことが必要である。

このため、歳入面においては、平成31年10月に予定されている消費税率10%への引き上げにより地方の社会保障財源の充実を図ることとあわせ、地域経済の活性化等に向けた取組により、地方税収等の更なる増加を図ることが求められる。

また、歳出面においては、行政サービスの重点化・効率化に取り組むことが求められる。このため、住民との議論に基づき、真に必要な行政サービスや、その効果的・効率的な提供方法の選択を行うことができるよう、各地方自治体が、他の地方自治体との比較を含め、自らの財政状況を住民や議会に理解しやすい形で的確に把握・公表することが重要である。そのため、引き続き地方財政の状況の「見える化」等を推進すべきである。

表－5 公営企業債残高(公営企業会計負担分)の状況 単位：兆円

年度	H元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25	25	24	23	22	22	21	21

- また、平成28年8月7日付け日本経済新聞に「日本国債 借金ありきの景気刺激策」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

1990年代後半以降、日本は借金である国債の発行なしでは財政が成り立たない「赤字経営」に陥っている。毎年30兆～40兆円の新しい国債を発行し、発行残高は838兆円に積み上がった。国民1人ひとりに664万円、4人家族なら合計2,656万円の借金がある計算だ。政府は65年度、歳入不足を補うための「赤字国債」を1,972億円発行した。戦後の国債発行の歴史はこのとき始まった。91～93年度にはいったんゼロになったが、98年度を境に目立って発行額が増え始めた。

前年の97年度は消費税率5%への引き上げ、アジア通貨危機、金融不安などで重なった。当時の小渕恵三首相は総額24兆円に上る大型の経済対策を打ち出した。98年度の新しい国債の発行額は34兆円。前年の1.8倍に急増した。これ以降、ほぼ毎年、30兆円を超える新規の発行が続くようになった。リーマン危機や東日本大震災のほか、少子高齢化で医療や介護への支出が増え続けているという構造要因もある。

- 令和元年5月11日付け日本経済新聞に「国の借金 1,103兆円で最大 3月末時点」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

財務省は10日、国債や借入金を合計した「国の借金」は2019年3月末時点で1,103兆3,543億円だったと発表した。17年度末と比べて15兆5,414億円増えた。年度末の残高は3年連続で過去最大で、歳出の抑制が課題となっている。

満期10年以上の長期国債(超長期を含む)の残高が同32兆円増え、674兆円になった。政府は国債の新規発行や借り換えの際、満期が長いものを増やしている。通常は長期ほど金利が高いが、低金利のうちに発行すれば将来の利払い費が抑えられるとみる。

- 令和3年8月10日付け財務省報道資料では、令和3年6月末時点の国債及び借入金並びに政府保障債務現在高は、それぞれ、**10,667,809億円**(国債、うち普通国債は**9,420,071億円**) + 1,538,559億円(借入金+政府短期証券) + 337,690億円(政府保証債務) = **1,254兆4,058億円**(前年度末に対し**39,225億円増**)
- 地方公共団体向け財政融資財務状況把握ハンドブック令和2年6月改訂版(p.12)では、「**地方債現在高**は、普通会計において起債している分を計上する。地方債には、例えば、**臨時財政対策債**や**合併特例債**のように、元利償還額に対して地方交付税が措置される地方債がある。しかしながら、これは、**元利償還金相当額が、後年度の基準財政需要額に算入されるということ**を表していることに過ぎず、**元利償還総額の地方交付税が、現在の地方交付税にそのまま加算されて団体に交付されることを意味するものではない。団体によっては、交付税措置のある地方債は、実質的な債務ではないかのように説明されることもあるが、これらも借金であることには変わりないため、交付税措置される地方債であっても地方債現在高からは控除しない。**」と記述されています。
- 令和元年12月17日付けの東京新聞に「国の借金 戦争末期水準」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

日本が抱える借金の規模が太平洋戦争の末期とほぼ同じ水準になっている。借金の推移を示すグラフは二度大きな山を描いており、一度目は敗戦後の極端なインフレで帳消しになる一方で国民の資産も失われた。現在も編成作業が大詰めに入った2020年度当初予算案は過去最大になる見通しで、巨額借金の帰結がどうなるのか、誰も答えを見出せていない。「戦前・戦時期の金融市場」を著した東京海上アセットマネジメントの平山賢一氏の分析では、18年度の国内総生産(GDP)に対する借金残高比率は200%。終戦前年1944年度は国の借金の経済規模に対する比率は204%で両者はほぼ同じ水準だ。

19年度4兆5千億円の補正予算案に加え、20年度当初予算案も2年連続の百兆円超えの見通し。借金残高はさらに上昇する。戦時発行された国債は戦後のインフレで価値を失い、購入していた一般国民が大きな損失を被った。今は大規模金融緩和の一環で日銀が国債を大量に買い入れ所有する。日銀元審議委員木内登英氏は「日銀の買い入れで財政規律が緩んだ」と指摘。「借金は結局、将来世代の増税などで消費が落ちるとみなし、賃金や設備投資を抑える弊害もすでに生じている」とみる。

日銀は当初「2年程度で物価を前年比2%上げてデフレを脱却する」ためとして、お金を世の中に供給するために民間銀行から国債を買っていた。7年近く経った今、物価2%は忘れられ、日銀が事実上、国の借金を肩代わりするための「国債の引き受け機関」に移行したとみなされかねない状況が生じている。

日銀が国債を買うことで金利は低く抑えられ、政府は利子の支払いが高騰することを心配せず、国債発行を増やし続けられている。しかし、国債は日銀ばかりでなく外資系金融機関や邦銀、個人も買っている。彼らが「独立した存在のはずの日銀が、国を助けるために国債を買い続けており、やがて日本の財政は行き詰まる」と不信感を募らせれば、国債を買わなくなり、国債価格が急落する。日銀不信で日銀の発行する通貨・円も安くなり、輸入物価は上昇。国民は結果的に大きな損失をかぶることになる可能性がある。超低金利が続くことにも副作用がある。地方銀行など民間金融機関の経営が悪化を続け、金融危機の芽が生じる可能性が出るからだ。銀行の金融不安が経済に悪影響を与えることも考えられる。今のところ国債急落をはじめとしたアベノミクス当初からの懸念は起きていない。ただ実際には外部の識者だけでなく、日銀内にも政府内にも自らが進める政策への危機意識は少なからずある。借金の積み上がり方も日銀による国債の抱え方も、今の日本の状況は世界の主要先進国と比べて異例すぎるからだ。

日本総研の河村小百合氏は「コソコソ無駄を減らして借金を返すのではなく、未知のリスクを負う政策は無責任だ」と強調。「さまざまな懸念の一つでも現実化したときには結局、終戦時と同じように国民に負担が回る」と警鐘を鳴らす。

表－6 市町村別の地方債現在高(一般会計等と公営企業会計等の合算)の大きさ

1人当たりの地方債現在高(万円/人) 令和元年度		地方債現在高／積立金現在高 令和元年度		地方債現在高／標準財政規模 令和元年度		地方債現在高／歳入総額 令和元年度	
西目屋村	264.5	鶴田町	31.6	五所川原市	4.0	五所川原市	2.1
外ヶ浜町	190.0	青森市	28.3	十和田市	3.8	藤崎町	2.1
風間浦村	187.1	五所川原市	27.3	鶴田町	3.8	鱒ヶ沢町	2.0
今別町	169.3	鱒ヶ沢町	21.9	八戸市	3.7	十和田市	1.9
東通村	163.7	黒石市	15.9	つがる市	3.7	つがる市	1.9
深浦町	162.3	弘前市	15.8	むつ市	3.6	中泊町	1.9
新郷村	162.2	八戸市	14.1	鱒ヶ沢町	3.6	青森市	1.8
鱒ヶ沢町	151.5	むつ市	9.0	青森市	3.5	弘前市	1.8
つがる市	145.2	平内町	8.4	三沢市	3.5	八戸市	1.8
中泊町	130.4	三沢市	7.5	藤崎町	3.5	平内町	1.8
田子町	129.7	大鰐町	7.2	弘前市	3.4	外ヶ浜町	1.8
五所川原市	122.9	今別町	7.0	板柳町	3.4	深浦町	1.8
大鰐町	115.9	東北町	7.0	中泊町	3.2	西目屋村	1.8
平内町	115.6	七戸町	6.1	西目屋村	3.1	大鰐町	1.8
東北町	114.6	中泊町	6.0	大鰐町	3.1	三戸町	1.8
鶴田町	113.9	三戸町	6.0	平内町	3.0	五戸町	1.8
佐井村	113.6	藤崎町	5.6	外ヶ浜町	3.0	おいらせ町	1.7
十和田市	112.8	野辺地町	5.1	東北町	3.0	三沢市	1.6
三戸町	111.5	田子町	5.0	東通村	3.0	むつ市	1.6
藤崎町	110.9	つがる市	4.9	深浦町	2.9	板柳町	1.6
大間町	109.9	深浦町	4.5	三戸町	2.8	鶴田町	1.6
むつ市	106.0	十和田市	4.1	五戸町	2.8	東北町	1.6
板柳町	98.3	板柳町	3.9	今別町	2.6	田子町	1.5
五戸町	97.0	五戸町	3.9	田舎館村	2.6	田舎館村	1.4
六ヶ所村	95.8	階上町	3.9	おいらせ町	2.6	南部町	1.4
三沢市	93.9	おいらせ町	3.7	黒石市	2.5	階上町	1.4
横浜町	89.5	新郷村	3.2	大間町	2.5	新郷村	1.4
南部町	86.9	六戸町	3.1	風間浦村	2.5	今別町	1.3
八戸市	85.8	外ヶ浜町	2.9	田子町	2.5	東通村	1.3
七戸町	85.3	田舎館村	2.9	南部町	2.3	風間浦村	1.3
青森市	83.8	西目屋村	2.5	階上町	2.2	黒石市	1.2
蓬田村	83.3	風間浦村	2.4	新郷村	2.2	野辺地町	1.2
弘前市	82.9	平川市	2.0	平川市	2.0	七戸町	1.2
田舎館村	80.6	大間町	1.9	野辺地町	2.0	六戸町	1.2
おいらせ町	68.1	横浜町	1.6	七戸町	2.0	大間町	1.2
平川市	67.4	東通村	1.3	六戸町	1.9	蓬田村	1.1
黒石市	66.1	南部町	1.3	横浜町	1.8	平川市	1.0
六戸町	63.3	佐井村	1.2	蓬田村	1.5	佐井村	0.9
階上町	61.5	蓬田村	1.0	佐井村	1.5	横浜町	0.8
野辺地町	58.1	六ヶ所村	0.8	六ヶ所村	1.1	六ヶ所村	0.7
40市町村	93.6	40市町村	6.8	40市町村	3.2	40市町村	1.7
H30年度	93.0	H30年度	6.7	H30年度	3.2	H30年度	1.7
H29年度	93.3	H29年度	6.8	H29年度	3.3	H29年度	1.7
H26年度	94.2	H26年度	8.1	H26年度	3.3	H26年度	1.8
H20年度	98.0	H20年度	17.0	H20年度	3.8	H20年度	2.3

【数値の出所：市町村別決算状況調と財政状況資料集、総務省】

債務の大きさを表す新たな指標(見える化の推進)

債務償還比率について

【出典：総務省、公会計指標分析／財政指標組み合わせ分析表、財政状況資料集】

この指標は平成29年度より公表されるようになりました。

債務償還比率(平成29年度は債務償還可能年数)

【指標の意味】

償還可能に充当できる一般財源(=償還充当限度額)に対する実質債務の比率を表す指標で、債務償還能力の大きさを示している。

【分析の考え方】

「総務省、令和元年度地方公会計の推進に関する研究会報告書」では、「債務償還可能年数」と「債務償還比率」について、以下のように記述されています

地方公会計に関する指標の一つとして「債務償還可能年数」があるが、当該指標については、現在は、地方公会計から得られる情報ではなく、決算統計等の数値を用いて算出することとなっている。

算定式に関してのこれまでの経緯としては、以下のとおりとなっている。

・・・(略)・・・

このような経緯を経て、現在に至っているところであるが、債務償還可能年数の算定式については、所有外資産の整備費用等の投資活動支出的な性質を持つ業務支出について、地方公共団体において該当する業務支出を特定し、金額を把握することは引き続き困難であることや、(業務支出ではなく投資活動収支に区分するという)統一的な基準の改正の検討も必要であることから、当面は昨年度の研究会で見直した算定式で算出することとされたことを踏まえ、引き続き、同様の算定式を用いることとする。

一方で、債務償還可能年数という名称について、「可能」という表現が含まれることにより、債務の償還が「不可能」であるという事態を想定させるという懸念がある。地方債については、元利償還に必要な財源を国が保障するなど、確実に償還される仕組みとなっており、バーゼル規制による自国通貨建ての地方公共団体向けエクスポージャー(円建ての地方債等)のリスク・ウェイトは0%とされていることを踏まえると、「可能」という表現について見直しが必要と考えられる。これを踏まえ、「可能」という表現を用いない新たな名称として、債務償還に充当できる一般財源(=償還充当限度額)に対する実質債務の比率として、「債務償還比率」という名称に改めることとする。

- 一方、財務省理財局の「地方公共団体向け財政融資財務状況把握ハンドブック(令和2年6月改訂版)」では、債務償還可能年数について、以下のように記述されています。

債務償還可能年数は、債務償還能力を表す指標で、実質債務(地方債現在高及び有利子負債相当額の合計から積立金等を控除した、実質的な債務)が償還原資となる行政経常収支(キャッシュフロー)の何年分あるかを示したものである。債務償還能力は、債務償還可能年数が短いほど高く、債務償還可能年数が長いほど低いといえる。なお、行政経常収支がゼロ若しくは赤字の場合には償還原資がないことを表しており、「財務上の

留意点」があるといえる。

$$\text{債務償還可能年数(年)} = (\text{実質債務}) \div (\text{行政経費収支})$$

【補足説明】

債務償還可能年数は、行政経常収支(償還原資)をすべて債務の償還に充当した場合に、何年で現在の債務を償還できるかを表す理論値である。

現実には、行政経常収支を普通建設事業費の原資の一部としてほか、債務の償還も毎年度一定額となっていることから、行政経常収支の全額を債務償還に充当することはないが、債務の償還原資を経常的な行政活動からどれだけ確保できているかということは、債務償還能力を把握するうえで重要な視点である。

行政経常収支の少ない団体は、債務償還可能年数が極端に長くなることがある。このような団体では行政経常収支がわずかに増減しただけで債務償還可能年数が大きく変動する。このため、債務償還可能年数は過去の推移と併せてみる(時系列で比較する)ことが重要である。

表一七 償還確実性(債務償還能力、資金繰り状況)の診断基準について(市区町村)

系 統	留 意 点	定 義
債務系統	債務高水準	① 実質債務月収倍率24ヶ月以上 ② 実質債務月収倍率18ヶ月以上、かつ、 債務償還可能年数15年以上
積立系統	積立低水準	① 積立金等月収倍率1ヶ月未満 ② 積立金等月収倍率3ヶ月未満、かつ、 行政経常収支率10%未満
収支系統	収支低水準	① 行政経常収支率0%以下 ② 行政経常収支率10%未満、かつ、 債務償還可能年数15年以上

$$\text{実質債務月収倍率(月)} = (\text{実質債務}) \div (\text{行政経常収入} \div 12)$$

$$\text{積立金等月収倍率(月)} = (\text{積立金等}) \div (\text{行政経常収入} \div 12)$$

$$\text{行政経常収支率(\%)} = (\text{行政経常収支}) \div (\text{行政経常収入})$$

- 小西砂千夫氏は「地方財政の知恵袋(平成30年9月5日発行、ぎょうせい)」で、**債務償還可能年限**について、「自治体財政健全化法の施行で将来負担比率の算定が始まったことで、債務の把握がより包括的で精緻にできるようになり、債務償還可能年限の精緻な算定が可能になりました。指標として格段に進歩したといえます。筆者は、かなり前から不完全な定義ながら債務償還可能年限の試算を行い、時系列での数値の動きが、当該団体の財政運営の実感に沿うものかを試してきました。結果はおおむね良好でした。指標である以上、何年以上になると危険域であるといった基準が必要となります。経験的には、10年超となる団体では財政状況が悪化しているという感覚がありますが、10年の根拠を、どのように理論的に説明するかは難しいところです。」と述べています。

表－8 債務償還比率(債務の大きさ)

市区町村の平均値：％ 平成30年度(降順)			都道府県の値：％ 平成30年度(降順)	
京都府	1,138.1	1	福岡県	1,868.3
神奈川県	1,009.4	2	京都府	1,853.2
広島県	963.6	3	兵庫県	1,807.7
新潟県	915.6	4	大阪府	1,655.2
奈良県	902.1	5	北海道	1,644.0
福岡県	883.3	6	静岡県	1,551.4
宮城県	830.6	7	埼玉県	1,526.0
熊本県	798.7	8	新潟県	1,500.2
山口県	772.7	9	千葉県	1,446.0
島根県	770.9	10	岐阜県	1,428.9
秋田県	767.6	11	香川県	1,423.8
和歌山県	762.0	12	鹿児島県	1,415.7
高知県	756.7	13	茨城県	1,404.3
福井県	754.2	14	富山県	1,364.4
石川県	747.3	15	岡山県	1,363.8
兵庫県	745.1	16	熊本県	1,358.4
富山県	743.8	17	長崎県	1,345.7
青森県	743.7	18	山形県	1,340.7
鳥取県	713.7	19	和歌山県	1,328.5
山形県	711.6	20	広島県	1,309.4
香川県	704.4	21	神奈川県	1,302.3
大阪府	696.4	22	群馬県	1,268.2
北海道	686.7	23	高知県	1,260.3
群馬県	681.3	24	宮城県	1,251.0
岩手県	671.8	25	愛知県	1,250.8
千葉県	664.3	26	大分県	1,226.9
茨城県	663.2	27	滋賀県	1,218.1
岡山県	642.1	28	三重県	1,191.1
愛媛県	641.1	29	奈良県	1,188.0
全国平均	635.6	30	岩手県	1,175.7
佐賀県	635.0	31	福島県	1,169.2
滋賀県	633.1	32	山梨県	1,166.5
大分県	608.1	33	長野県	1,165.2
埼玉県	591.1	34	石川県	1,160.6
山梨県	577.0	35	秋田県	1,160.4
宮崎県	572.8	36	全国平均	1,143.3
長崎県	566.8	37	山口県	1,122.1
徳島県	551.7	38	福井県	1,073.2
三重県	551.1	39	徳島県	1,064.4
鹿児島県	545.8	40	島根県	1,047.2
静岡県	527.7	41	栃木県	1,009.8
愛知県	518.8	42	愛媛県	995.6
沖縄県	515.5	43	青森県	977.9
栃木県	514.9	44	佐賀県	962.6
福島県	481.1	45	鳥取県	904.0
長野県	477.5	46	宮崎県	864.3
岐阜県	411.4	47	沖縄県	862.9
東京都	0.0	48	東京都	198.8

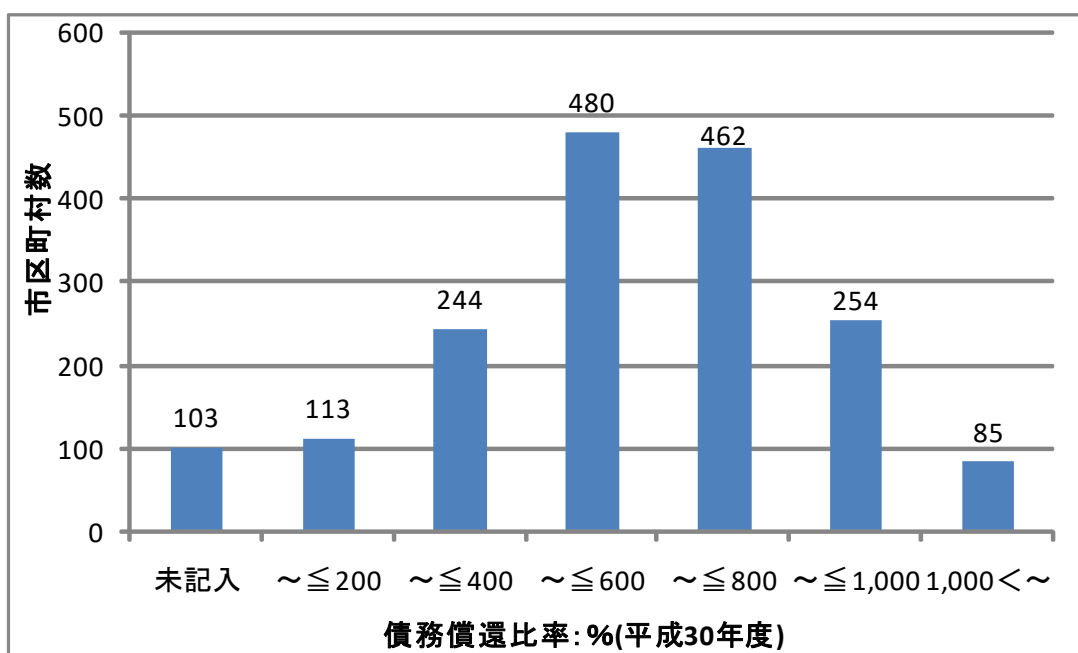


図-11 債務償還比率の分布(平成30年度、市区町村数)
未記入：実質債務がない等の理由から

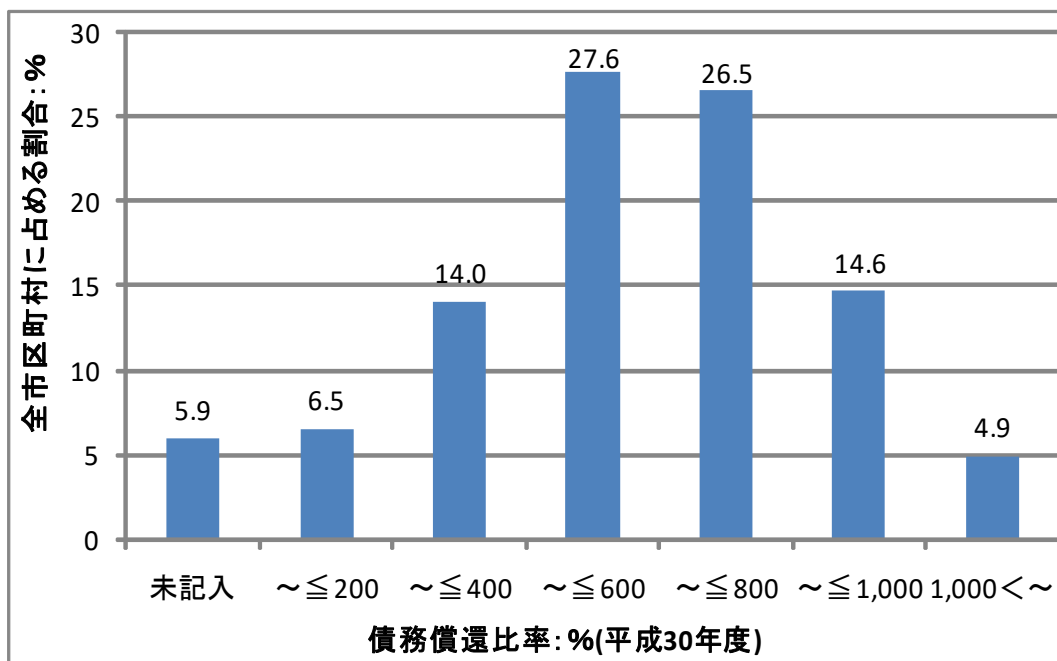


図-12 債務償還比率の分布(平成30年度、全市区町村に占める割合)
未記入：実質債務がない等の理由から

表－9 債務償還比率(平成30年度)が上位(1,000%以上)の地方自治体

福岡県北九州市	1,606.1	1	青森県鱒ヶ沢町	1,105.3	44
熊本県御船町	1,568.9	2	大阪府忠岡町	1,104.5	45
熊本県益城町	1,516.5	3	北海道芦別市	1,101.4	46
広島県広島市	1,493.9	4	兵庫県上郡町	1,087.4	47
和歌山県御坊市	1,479.8	5	奈良県吉野町	1,087.2	48
奈良県平群町	1,431.2	6	奈良県天理市	1,084.9	49
京都府京都市	1,426.1	7	群馬県館林市	1,082.0	50
京都府宮津市	1,419.4	8	奈良県宇陀市	1,073.7	51
宮城県角田市	1,409.5	9	福井県坂井市	1,073.5	52
奈良県河合町	1,384.4	10	和歌山県かつらぎ町	1,070.5	53
東京都日の出町	1,321.2	11	福岡県小竹町	1,069.3	54
大阪府門真市	1,311.1	12	神奈川県真鶴町	1,067.8	55
熊本県南阿蘇村	1,310.8	13	岩手県矢巾町	1,064.6	56
広島県府中町	1,291.9	14	広島県大竹市	1,064.3	57
北海道夕張市	1,276.7	15	山口県和木町	1,063.4	58
新潟県胎内市	1,262.9	16	北海道美唄市	1,063.3	59
三重県名張市	1,260.7	17	和歌山県和歌山市	1,053.9	60
神奈川県三浦市	1,250.7	18	熊本県熊本市	1,053.4	61
奈良県御所市	1,250.3	19	兵庫県神戸市	1,052.7	62
広島県竹原市	1,240.4	20	石川県白山市	1,048.3	63
北海道士別市	1,226.0	21	広島県安芸太田町	1,047.2	64
青森県五所川原市	1,223.2	22	和歌山県海南市	1,042.6	65
奈良県奈良市	1,217.0	23	福岡県大牟田市	1,040.9	66
高知県高知市	1,216.7	24	北海道岩内町	1,039.1	67
奈良県葛城市	1,212.8	25	和歌山県由良町	1,036.7	68
神奈川県横浜市	1,204.5	26	新潟県十日町市	1,033.9	69
千葉県千葉市	1,202.9	27	徳島県小松島市	1,031.8	70
大阪府堺市	1,198.9	28	熊本県南小国町	1,031.7	71
奈良県桜井市	1,189.6	29	鳥取県倉吉市	1,030.2	72
新潟県新潟市	1,179.1	30	沖縄県豊見城市	1,028.2	73
奈良県黒滝村	1,169.1	31	山形県中山町	1,022.5	74
新潟県加茂市	1,168.8	32	福島県磐梯町	1,021.4	75
神奈川県川崎市	1,161.6	33	神奈川県茅ヶ崎市	1,018.8	76
栃木県日光市	1,159.8	34	山形県上山市	1,018.6	77
大阪府藤井寺市	1,143.9	35	福井県小浜市	1,017.2	78
茨城県北茨城市	1,143.7	36	秋田県小坂町	1,012.2	79
秋田県仙北市	1,141.2	37	茨城県坂東市	1,009.2	80
千葉県大網白里市	1,134.2	38	大阪府阪南市	1,007.6	81
熊本県嘉島町	1,131.5	39	三重県明和町	1,007.0	82
宮城県仙台市	1,130.8	40	大阪府泉南市	1,004.6	83
東京都大島町	1,126.3	41	大阪府守口市	1,002.8	84
大阪府松原市	1,116.9	42	愛知県名古屋市	1,001.8	85
鳥取県智頭町	1,113.8	43			

表-10 市町村別の債務償還比率(債務の大きさ)

	債務償還比率 %			(降順)		1,638
	※ H29年度	H30年度	R01年度	H30年度 (降順)		
青森市	8.1	825.9		五所川原市	1,223.2	22
弘前市	8.8	918.9		鱒ヶ沢町	1,105.3	44
八戸市	9.3	916.2		むつ市	985.9	93
黒石市	7.2	667.8		大鰐町	964.4	107
五所川原市	12.1	1,223.2		野辺地町	922.0	144
十和田市	5.2	494.5		弘前市	918.9	147
三沢市	7.8	722.6		八戸市	916.2	152
むつ市	9.5	985.9		鶴田町	879.6	190
つがる市	8.2	861.4		外ヶ浜町	879.2	192
平川市	2.4	298.9		つがる市	861.4	
平内町	4.9	538.7		中泊町	851.3	
今別町	5.1	580.0		青森市	825.9	
蓬田村	1.0	96.4		三戸町	775.4	
外ヶ浜町	8.3	879.2		東北町	766.7	
鱒ヶ沢町	10.8	1,105.3		深浦町	760.9	
深浦町	6.9	760.9		三沢市	722.6	
西目屋村	5.2	645.6		おいらせ町	712.3	
藤崎町	6.1	634.4		黒石市	667.8	
大鰐町	10.4	964.4		板柳町	648.9	
田舎館村	4.4	415.4		西目屋村	645.6	
板柳町	4.7	648.9		藤崎町	634.4	
鶴田町	8.6	879.6		田子町	625.9	
中泊町	9.4	851.3		七戸町	605.5	
野辺地町	10.6	922.0		階上町	584.9	
七戸町	5.6	605.5		今別町	580.0	
六戸町	3.8	442.0		五戸町	559.7	
横浜町	3.3	262.7		平内町	538.7	
東北町	7.4	766.7		十和田市	494.5	
六ヶ所村	—	—		新郷村	486.7	
おいらせ町	6.6	712.3		六戸町	442.0	
大間町	4.0	359.1		風間浦村	417.2	
東通村	3.4	289.5		田舎館村	415.4	
風間浦村	3.8	417.2		大間町	359.1	
佐井村	0.8	86.6		平川市	298.9	
三戸町	8.5	775.4		東通村	289.5	
五戸町	5.5	559.7		横浜町	262.7	
田子町	5.5	625.9		南部町	261.2	
南部町	2.9	261.2		蓬田村	96.4	
階上町	6.2	584.9		佐井村	86.6	
新郷村	4.7	486.7		六ヶ所村	—	
40市町村平均	7.3	743.7		40市町村平均	743.7	
全国平均	6.5	635.6		全国平均	635.6	
青森県	10.0	977.9		青森県	977.9	
都道府県平均	12.0	1,143.3		都道府県平均	1,143.3	

※債務償還比率の平成29年度の欄は債務償還可能年数(単位は年)の値

【出典：総務省、公会計指標分析／財政指標組み合わせ分析表、財政状況資料集】

表-11 地方交付税と地方債に係る元利償還金等普通交付税額の算定に用いる算入割合

令和元 年度	普通 交付税 百万円 A	公債費の交付 税算入額算定 額 百万円 B	B/A :%	財政力 指 数		令和元 年度	B/A :% (降順)	財政力 指 数
青森市	24,382	9,764	40.0	0.56	1	東通村	78.7	0.74
弘前市	17,902	7,062	39.4	0.49	2	八戸市	63.7	0.67
八戸市	13,809	8,795	63.7	0.67	3	青森市	40.0	0.56
黒石市	4,968	1,095	22.0	0.36	4	弘前市	39.4	0.49
五所川原市	9,920	3,147	31.7	0.33	5	おいらせ町	36.2	0.47
十和田市	8,818	3,076	34.9	0.43	6	十和田市	34.9	0.43
三沢市	4,249	1,344	31.6	0.51	7	藤崎町	33.0	0.28
むつ市	9,195	2,760	30.0	0.38	8	五所川原市	31.7	0.33
つがる市	8,912	2,628	29.5	0.23	9	三沢市	31.6	0.51
平川市	6,625	1,783	26.9	0.29	10	むつ市	30.0	0.38
平内町	2,699	582	21.6	0.26	11	七戸町	29.7	0.37
今別町	1,242	224	18.0	0.20	12	つがる市	29.5	0.23
蓬田村	1,122	180	16.0	0.20	13	五戸町	29.5	0.29
外ヶ浜町	2,849	715	25.1	0.19	14	六戸町	28.7	0.41
鱒ヶ沢町	2,961	648	21.9	0.22	15	東北町	28.0	0.30
深浦町	3,407	928	27.2	0.17	16	大間町	28.0	0.28
西目屋村	904	188	20.8	0.15	17	三戸町	27.8	0.26
藤崎町	3,067	1,013	33.0	0.28	18	南部町	27.8	0.28
大鰐町	2,524	427	16.9	0.22	19	深浦町	27.2	0.17
田舎館村	1,551	317	20.4	0.29	20	平川市	26.9	0.29
板柳町	2,563	566	22.1	0.28	21	階上町	26.7	0.36
鶴田町	2,478	523	21.1	0.27	22	野辺地町	25.9	0.39
中泊町	3,288	784	23.8	0.21	23	外ヶ浜町	25.1	0.19
野辺地町	2,037	527	25.9	0.39	24	風間浦村	24.4	0.10
七戸町	3,586	1,065	29.7	0.37	25	中泊町	23.8	0.21
六戸町	1,792	515	28.7	0.41	26	横浜町	22.9	0.31
横浜町	1,212	278	22.9	0.31	27	板柳町	22.1	0.28
東北町	4,178	1,169	28.0	0.30	28	黒石市	22.0	0.36
六ヶ所村	0	485	—	1.81	29	鱒ヶ沢町	21.9	0.22
おいらせ町	2,978	1,078	36.2	0.47	30	平内町	21.6	0.26
大間町	1,459	409	28.0	0.28	31	鶴田町	21.1	0.27
東通村	745	586	78.7	0.74	32	田子町	21.1	0.22
風間浦村	1,208	295	24.4	0.10	33	西目屋村	20.8	0.15
佐井村	1,241	232	18.7	0.12	34	田舎館村	20.4	0.29
三戸町	2,658	738	27.8	0.26	35	新郷村	19.3	0.15
五戸町	3,845	1,135	29.5	0.29	36	佐井村	18.7	0.12
田子町	2,012	424	21.1	0.22	37	今別町	18.0	0.20
南部町	4,545	1,265	27.8	0.28	38	大鰐町	16.9	0.22
階上町	2,077	555	26.7	0.36	39	蓬田村	16.0	0.20
新郷村	1,433	277	19.3	0.15	40	六ヶ所村	—	1.81
40市町村	176,439	59,582	33.8	0.35		40市町村	33.8	0.35
H30年度	173,426	60,484	34.9	0.34				
H29年度	179,171	61,261	34.2	0.33				
H26年度	190,119	64,432	33.9	0.32				

— : 不交付団体

B : 地方債に係る元利償還金及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額、
数値の出所「市町村別決算状況調と財政状況資料集(総務省)」

表-12 地方交付税の推移

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
兆円	15.9	15.2	15.4	15.8	16.9	17.4	17.5	17.1	16.9	16.8	16.7	16.3

平成15年度：18.1
 16年度：16.9
 17年度：16.9

平成30年度：16.0兆円(予算)
 令和元年度：16.2兆円(予算)
 2年度：16.6兆円(予算)
 3年度：17.4兆円(予算)

○ 佐藤主光氏(一橋大学教授)は、平成29年9月29日付け日本経済新聞に「交付税の配分基準見直し 全自治体の財源保障限界」との見出しで次のように述べています。

基準財政需要には前述した頑張る地域へのインセンティブの分も含まれる。ただし自治体への救済色が強い面は否めない。赤字地方債などの元利償還費が反映されるほか、小規模自治体など行政コストが高くつく自治体の基準財政需要はかさ上げされる。実際、人口の少ない市町村は財政力指数(=基準財政収入/基準財政需要)が低く、自前で必要財源を確保することが困難だ。その必要財源を充足するよう高額な交付税が配分される。

交付税は人口規模や財政力にかかわらず、国が必要と判断する公共サービスを標準的な水準だけ提供できるように手当てされてきた。このことが自治体の交付税依存を助長し、財政規律を阻害するという批判も少なくない。

自治体にも言い分がある。自治体は規模・財政力にかかわらず、社会保障・教育を含め国が関与・義務付けた政策を実施してきた。市町村の担う政策は政令指定都市、中核都市と一般の市、町村との間で、都市計画や福祉などの事務に関しては多少違うが、おおむね等しい。交付税の財源保障はこうした政策の円滑な実施を確保するためにある。自治体に対する国の保護責任は、国の幅広い関与・義務の裏返しといえる。

だが国の財政が悪化する中で、交付税の財源保障機能も揺らぎ始めている。国は今後も一般財源の総額(62兆円程度)を確保するというが、その持続可能性は定かではない。

経済財政諮問会議では自治体の基金の残高が21兆円にのぼると指摘されている。特に交付税の基準財政需要に比べて基金の積み立て水準が高い自治体は財政力が弱く、65歳以上の人口比率が高いという。交付税への依存度が高い自治体は、交付税削減のリスクに備えているのかも知れない。国が誰も困らぬよう腐心しても、今の自治体は不信を募らせている。将来の安心をうたう社会保障が国民にとって将来不安の要因であり、消費支出の抑制(高貯蓄)につながっているのと同じ構図だ。

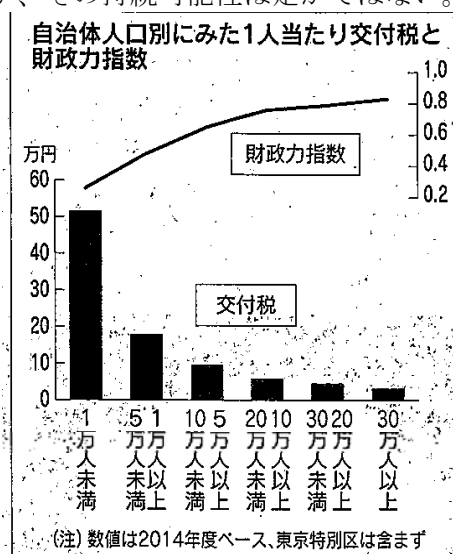


図-13 1人当たりの交付税と財政力指数

(2) 第三セクター等について

- 平成25年8月19日付け日本経済新聞に「抜本改革、最終年度に 三セク・公社処理遅れ 財務・サービス両立模索」との見出しで次のような記事が掲載されています。

経営不振の第三セクターや地方公社の整理に時間がかかっている。国は2009年度からの5年を抜本改革期間として、地方自治体に破綻処理を促してきたが、最終年度に入った今も多くの赤字法人が残る。総務省は5年限りとしていた自治体の負担を軽減する特例措置の延長を検討し始めたが、財務改善と住民サービス維持の両立は難しく一筋縄ではいかない。「どうか三セク債の発行期限を延ばして欲しい」。京都府の山田啓二知事は6月、坂元哲志総務副大臣を訪ねて頭を下げた。三セク債とは「第三セクター等改革推進債」という地方債を発行することで、破綻に伴って発生する多額の損失を「分割払い」できるようになる。原則として利払いの半分を国が負担する特典もある。ただし、発行できるのは今年度までの特例措置だ。

総務省によると、三セク・公社のうち12年度決算(速報値)が経常赤字だったのは全体のほぼ3分の1に当たる2,704法人。債務超過は314法人に達する。都道府県や市町村が、三セク・公社に貸し出しや損失補償している財政支援額は9兆5,243億円。05年度に比べると31.0%縮小しているが、自治体にとって負担は重いままだ。

処理が進まない背景には、自治体本体の屋台骨が揺らぐような大きな損失を抱える法人があるという事情もある。損失を肩代わりすると、自治体が厳しい緊縮財政を強いられる恐れがあるほど影響の大きな法人は5月末時点で196法人ある。国の管理下で再建を進める北海道夕張市のようにもなにかねない。

このうち124法人が今後の方針を「存続」もしくは「未定」としている裏には、自由な財政運営を維持したいとの本音も透けて見える。三セク処理は政治に左右される面もある。総務省関係者は「(首長や地方議員の選挙が集中する)統一地方選の前後は処理が進まない」と明かす。利害関係者への配慮から政治家が踏み込みにくいとの見方だ。実際、前回の統一地方選があった11年度の三セク債の許可件数は前の年度より8件少ない23件。13年度は期限直前の駆け込みもあり、7月末時点で64件に伸びている。

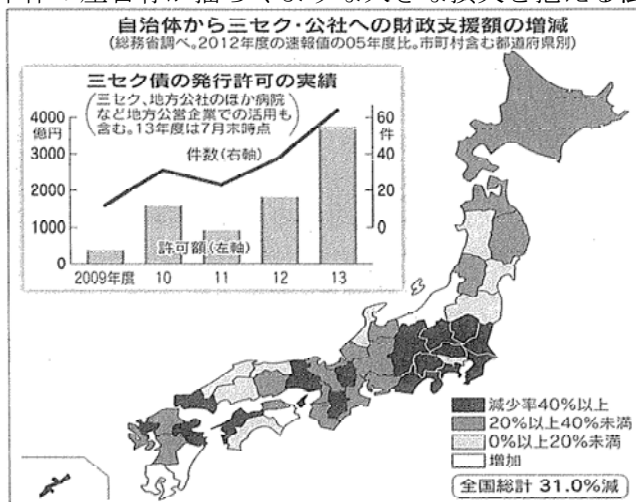


表-13 第三セクター等改革推進債に係る許可額

団体名 (地方自治体名)	対象法人、 公営企業会計等名	処 理	許 可 額 (百万円)	償還期 間(年)	年度 平成
青森県むつ市	用地造成事業会計	廃止	1,367.9	10	21
青森県五所川原市	公立金木病院組合病院事業	廃止(広域連合化)	942.0	10	23
青森県中泊町	公立金木病院組合病院事業	廃止(広域連合化)	628.0	10	23
青森県鱒ヶ沢町	町立中央病院事業会計	廃止(広域連合化)	975.0	15	23
青森県鶴田町	町立中央病院事業会計	廃止(広域連合化)	700.0	10	23

青森県大鰐町	大鰐地域総合開発(株)	破産	3,811.0	30	23
青森県大鰐町	(財)大鰐町開発公社	破産	2,806.0	30	23
青森県	(社)青い森農林振興公社	民事再生	13,002.0	10	25
青森県黒石市	土地開発公社	解散	1,072.6	10	25
青森県五所川原市	土地開発公社	解散	819.0	10	25
青森県鱒ヶ沢町	土地開発公社	解散	24.0	10	25
青森県東通村	土地開発公社	解散	468.3	10	25

○第三セクター等改革推進債(三セク債)：地方自治体の財政健全化の一環で2013年度まで

表一14 標準財政規模(B)に対する第三セクターへの債務保証・損失補償の総額(A)の割合

令和元 年度	債務保証	損失補償	計：百万円 A	標準財政規模 百万円 B	A/B ：%	
深浦町	0	71	71	4,412	1.6	(株)ふかうら開発
大鰐町	0	93	93	3,529	2.6	土地開発公社
田舎館村	0	37	37	2,400	1.5	(株)アイナック
板柳町	0	155	155	3,897	4.0	りんごワーク研究所
野辺地町	41	0	41	3,835	1.1	土地開発公社
青森県	0	2,558	2,558	380,443	0.7	道路公社など

上記以外の自治体では債務保証、損失補償を実施していません。

【数値の出所：財政状況資料集と市町村別決算状況調、総務省】

第三セクター等に係る財政的リスクの状況

【出典：総務省、令和2年12月24日付け報道資料】

- 第三セクター等は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。
- 総務省では、第三セクター等について地方公共団体が有するこのような財政的リスクの状況の「見える化」を推進するため、地方公共団体が一定の関与している第三セクター等について、その財務状況や地方公共団体の財政的支援の状況について毎年度調査し、結果を団体・法人別に公表しています。
- 本調査は、**令和元年度決算**における、次の法人を対象に調査をしたものです。
 - ① 地方公共団体が損失補償・債務保証、貸付(長期・短期)を行っている法人
 - ② 債務超過法人であって、当該地方公共団体の出資割合が25%以上
 ※ ①と②の法人は重複する場合があります。
- 本資料のデータは、令和2年3月31日時点のデータです。
- なお、①や②のうち、特に地方公共団体に相当程度の財政的リスクが存在する第三セクター等に関しては、当該第三セクター等と関係する地方公共団体に対し、経営健全化方針の策定と、それに基づく取組の着実な実施を要請しています。
 - ※「第三セクター等」：第三セクター及び地方三公社
 - ※「第三セクター」：地方公共団体が出資又は出えんを行っている一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を含む。)並びに会社
法法人
 - ※「地方三公社」：地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社

- 詳細は別紙「第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況に関する調査結果」のとおりです。

【調査結果の概要】

1. 調査対象法人数

- 令和元年度決算における調査対象となる法人数は、1,112法人(前年度比▲49法人)となっており、内訳は、第三セクターが668法人(同▲29法人)、地方三公社が444(同▲20法人)となっています。

2. 調査結果

(1) 経営健全化方針の策定を要する法人数

調査対象法人数1,112法人のうち **I 債務超過の法人数は222法人**、**II (1) 事業内容に応じて資産を時価で評価した場合に債務超過となる法人は8法人**、**II (2) 土地開発公社393法人のうち債務保証等を付した借入金によって取得された土地で保有期間が5年以上の土地の簿価総額が当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社は25法人**となっています。

また、**III 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の合計額の割合が、実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人は45法人**となっています。

(2) 経営健全化方針の策定を要する団体数

(1)の **I から III** の各要件に該当する法人と関係を有する地方公共団体は、「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」(令和元年7月23日付け総財公第19号)に基づく経営健全化方針の策定対象となります。

経営健全化方針の策定を要する団体数は次のとおりです。

I 債務超過の法人は238団体

II (1) 事業の内容に応じて資産を時価で評価した場合に債務超過となる法人は8団体

II (2) 土地開発公社のうち債務保証等を付した借入金によって取得された土地で保有期間が5年以上の土地の簿価総額が当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社は25団体となっています。

また、**III 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の額の割合が実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人は49団体**となっています。

以上の合計(**I から III** の重複を除く)は、延べ295団体(前年度比 ▲16団体(新規対象団体37、対象外となった団体53))となっています。

表-15 経営健全化方針の策定を要する団体数

単位：団体数

令和元年度	全 体 数	経営健全化方針策定要件該当状況				
		I 債務超過 法 人	II (1) 時価評価で 債務超過 ※1	II (2) 土地開発公 社 ※2	III 早期健全化 基準相当以 上 ※3	
	団体数 (構成比)	団体数 (構成比)	団体数 (構成比)	団体数 (構成比)	団体数 (構成比)	
第三セクター	763(61.9%)	207(87.0%)	2(25.0%)	—	14(28.6%)	
社団・財団法人	314(25.5%)	29(12.2%)	0(0.0%)	—	12(24.5%)	
会社法法人	449(36.4%)	178(74.8%)	2(25.0%)	—	2(4.1%)	
地方公社	470(38.1%)	31(13.0%)	6(75.0%)	25(100.0%)	35(71.4%)	
地方住宅供給公社	30(2.4%)	6(2.5%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	
地方道路公社	31(2.5%)	2(0.8%)	0(0.0%)	—	7(14.3%)	
土地開発公社	409(33.2%)	23(9.7%)	6(75.0%)	25(100.0%)	28(57.1%)	
計	1,233 (100.0%)	238 (100.0%)	8 (100.0%)	25 (100.0%)	49 (100.0%)	
全体比	1,233/1,233 (100.0%)	238/1,233 (19.3%)	8/1,233 (0.6%)	25/409 (6.1%)	49/1,233 (4.0%)	
参考	平成30年度 平成29年度	1,286 250 219	250 7 219	7 2	33 32	53 53

※1：事業の内容に応じて資産を時価で評価した場合に債務超過となる法人

※2：土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社

※3：当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の合計額の割合が実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人
(損失補償・債務保証付債務残高+短期貸付金)÷標準財政規模

実質赤字の早期健全化基準・・・道府県3.75%(東京都5.47%)、市区町村11.25~15.00%

注1：一法人に対して複数の地方公共団体が財政的支援や出資を行っている場合、関係を有する地方公共団体ごとに1団体として計上。

注2：同一地方公共団体で複数の法人に対して、財政的支援や出資を行っている場合、当該法人ごとに1団体として計上。

(3) 生活保護費等について

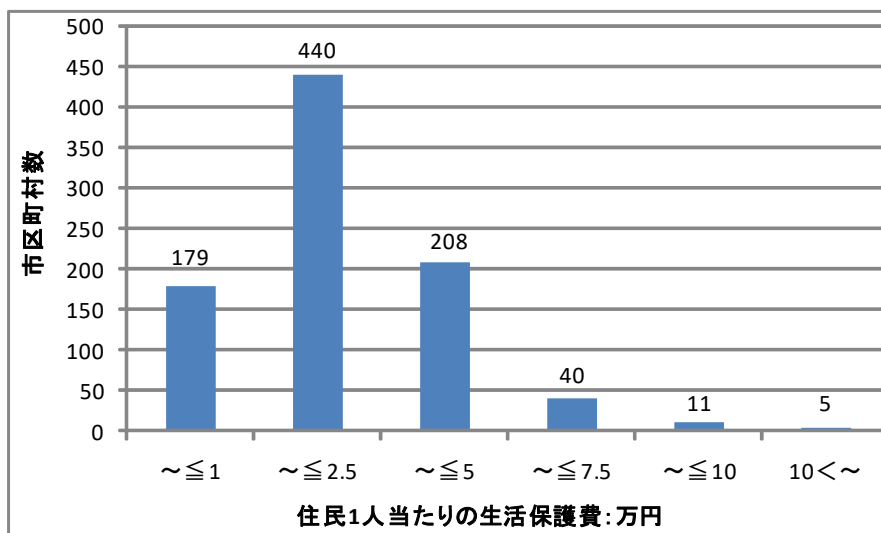


図-14 住民基本台帳掲載人口(日本人)1人当たりの生活保護費の分布(令和元年度)

【数値の出所は、総務省、令和元年度市町村別決算状況調】

(全国1,741市区町村のうち、給付しているのは883市区町村、ゼロが858町村)

(生活保護費の総額は3兆7,231億円(27年度は3兆8,121億円))

表-17 住民基本台帳掲載人口(日本人)1人当たりの生活保護費 上位50市区町村

市区町村名 令和元年度	生活保護費 万円/人	順位	市区町村名 令和元年度	生活保護費 万円/人	順位
東京都台東区	11.4	1	沖縄県沖縄市	6.6	26
大阪府大阪市	11.3	2	大分県別府市	6.6	27
鹿児島県奄美市	11.0	3	高知県高知市	6.5	28
福岡県田川市	10.6	4	北海道旭川市	6.4	29
高知県室戸市	10.1	5	東京都葛飾区	6.2	30
福岡県嘉麻市	9.8	6	東京都豊島区	6.2	31
大阪府門真市	9.5	7	福岡県宮若市	6.2	32
北海道函館市	8.5	8	東京都江戸川区	6.1	33
北海道釧路市	8.2	9	東京都北区	6.0	34
北海道歌志内市	8.1	10	大阪府堺市	6.0	35
大阪府守口市	7.8	11	北海道苫小牧市	6.0	36
東京都新宿区	7.7	12	大阪府寝屋川市	5.9	37
兵庫県尼崎市	7.7	13	兵庫県神戸市	5.7	38
北海道小樽市	7.6	14	東京都清瀬市	5.7	39
福岡県飯塚市	7.6	15	大阪府岸和田市	5.7	40
沖縄県那覇市	7.6	16	東京都立川市	5.7	41
東京都足立区	7.4	17	京都府京都市	5.6	42
大阪府東大阪市	7.2	18	福岡県直方市	5.6	43
北海道三笠市	7.1	19	北海道赤平市	5.6	44
東京都荒川区	7.0	20	北海道夕張市	5.5	45
北海道札幌市	6.9	21	福岡県中間市	5.5	46
北海道室蘭市	6.9	22	大阪府八尾市	5.5	47
福岡県大牟田市	6.8	23	福岡県福岡市	5.4	48
東京都板橋区	6.7	24	東京都中野区	5.3	49
東京都墨田区	6.6	25	高知県須崎市	5.3	50

【数値の出所は、総務省、令和元年度市町村別決算状況調】

表-18 各市町村における生活保護費

令和元 年 度	住民基本 台帳人口 A	生活保護費 百万円 B	B/A 万円/人	H30	H26	令和元 年 度	B/A 万円/人	
青森市	280,124	14,277	5.1	5.1	5.1	青森市	5.1	1
弘前市	169,352	7,329	4.3	4.3	4.2	むつ市	4.5	2
八戸市	226,515	7,164	3.2	3.2	3.1	弘前市	4.3	3
黒石市	32,945	1,208	3.7	3.7	3.5	五所川原市	4.1	4
五所川原市	53,848	2,229	4.1	4.1	3.9	黒石市	3.7	5
十和田市	60,728	2,163	3.6	3.5	3.0	十和田市	3.6	6
三沢市	39,091	1,054	2.7	2.6	2.1	つがる市	3.4	7
むつ市	56,632	2,522	4.5	4.4	4.0	八戸市	3.2	8
つがる市	31,898	1,071	3.4	3.5	3.3	三沢市	2.7	9
平川市	31,029	785	2.5	2.8	2.8	平川市	2.5	10
平内町	10,833	0	0.0	0.0	0.0	三戸町	0.0	11
今別町	2,573	0	0.0	0.0	0.0	鶴田町	0.0	12
蓬田村	2,761	0	0.0	0.0	0.0	おいらせ町	0.0	13
外ヶ浜町	5,864	0	0.0	0.0	0.0	平内町	0.0	14
鱒ヶ沢町	9,698	0	0.0	0.0	0.0	今別町	0.0	15
深浦町	7,994	0	0.0	0.0	0.0	蓬田村	0.0	16
西目屋村	1,359	0	0.0	0.0	0.0	外ヶ浜町	0.0	17
藤崎町	14,954	0	0.0	0.0	0.0	鱒ヶ沢町	0.0	18
大鰐町	9,391	0	0.0	0.0	0.0	深浦町	0.0	19
田舎館村	7,775	0	0.0	0.0	0.0	西目屋村	0.0	20
板柳町	13,431	0	0.0	0.0	0.0	藤崎町	0.0	21
鶴田町	12,682	0.014	0.0	0.0	0.0	大鰐町	0.0	22
中泊町	10,822	0	0.0	0.0	0.0	田舎館村	0.0	23
野辺地町	12,961	0	0.0	0.0	0.0	板柳町	0.0	24
七戸町	15,365	0	0.0	0.0	0.0	中泊町	0.0	25
六戸町	10,945	0	0.0	0.0	0.0	野辺地町	0.0	26
横浜町	4,380	0	0.0	0.0	0.0	七戸町	0.0	27
東北町	17,300	0	0.0	0.0	0.0	六戸町	0.0	28
六ヶ所村	10,125	0	0.0	0.0	0.0	横浜町	0.0	29
おいらせ町	25,029	0.007	0.0	0.0	0.0	東北町	0.0	30
大間町	5,220	0	0.0	0.0	0.0	六ヶ所村	0.0	31
東通村	6,320	0	0.0	0.0	0.0	大間町	0.0	32
風間浦村	1,853	0	0.0	0.0	0.0	東通村	0.0	33
佐井村	1,956	0	0.0	0.0	0.0	風間浦村	0.0	34
三戸町	9,835	0.022	0.0	0.0	0.0	佐井村	0.0	35
五戸町	16,947	0	0.0	0.0	0.0	五戸町	0.0	36
田子町	5,381	0	0.0	0.0	0.0	田子町	0.0	37
南部町	17,829	0	0.0	0.0	0.0	南部町	0.0	38
階上町	13,334	0	0.0	0.0	0.0	階上町	0.0	39
新郷村	2,415	0	0.0	0.0	0.0	新郷村	0.0	40
40市町村	1,269,494	39,803	3.1			40市町村	3.1	
H30年度	1,287,029	40,505	3.1					
H29年度	1,303,668	40,066	3.1					
H26年度	1,349,355	40,680	3.0					

住民基本台帳人口は日本人のみの値。

数値の出所は、市町村別決算状況調(総務省)

注1) 生活保護費の負担は国が4分の3で、自治体が4分の1。

注2) 令和3年6月末現在、全国の被保護世帯総数は1,639,469世帯(被保護実人員は2,039,038人)、その内、高齢者世帯が909,879帯(55.5%)、障害者世帯が207,801世帯(12.7%)、傷病者世帯が194,603世帯(11.9%)、母子世帯が71,451世帯(4.4%)、その他の世帯が247,935世帯(15.1%)である。

【出典：厚生労働省、令和3年9月1日付け資料「生活保護の被保護者調査(令和3年6月概数)」】

高齢者世帯：男女とも65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

母子世帯：死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯をいう。

障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、身体障害、知的障害等の心身の障害のために働けない者である障害者世帯をいう。

その他の世帯：上記のいずれにも該当しない世帯をいう。

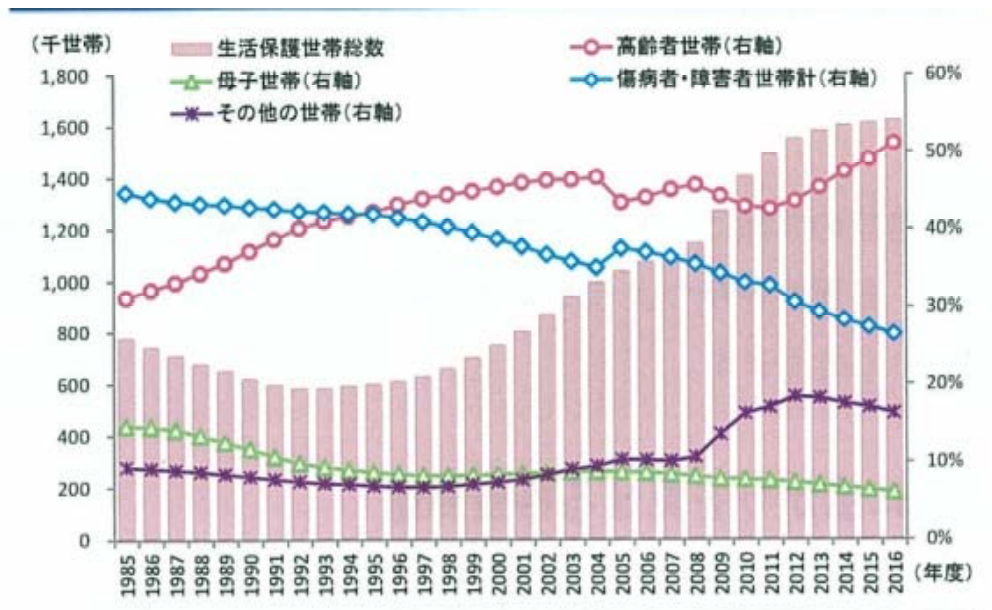


図-15 生活保護世帯の推移(1985年度～2016年度)

【出典：菅原佑香(大和総研政策調査部研究院)、格差がもたらす貧困と家族形成の課題、2017年5月31日】

- 生活保護世帯は、高齢者世帯を中心として、1990年代後半から増加し始め、2014年度には160万世帯にまで増加しています。内訳をみると、「母子世帯」や「傷病者・障害者世帯」の割合は低下している一方、「その他の世帯(高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯のいずれにも該当しない世帯)」の上昇が目立ってきており、2012年度ピークに多少低下したものの、2016年4月時点で生活保護世帯の16.3%を占めています。「その他の世帯」で生活保護の受給者が増えた原因として、リーマン・ショック後の深刻な不況や東日本大震災が考えられます。最も、「2009年3月以降に次々と出された厚生労働省の各通知によって、以前は生活保護申請が難しかった稼働能力層が多く含まれる『その他の世帯』の生活保護受給の基準が、大幅に緩和されることとなった」との指摘もあります。いずれにせよ、「その他の世帯は」それ以外の世帯に比べて、就労できる可能性や所得を増やせる可能性が比較的高いと考えられますから、そうした方々への就労支援や増収支援が重要な政策課題です。

【出典：菅原佑香(大和総研政策調査部研究院)、格差がもたらす貧困と家族形成の課題、2017年5月31日】

表-19 市町村別、住民(日本人)1人当たりの老人福祉費、児童福祉費など

住民1人当たりの 下水道会計操出費 千円/人 令和元年度			住民1人当たりの 学校給食費 千円/人 令和元年度		住民1人当たりの 老人福祉費 千円/人 令和元年度		住民1人当たりの 児童福祉費 千円/人 令和元年度	
佐井村	65.2	1	鶴田町	45.1	外ヶ浜町	75.4	横浜町	291.9
新郷村	62.5	2	東通村	20.1	今別町	75.4	六ヶ所村	119.2
六ヶ所村	59.2	3	六ヶ所村	15.7	風間浦村	72.1	西目屋村	106.8
鶴田町	32.8	4	西目屋村	15.3	大間町	67.4	東北町	82.1
六戸町	31.2	5	横浜町	13.0	新郷村	65.7	六戸町	80.1
西目屋村	31.0	6	外ヶ浜町	12.4	蓬田村	65.2	十和田市	77.5
平内町	30.4	7	田子町	12.2	佐井村	63.2	田舎館村	75.2
おいらせ町	29.4	8	新郷村	11.6	横浜町	62.7	おいらせ町	73.9
東通村	27.4	9	田舎館村	11.2	深浦町	59.7	鶴田町	71.7
鱒ヶ沢町	26.3	10	藤崎町	11.1	南部町	58.9	三沢市	71.7
大間町	25.6	11	つがる市	10.5	西目屋村	55.6	七戸町	70.8
大鰐町	23.6	12	おいらせ町	9.8	田子町	54.4	平川市	69.2
外ヶ浜町	23.6	13	平内町	9.7	東通村	53.6	全国平均	68.9
板柳町	22.9	14	三沢市	9.4	大鰐町	53.0	つがる市	68.3
つがる市	22.3	15	五戸町	8.8	中泊町	49.3	藤崎町	68.3
東北町	22.3	16	階上町	8.8	七戸町	48.0	弘前市	67.9
藤崎町	19.5	17	三戸町	8.5	鱒ヶ沢町	46.7	黒石市	67.1
田舎館村	19.3	18	南部町	8.5	三戸町	46.3	40市町村	65.9
平川市	19.0	19	八戸市	8.3	東北町	46.0	青森市	65.2
三沢市	19.0	20	中泊町	8.3	つがる市	44.0	五所川原市	64.8
七戸町	17.9	21	五所川原市	8.2	平内町	43.8	五戸町	64.2
十和田市	17.1	22	鱒ヶ沢町	8.1	六ヶ所村	43.6	八戸市	61.8
南部町	16.8	23	平川市	8.1	鶴田町	42.5	むつ市	61.1
五戸町	16.4	24	今別町	8.1	五戸町	42.2	平内町	60.2
深浦町	15.0	25	大鰐町	8.0	野辺地町	39.4	東通村	59.4
八戸市	15.0	26	青森市	8.0	六戸町	38.7	新郷村	58.1
40市町村	14.5	27	40市町村	7.9	板柳町	37.7	鱒ヶ沢町	55.0
むつ市	14.0	28	蓬田村	7.7	藤崎町	37.3	田子町	54.8
三戸町	11.7	29	野辺地町	7.5	平川市	37.2	階上町	51.3
全国平均	11.7	30	深浦町	7.5	五所川原市	37.1	蓬田村	51.3
階上町	11.7	31	全国平均	6.5	40市町村	36.2	野辺地町	51.1
黒石市	11.6	32	弘前市	6.5	黒石市	35.0	板柳町	50.9
弘前市	11.5	33	むつ市	4.5	田舎館村	34.8	三戸町	50.1
青森市	8.2	34	七戸町	4.3	むつ市	34.0	中泊町	49.2
五所川原市	7.4	35	東北町	4.2	青森市	33.6	深浦町	48.8
中泊町	5.1	36	板柳町	4.2	弘前市	33.1	風間浦村	48.6
横浜町	4.1	37	十和田市	4.0	全国平均	31.7	大間町	45.9
野辺地町	2.3	38	六戸町	3.9	八戸市	31.6	南部町	44.8
今別町	0.0	39	黒石市	2.5	階上町	31.1	大鰐町	44.5
蓬田村	0.0	40	佐井村	0.2	十和田市	31.0	佐井村	38.7
風間浦村	0.0	41	大間町	0.1	三沢市	29.5	今別町	35.8
田子町	0.0	42	風間浦村	0.0	おいらせ町	26.9	外ヶ浜町	27.8

全国平均とは、東京23区を除く1,718市町村での値

19年度	: 13.7	5.4	20.9	35.7
27年度	: 13.1	6.1	28.5	56.5
29年度	: 12.8	6.4	30.2	61.5
30年度	: 11.8	6.3	30.5	65.2

- 平成29年4月時点で、給食無償化は全国で55市町村、青森県では七戸町、六ヶ所村、南部町、新郷村の4町村が実施しています。(出典：H28, 12/19付け朝日新聞)

令和元年度 単位は千円	青森県下 の市町村	全市町村 東京23区を除く
民生費	234,069,910	19,722,559,179
社会福祉費	64,631,417	5,045,460,179
老人福祉費	45,930,411	3,664,640,399
児童福祉費	83,660,134	7,659,203,428
生活保護費	39,803,016	3,270,541,110
学校給食費	10,067,455	765,812,334
下水道事業会計	18,427,778	1,452,560,069
日本人数	1,269,494	115,186,678

注) 赤字の全市町村とは全国の市町村(1,718)の加重平均値、

青字の40市町村とは青森県下の市町村の加重平均値
住民の数は日本人の数である。

数値の出所は市町村別決算状況調

【住民サービス競争は消耗戦？】

- 平成27年9月28日付け日本経済新聞に「住民サービス競争は消耗戦？」との見出しで、次のような記事が掲載されていました。

「ここまでやるとは」。日本標準時子午線が通り、マダコで有名な**兵庫県明石市**が7月から9月までの期間限定で展開している移住促進キャンペーンが、「刺激的だ」と周辺自治体に波紋を広げている。明石市は「県内トップクラス」とうたう子どもの医療費補助など住民サービスを他の県内市町と比較した表を掲載した市の広報誌を作成。「住まなもったいないで、明石」と題したパンフレットを市職員らが近隣市町に出向いて配布したり、神戸市内の大学で「神戸市より明石市が選ばれている理由」というテーマで泉房穂市長自身が講演したり、といった具合だ。

「住むことに特化した自治体を目指す」と言い切る泉市長。減少が続いていた人口は2013年から増加に転じた。シングルマザーなど子育て弱者への支援を厚くする一方で、企業誘致や商業地開発は隣接する神戸市などに任せる戦略。それだけに「自治体間の競争は否定しないが、協力も必要では」(久元善造神戸市長)といった声も上がる。

人口減少が続く地方ではあらゆる住民サービスを一つの基礎自治体がパッケージで提供できる時代ではなくなった。その中で各自治体は特徴を打ち出すため知恵を絞る。保育所の待機児童数から、小中学校のエアコン設置率といったものまで、近隣自治体と競う動きは全国各地でみられる。

7月に東京で開催した第39回指定都市市長会議。神戸市の久元市長が発言した東京都地方の財政格差を示した数字が話題を呼んだ。東京23区の貯金に当たる基金残高は、政令指定都市に比べ1人当たりで約4倍、借金に当たる地方債残高は同10分の1以下という圧倒的な差。これは当然、住民サービスの差につながる。この差からも明らかなように、地方での自治体間の住民サービス競争は東京一極集中の是正を目指す地方創生の観点からは外れる。競争が近隣自治体同士の消耗戦に陥ってしまうとすれば本末転倒。今後は相互補完の枠組みを作る議論に発展することが欠かせないだろう。

- 平成31年4月13日付け日本経済新聞に「子どもの医療費「無料」限界 過剰な受診招き財政圧迫」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

全国で多くの自治体が子ども医療費の無料化など助成制度を拡充するなか、大阪や神

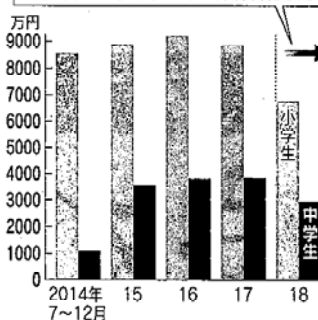
戸のベッドタウンの**兵庫県三田市**が制度縮小にカジを切った。**少子高齢化に伴う財政難や老朽インフラの改修に備えての決断**だ。子育て世代に好評だっただけに反発は残るものの、全国でも珍しい取組みは**過剰受診の抑制効果**を挙げつつある。

三田市は2018年6月まで、世帯の収入に関係なく0歳～中学3年生までの外来や入院にかかる医療費の窓口での自己負担をゼロにしてきた。7月以降は小中学生の外来を一部有料化し、市民税が非課税であるなどの低所得世帯を除き、1医療機関当たり1日最大400円を支払う。制度変更により、無料対象(生活保護世帯を除く)だった小中学制約9,200人のうち96%が負担増になった。ただ自己負担は月2日分までで、それ以上通った場合は無料のまま。制度改革は2段階で実施することを決めており、20年7月には市民税の所得割額が23万5千円以上の世帯は、外来の負担が1日800円まで増える。

医療費は患者の窓口負担を除く7～9割りを保険料や税金で賄う。窓口負担をゼロにしても、最終的に国民が仕組みを支える構造は変わらない。子ども医療費の助成制度をめぐる「無料化で過剰な受診を招き、国民負担を増やしている」(慶應義塾大の土井丈朗教授)との指摘がかねてあった。厚生労働省も過去に全自治体で高校生まで無料化した場合に約8,400億円が過剰受診で増える額だと試算していたほどだ。

兵庫・三田の子ども医療費助成額

7月1日から小中学生は一部有料化した



市の無料化見直しは子育て世帯を中心に「ほかに削るものがあるはずだ」と反発を招いたが、病院タダの風呂敷を畳んだ効果は早くも表れた。18年7～12月の市の助成件数が全体で96,444件と前年同期比で9%減った。助成金額も1億8,916万円と14%(約3,100万円)減った。中でも顕著だったのが小中学生の減少幅だ。小学生は件数で10%、金額で23%、中学生はそれぞれ15%、23%減った。森哲男市長は「無料だからとモラルハザード的な受診があったのではないかとみる。受診件数の減少で今のところ「何か問題が起きたという話は聞こえてこない」(市幹部)という。

森市長が就任したのは15年8月。無料化対象を中学生まで広げた翌月だ。当時の財政状況は14年度の市庁舎整備などの影響で厳しく、貯金に当たる基金はピーク時の251億円から約100億円に減っていた。

少子高齢化で社会保障費が膨らみ、地方交付税なくして財政が回らない自治体は多い。三田市は少子化の影響で近い将来、大規模な小中学校の再編も視野に入れている。有力な地場産業があるわけでもなく、財政難への危機感は強かった。制度縮小を決断した森市長にもう一つの懸念があった。「かつての老人医療費の無料化が頭をよぎった」。兵庫県庁幹部だった森市長は1973年に始まった国の70歳以上の医療費無料化に携わり、10年後に頓挫するまでの過程をつぶさに見てきた。「**財政のことを考えれば応分の負担は欠かせない**」。低所得世帯に配慮しながら制度の持続可能性を高める狙いだ。

子ども関連の施策が手薄なわけではない。市立の幼稚園や小中学校へのエアコン設置、妊娠・出産から就学前までの子育て相談窓口や専用ダイヤルの新設を進めた。一方で、敬老行事への補助金を廃止し、市職員の給与を2017～19年度まで2.5～5%カット、市長も17年1月から19年7月まで給与を20%カットするなど、身を削っている。今や全国各地の自治体が子ども医療費への何らかの助成制度を設けている。子育て世帯へのPR

や転入を狙って制度を拡充する動きも広がる。社会保障や財政に詳しい法政大の黒一正教授は「自治体が独自財源で助成するのを妨げるものではないが、所得や資産がなく本当に困っている人の負担を軽減するのがあるべき姿ではないか」と話す。財政面で効果が表れつつある三田市が投じた一石は小さくはない。

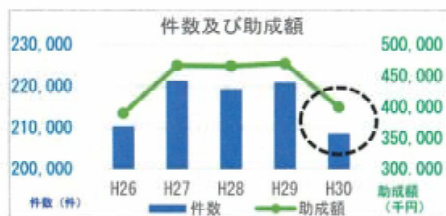
- 令和元年9月29日付け朝日新聞に「明石市が給食無償化」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

兵庫県明石市は、来年4月から中学校の給食を保護者の所得に関係なく完全無償化する方針を決めた。10月に始まる国の幼児教育・保育の無償化で市の財政負担が減るため、浮いた財源の一部をあてる。中学校給食の完全無償化は同市のような中核市では例がない。

- 将来見通しを踏まえた改革の取組例として、兵庫県三田市では、今後の財政見通りも踏まえ、0歳から中学三年生までの所得制限なしの医療費補助制度を改正し、一部について負担金を導入



(出所) 三田市「子ども医療費助成制度の改正後の取組等について」等をもとに作成



平成27年度に実施した中学生通院無償化により、助成額は4億7千万円規模となっていたが、平成30年度からの一部負担金導入により、助成額は4億円規模に戻り、件数ともに平成26年度の水準に近い数値となっている。

(出所) 三田市「子ども医療費助成制度の改正後の取組等について」

＜森 三田市長の市議会答弁＞
(平成29年3月8日)

今後の市財政状況の見通しにつきましては、…厳しい財政状況が続いていくものと見込んでおります。…医療費の無償化は、過剰な受診を招き、子育て支援医療費助成の更なる増大につながることも懸念されます。…こうした状況を踏まえ、将来に負担を先送りすることなく、制度の持続性を維持、継続できる仕組みに再構築するとともに、…集中と選択による効率的かつ効果的な事業を図っていく必要があると考えております。

【出典：財務省、令和3年4月21日開催の財政制度分科会配付資料、地方財政】

【出典：厚生労働省、令和3年9月7日付け報道発表資料「令和2年度「乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」結果について」】

結果のポイント

- ① すべての都道府県及び市区町村が乳幼児等に係る医療費の援助を実施していた。
- ② 都道府県では、通院、入院ともに就学前までの児童が最も多く、市区町村では、通院、入院ともに15歳年度末（中学生まで）が最も多かった。

表-20 市区町村における乳幼児等医療費援助の実施状況(令和2年4月1日現在)

	対 象 年 齢		所得制限		一部自己負担	
	通 院	入 院	通院	入院	通院	入院
青森市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
弘前市	15歳年度末	18歳年度末	○	○	—	—
八戸市	15歳年度末	18歳年度末	○	○	—	—
黒石市	就学前	12歳年度末	—	—	—	—
五所川原市	就学前	就学前	—	—	—	—
十和田市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
三沢市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
むつ市	就学前	15歳年度末	○	○	—	—
つがる市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
平川市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
平内町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
今別町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
蓬田村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
外ヶ浜町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
鱒ヶ沢町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
深浦町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
西目屋村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
藤崎町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
大鱧町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
田舎館村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
板柳町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
鶴田町	12歳年度末	12歳年度末	—	—	—	—
中泊町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
野辺地町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
七戸町	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
六戸町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
横浜町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
東北町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
六ヶ所村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
おいらせ町	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
大間町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
東通村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
風間浦村	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
佐井村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
三戸町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
五戸町	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
田子町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
南部町	18歳年度末	18歳年度末	○	○	—	—
階上町	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
新郷村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
青森県	就学前	就学前	○	○	○	○

【数値等の出典は、厚生労働省子ども家庭局母子保健課、令和2年度「乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」の結果について、令和3年9月7日付け】

(4) 市町村別合併算定替による普通交付税について

- 平成26年2月28日付け朝日新聞に「合併促進剤の副作用 減る交付税 自治体圧迫」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

市町村合併の「副作用」に苦しむ自治体が4月以降急増する。地方「自治」のはずなのに、最後は国頼みの構図から抜け出せない。「このままでは第二の『夕張』になる。命がけでこなししていくしかない」。2004年、1市9町村という全国有数の合併を成し遂げた新潟県佐渡島の佐渡市。市が昨年12月に見直した財政計画「佐渡市将来ビジョン」を前に、合併にも関わった近藤和義市議(60)はため息をつく。ビジョンによると13年度から19年度までに予算規模は523億円が3分の2に、公共事業費は170億円が3分の1にまで縮小する。試算の背景には4月以降、国からの仕送り削減という「合併促進剤」の副作用が本格的に出始めることがある。

市町村は合併すると役所や議会が減り、国からの「仕送り」にあたる交付税も減る。だが、国は「平成の大合併」推進のため、合併から10年間、旧市町村が受け取っていた交付税の合計額を維持する「特例」を設けた。ただ、11年目以降は5年かけて減額されるため、佐渡市では14年度から減額が始まり、19年度には13年度比で約80億円もの収入減が見込まれる。特例が切れ始めた自治体は13年度まで8だが、佐渡市のように14年度からの自治体は24に増え、15年は215、16年度には337と急増する。

合併の「アメ」として国が制度化した「借金」も、これに追い打ちをかける。佐渡市の中心部から車で南に約1時間。山間の羽茂地区では中学校校舎の建設が進む。合併推進のため、自治体の借金の返済分を7割まで国が負担する「合併特例債」を使った建て替えた。市では特例債を総額246億円使ったが、単純計算で返す特例債の残高は約70億円余りに上る。一方で合併による行政の効率化はなかなか進まない。佐渡市は人件費削減などを進めるが、面積が広いこともあり、12年4月現在で職員数は1,333人。同じ人口規模の自治体の平均職員数は884人だ。各旧町村にあった支所や図書館の統廃合は住民の猛反対で頓挫した。甲斐元也市長は「消防などどうしても切れない経費がかさむ。今のままでは交付税が減らされていけば、全国どの自治体もつぶれかねない」と話す。

- こんな自治体の不安を具体化したのが、兵庫県の丹波山地に囲まれた篠山市だ。全国の自治体職員から二つの意味で「篠山詣で」といわれ、視察が押し寄せた。かつては成功例として、今は挫折から再生としてだ。酒井隆明市長は「合併ですべてが良くなるなんて嘘ばかり。国は夢を与えすぎ」と語る。同市は99年4月、平成の大合併では初の4町村合併を実現。将来の人口増を見込み、合併特例債で144億円を借金し、輸入れんが造りの図書館や温水プール付き運動公園など「ハコモノ」を次々に建てた。当時は「バラ色の合併」として視察が相次いだ。ところが、人口はピークの4万8千人から減る一方で交付税の特例もまもなく切れる。03年度には、市の借金は年間予算の2倍強にあたる1,136億円に。職員を700人から450人にまで減らし、給与も10%をカット。五つある支所も窓口業務のみにし、常駐の正職員が1人というところもある。どん底から立ち直ろうとするノウハウを知りたいとの視察が絶えない。

「合併促進剤」を飲んだ自治体には危機感が募る。合併市の半数を超える241市は昨年10月、連絡協議会を設立。交付税の特例存続を求め、自民党国会議員や総務省に働きか

けた。国会議員も来春の統一地方選もにらみ、呼応した。・・・中略・・・

神野直彦・東大名誉教授(財政学)は「交付税制度は、国の政策誘導や補助金の地方負担分の穴埋めなど、複雑。分かりやい再配分に徹するべきだ」と指摘する。その一方で、自治体は自治体で身の丈に合った最低限のサービスとは何かを住民と徹底的に考え直し、支出にメリハリをつけなければ、地方が国に頼る構図はいつまでも変わらない。

- 平成31年4月17日付け日本経済新聞に「衰える地方 色あせた平成の分権 自治体借金200兆円に膨張」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

・・・略・・・人口減が一段と進む令和の時代に必要なのは、次世代に借金のツケ回しをせずに行政サービスを維持する「賢く縮む行政」だ。・・・略・・・

「お金を払うので引き取ってください」。埼玉県深谷市は18年12月、廃校の体育館と土地を「マイナス入札」にかけた。公共財産である土地などの払い下げは民間から対価を受け取るのが普通だ。ところが同市はお金を払って引き取り手を探す逆転の行政に出た。

落札した市内の男性は土地と施設に加え、落札額の795万円を受け取る。市は施設の管理業務をなくせるだけでなく貴重な土地を遊ばせずに有効利用することで今後10年間で固定資産税など1,700万円の税収を期待できる。深谷市は新1万円札の肖像になる渋沢栄一氏の生地。日本の産業を育てた実業家を生んだ地の改革の一步は一つのヒントになる。

- 平成の約30年間、地方の改革はなぜ失敗したのか。令和の時代の地方自治は何が必要か。関係者や識者に聞く。

兵庫県篠山市長：酒井隆明氏(2007年から現職で64歳)

合併は必要だったと今でも思う。(兵庫県篠山市になった)旧4町は同じ郡で、エリアとしてまとまりがある。一つになって行政を進めるのは効率的だし、よい街づくりができる。しかし合併すると、今までできなかったことがみんなできるとバラ色の夢を抱いてしまった。特例債もあり、間違った認識があった。合併したら有利に大きな事業ができるんだと錯覚した。・・・略・・・(2007年に)市長に就任した当時、財政難の状況が明らかにされていなかった。ただ新聞では財政が厳しく借金が多いと報道されていた。ありのままの情報公開と住民参画を公約に掲げた。

まず市民会議をつくって市民から提案してもらった。このままでは毎年15億円くらい足りなくなるから、行政も市民もみんなが負担を分かち合うという結論になった。それに基づいて市が再生計画を立てた。職員給与の1割削減や施設の休館などを決めた。

再生計画は毎年の収支のバランスをとるのが目標で今年度末にほぼ達成できる見込みだ。しかしこれからも財政が厳しいのは間違いない。今でも(借金返済額の多さを示す)実質公債費比率は県内で1、2の高さだ。

どうしても国からの交付税に頼っているが、国も1千兆円超の借金がある。いつまでも国がお金を出してくれるとは限らない。今の安倍政権は積極的だが、これから先も続くとは思えない。やはり大きなハード事業は歯止めをかけておく必要がある。1億円以上の投資事業は再生計画推進委員会という市民の会のOKをもらわないとできない仕組みにした。どうしても選挙で選ばれる市長や議員は甘くなる。

表-21 市町村別合併算定替による普通交付税の増加額の推計

	令和元年度						合併算定替 増加額	
	交付 基準額	普通 交付税	合併算 定替増 加額	割増率	経 常 一般財 源		平成25 年 度	平成28 年 度
	A	B	B-A C	C/A	D	C/D	百万円	百万円
	百万円	百万円	百万円	%	百万円	%	百万円	百万円
青森市	24,257	24,382	125	0.5	67,690	0.2	727	406
弘前市	17,817	17,902	85	0.5	43,645	0.2	1,236	422
八戸市	13,734	13,809	76	0.6	55,094	0.1	755	370
五所川原市	9,887	9,920	33	0.3	17,596	0.2	1,232	396
十和田市	8,778	8,818	40	0.5	18,631	0.2	735	342
むつ市	9,184	9,195	11	0.1	17,885	0.1	1,909	629
つがる市	8,770	8,912	142	1.6	13,085	1.1	2,492	1,020
平川市	6,475	6,625	151	2.3	10,693	1.4	1,239	568
外ヶ浜町	2,815	2,849	34	1.2	4,093	0.8	662	159
深浦町	3,396	3,407	12	0.4	4,713	0.3	505	176
藤崎町	3,032	3,067	36	1.2	4,831	0.7	577	232
中泊町	3,275	3,288	12	0.4	4,753	0.3	528	169
七戸町	3,561	3,586	25	0.7	6,609	0.4	591	221
東北町	4,159	4,178	19	0.5	6,729	0.3	620	227
おいらせ町	2,913	2,978	65	2.2	6,621	1.0	572	240
五戸町	3,797	3,845	48	1.3	6,098	0.8	532	212
南部町	4,286	4,545	259	6.0	7,100	3.6	1,158	592
17市町	130,136	131,306	1,173	0.9	295,866	0.4	16,070	6,381

平成25年度における合併算定替増加額の17市町合計額：16,070百万円
 平成26年度における合併算定替増加額の17市町合計額：14,415百万円
 平成27年度における合併算定替増加額の17市町合計額：10,772百万円
 平成28年度における合併算定替増加額の17市町合計額：6,381百万円
 平成29年度における合併算定替増加額の17市町合計額：3,720百万円
 平成30年度における合併算定替増加額の17市町合計額：2,435百万円

注) 交付基準額は基準財政需要額と基準財政収入額の差

【数値の出所は市町村別決算状況調、総務省】

【市町村合併の年月日】

(五戸町：H16.7.1)、(十和田市：H17.1.1)、(つがる市：H17.2.11)
 (むつ市：H17.3.14)、(五所川原市：H17.3.28)、(外ヶ浜町：H17.3.28)
 (中泊町：H17.3.28)、(藤崎町：H17.3.28)、(八戸市：H17.3.31)
 (深浦町：H17.3.31)、(七戸町：H17.3.31)、(東北町：H17.3.31)
 (青森市：H17.4.1)、(平川市：H18.1.1)、(南部町：H18.1.1)
 (弘前市：H18.2.27)、(おいらせ町：H18.3.1)

【算出方法：(株)日本政策投資銀行地域企画部、平成25年11月、「合併市町村が直面する
 財政上の課題】

決算カードの「普通交付税決算額」と「基準財政需要額と基準財政収入額の差額(一本算定による普通交付税額)」を比較し、「普通交付税決算額」が「基準財政需要額と基準財政収入額の差額」を上回った額を合併算定替による普通交付税の増加額とした。したがって、推計値には臨時財政対策債振替分を含んでいない。また、決算カードの基準財政需要額と基準財政収入額は錯誤額を除いた額であるため、実際の合併算定替による普通交付

税の増加額とは一致しない場合がある。なお、経常一般財源の額として、決算カードの「経常一般財源等」の合計額を使用した。

○ 小西砂千夫氏は「地方財政の知恵袋(平成30年9月5日発行、ぎょうせい)」で、**市町村の姿の変化に応じた算定**について、次のように述べています。

市町村合併をした団体には、財政優遇措置として**算定替えの特例**があります。その特例期間が終わると、今度は、**市町村の姿の変化に対応した算定が導入**されました。それらにはどのような意味があるのでしょうか。

そもそも普通交付税の基準財政需要額は、その団体の態様に応じて財政需要を中立的あるいは客観的に算定することが基本となる考え方です。財政需要には、一種の**規模の経済性が働くもの**があるので、市町村合併で、市町村の人口規模が大きくなると、それをひとつ市町村として算定すれば、結果的に、人口あたりの基準財政需要額は小さくなるので、普通交付税の交付額は減額されます。合併すると交付税は減って損ではないとなる気持ちは分かるが、財政需要を中立的あるいは客観的に算定するというのは考え方の基本です。その点は動かし難いものがあります。

それでは、合併市町村での**算定替えの特例とは何か**。市町村合併をしても、一つ市町村として機能するには、さまざまな**移行コスト**がかかります。さりとて、移行コストを客観的に見積もることも難しい。そこで、合併してすぐに普通交付税を一本算定にせず、旧市町村ごとに基準財政需要額を算定してそれと基準財政収入額の差額を基盤として普通交付税を交付する(正確には一本算定と比較して多くなる額を交付する)というのが合併算定替えの特例です。**従前は特例期間を5年**としてきました。それを平成の合併では**10年間**としました。5年だと合併の障害除去の程度ですが、10年だと優遇という感じが出ます。それでも10年が経過すれば、5年間の経過期間を経て、普通交付税は一本算定に向けた減額が始まります。平成の合併を行った団体からは、減額を緩和してほしいとの声が上がりました。とはいえ、地方交付税の考え方の趣旨を変えるようなことはできません。一方、平成の合併は大規模なものでしたから、面積が広がって、人口密度の小さな市町村が誕生しました。そうした市町村の姿の変化に対応して、客観的に算定することは、地方交付税の算定の趣旨にあうものとして妥当です。**市町村の算定の基本となる標準団体の人口は10万人のままですが、面積は広く設定**され直しました。結果的に、合併団体では、一本算定によって減額されたはずの額の一部が回復した面はありますが、算定の方法の見直しですので、非合併団体にも効果は一部及んでいます。

算定の見直しの代表的なものは、平成26年度から実施されたい支所に着目した財政需要の捕捉です。その役割は、「住民サービスの維持・向上、コミュニティの維持管理やい災害対応等に重要な役割を果たしている」として重要だという認識に基づくものです。また、平成27年度から開始されたのが、**消防費と清掃費**について、標準団体の面積の見直しに伴う単位費用の見直しと、人口密度等による需要の割増しです。離島についてはそれに係る増嵩経費の見直しを行っています。それらの見直しの影響額は、**合併算定替えの終了によって一本算定との差額として生じる額の7割程度**であると見積もられています。

(5) 平成21年度から令和元年度における市町村民税(個人分)の推移

2009(平成21)年度から2019(令和元)年度における市町村民税(個人分)の推移

○ 令和3年7月3日付け日本経済新聞に「原石磨き住民税増やす、8町村、人口減でも30位以内」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

産業が空洞化する地方で住民からの税収を増やした自治体がある。住んでいる市区町村に納められる個人住民税のデータを分析すると、農業や水産で街をあげた工夫が実った自治体が目立つ。人口が都市へ偏る中で、住民の稼ぎを増やせば自治体の財源も潤い、地域の活力は高まる。

個人住民税(市町村民税個人分)は一人ひとりの所得に応じて決まる。この税収が増えたのは人口1人当たり所得か人口の増加を意味する。総務省の決算状況調べで全国1,741市区町村の2019年度の個人住民税収を09年度と比べ、増減率をランキングした。国内全体の個人住民税収は景気が回復してこの間に13%伸びた。これを上回る自治体は善戦だ。市区町村別にみると、それぞれの努力がある。上位30位の内、8町村では19年の日本人の人口が09年を下回った。

2位の北海道猿払村は人口が10年間で8%減った一方、住民税収は99%増だ。起爆剤はホタテだ。1970年代から村主導でオホーツク海沿岸に稚貝を放流、漁場を整備してきた。天敵のヒトデの駆除に力を入れ近年は天然ホタテも育ち水揚げが安定する。10年代半ばに他の産地を直撃した悪天候の影響も避けて値が上がり、輸出増加の

恩恵を受けた。北海道のホタテ輸出額は中国を中心に18年まで10年間で10倍以上になった。新型コロナウイルス禍の前は、猿払のホタテの約5割が海外に出荷されたという。

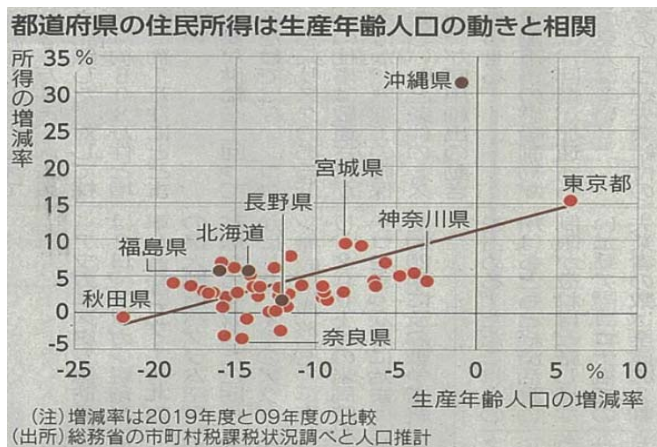
漁師らが預ける漁協の貯金残高はこの期間に70億円増えて200億円を突破。1人当たりの個人住民税収額でも全国7位に入り、東京都以外では最高だ。税収伸び率が10位だった近くの北海道枝幸町もホタテの効果だ。

6位の長野県川上村はレタスと白菜の収穫が伸びた。作付面積を広げ、温暖化を受けて暑さに強い品種に切替を進めたうえ、栽培できる期間が伸びて「二毛作の農家も増えた」(産業建設課農林係)という。

全国では生産年齢人口(15~64歳)の減少を抑えた自治体ほど、住民の所得が増える傾向がある。

順位	自治体名	住民税収の増加率	人口の増減率	税収増の理由
1	沖縄県与那国町	152%	9%	自衛隊駐屯地を誘致
2	北海道猿払村	99	▲8	ホタテ漁の収入増
3	福島県葛尾村	94	▲12	原発事故で農家が村外に出稼ぎ
4	沖縄県中城村	93	24	区画整理で転入者増
5	長野県軽井沢町	89	5	特定個人の譲渡所得増
6	長野県川上村	73	▲13	レタス・白菜生産の収入増
7	北海道二セコ町	72	3	地価上昇で不動産譲渡所得が増加
8	沖縄県八重瀬町	72	15	区画整理で転入者増
9	沖縄県与那原町	68	25	宅地造成で転入者増
10	北海道枝幸町	66	▲14	ホタテ漁の収入増

(注) 住民税収は19年度と09年度の比較。人口は19年と09年で日本人ベース。
▲はマイナス。7、8位は小数点以下で順位付け



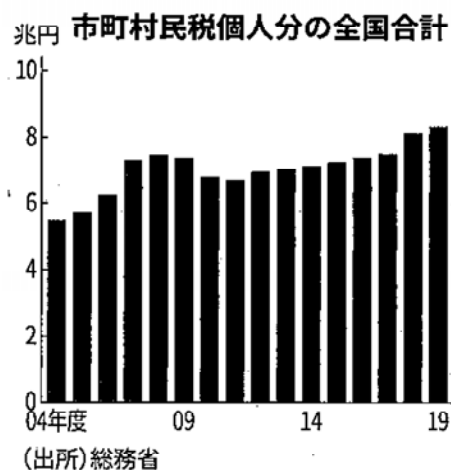
都道府県別に市区町村を合計すると、沖縄県の生産年齢の人口増加率は東京都に次ぐ2位(1%減)で、所得の増加率はトップ(31%増)だ。なかでも**中城村**は税込伸び率で全国4位に入った。サトウキビ畑が広がっていた丘に村が25年前から90haの住宅地を造成。海が見え那覇市に車で30分以内の好条件で「公務員や大企業の社員が移り住む、住民税収を押し上げている」(地元の不動産鑑定士)。医療費助成を広げ、第3子以降の保育も無償化。地元の小学校は13年の開校以来、2回増築した。

1位の沖縄県**与那国町**は16年に自衛隊駐屯地を誘致した。隊員と家族が移住して人口は1年で1割強増え「隊員は以前からの町民より所得水準も高い」(総務課)

住民税収が増えれば住民サービスに還元しやすくなる。猿払村は高校生のバス通学費用の8割を助成している。与那国町は小中学校の給食を無料にした。若者や子育て世代を手厚く支えれば、地域の活力アップという好循環が生まれやすい。20年以降は新型コロナ禍で農産物や海産物の売り上げが減り各地とも苦戦も目立つ。ただ少子高齢化は待ったなし。各地の特色を活かした工夫が必要なことに変わりない。

個人住民税とは、個人が住んでいる自治体に納める地方税。都道府県と市町村に納税する仕組みで、1人当たり計5千円を納める「均等割」と、所得に10%の税率がかかる「所得割」に分かれている。自治体による住民サービスに使われる。国に納める所得税とは別だ。

個人住民税のうち市町村民税個人分の全国合計をみると、2019年度税収は8.3兆円と09年度から約1兆円増えた。この間の景気回復が押し上げており、市町村税収の約3分の1を占めている。前年の所得に対して課税されるためリーマン・ショックの影響は10年度以降に強く表れていた。自治体にとっては人口や1人当たりの所得が増えるほど税収が増えるため、**地域活性化の指標**にもなっている。



10%の標準税率は国が定めているが、自治体が独自に条例を定めれば税率を上げたり下げたりできる。例えば**名古屋市**は12年度から市民税の所得割の税率を0.3%分、均等割を年200円分、それぞれ引き下げた。可処分所得を増やして経済を活性化する狙いという。しかし自治体にとっては税収が減るリスクがあり、全国には広がっていない。

令和元年度の地方財政の状況(出典：総務省の令和3年版地方財政白書)

市町村税の収入額は22兆8,678億円で、前年度と比べると、2.0%増(前年度4.3%増)となっている。

市町村税収入額の税目別内訳は、市町村民税が10兆7,203億円で市町村税総額の46.9%(前年度47.0%)と最も大きな割合を占め、次いで固定資産税が9兆2,860億円で40.6%(同40.5%)となっており、これら二税で市町村税総額の87.5%(同87.5%)を占めている。各税目の収入額を前年度と比べると、普通税(21兆1,338億円)は2.0%増(前年度4.5%増)となっている。普通税のうち、市町村民税については、個人分(8兆3,251億円)が

2.7%増(前年度8.5%増)、法人分(2兆3,952億円)が1.3%減(同9.1%増)となっており、市町村民税全体(10兆7,203億円)では1.8%増(同8.6%増)となっている。また、固定資産税(9兆2,860億円)は2.2%増(同0.6%増)となっている。

目的税(1兆7,340億円)は2.3%増(前年度1.4%増)となっている。目的税のうち、都市計画税(1兆3,177億円)は2.0%増(前年度1.2%増)、事業所税(3,867億円)は2.2%増(同1.9%増)となっている。

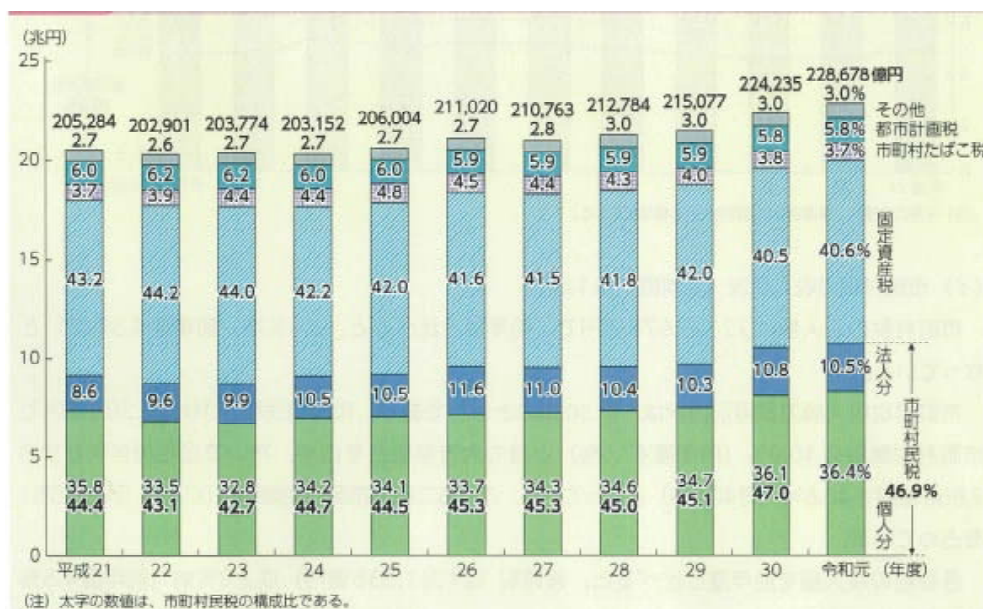


図-16 市町村税収入額の推移(出典：令和3年版地方財政白書)

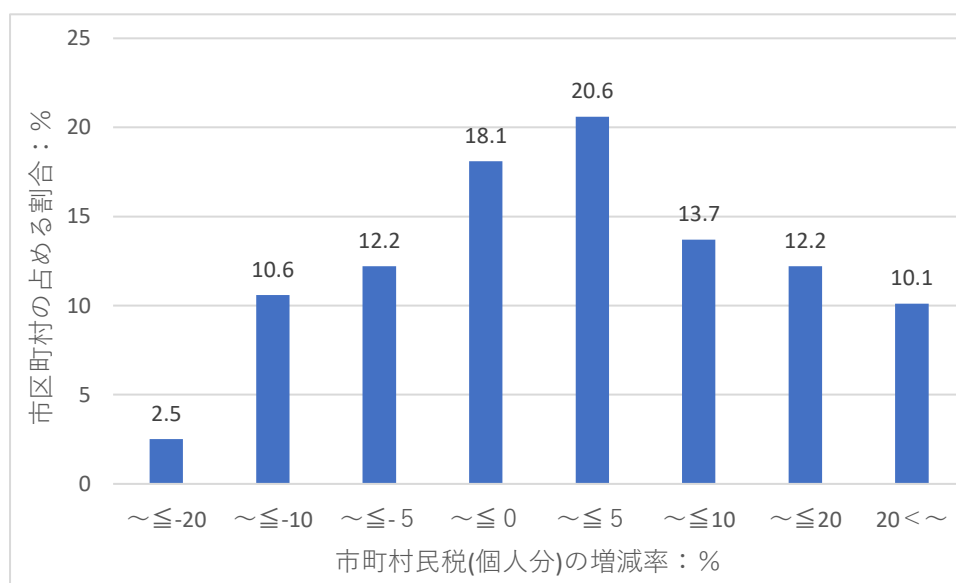


図-17 2009年度から2019年度における市町村民税(個人分)の増減率の分布
 福島県の浪江町(-55.0%)と双葉町(-64.3%)を除く1,739市区町村
 奈良県東吉野村(-38.4%(69,328→42,714千円)：年平均だと-4.7%)～
 沖縄県与那国町(151.9%(42,940→108,154千円)：年平均だと9.7%)
 増減率が0.000%は群馬県高山村のみ、加重平均は13.3(年平均だと1.3)%
 増加自治体数は985(56.6%)、減少自治体は753(43.3%)

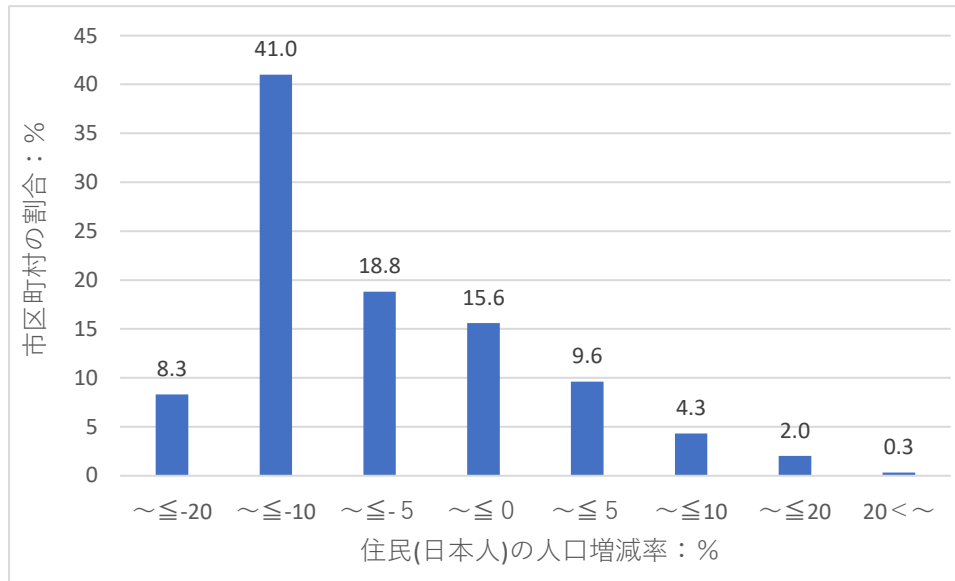


図-18 2009年度から2019年度における市区町村の人口増減率(日本人)の分布
 宮城県女川町(-39.5%(10,232→6,189人)：年平均だと-4.9%)～
 東京都中央区(39.0%(115,008→159,887人：年平均だと3.3%)
 増減率が0.000%はなし、加重平均は-2.2(年平均-0.2)%
 増加自治体数は284(16.3%)、減少自治体は1,457(83.7%)

表-22 住民と市町村民税(個人分)の増減率

H21～R01年度における増減率：%			H21～R01年度における増減率：%		
市区町村名	住民 (日本人)	市町村民税 (個人分)	市区町村名	住民 (日本人)	市町村民税 (個人分)
青森市	-8.0	-0.1	六戸町	2.6	37.5
弘前市	-7.9	7.1	横浜町	-15.6	29.8
八戸市	-6.4	7.3	平内町	-17.8	26.5
黒石市	-12.0	8.6	西目屋村	-14.7	25.8
五所川原市	-11.8	5.1	おいらせ町	-0.2	25.7
十和田市	-7.8	10.0	東通村	-14.6	25.0
三沢市	-7.4	7.4	鶴田町	-12.5	24.0
むつ市	-11.9	1.1	階上町	-9.5	19.9
つがる市	-15.4	15.9	六ヶ所村	-9.8	18.6
平川市	-9.5	10.9	板柳町	-13.4	18.1
平内町	-17.8	26.5	東北町	-12.8	17.7
今別町	-26.4	-14.1	藤崎町	-7.7	16.9
蓬田村	-16.3	11.6	つがる市	-15.4	15.9
外ヶ浜町	-24.4	-13.8	蓬田村	-16.3	11.6
鱒ヶ沢町	-20.8	1.7	平川市	-9.5	10.9
深浦町	-21.7	-8.3	中泊町	-20.1	10.4
西目屋村	-14.7	25.8	七戸町	-14.3	10.1
藤崎町	-7.7	16.9	十和田市	-7.8	10.0
大鰐町	-19.7	-3.6	南部町	-15.6	9.1
田舎館村	-8.2	6.7	黒石市	-12.0	8.6
板柳町	-13.4	18.1	大間町	-15.9	8.6

鶴田町	-12.5	24.0	野辺地町	-13.1	8.5
中泊町	-20.1	10.4	三沢市	-7.4	7.4
野辺地町	-13.1	8.5	八戸市	-6.4	7.3
七戸町	-14.3	10.1	弘前市	-7.9	7.1
六戸町	2.6	37.5	田舎館村	-8.2	6.7
横浜町	-15.6	29.8	五所川原市	-11.8	5.1
東北町	-12.8	17.7	三戸町	-18.8	4.9
六ヶ所村	-9.8	18.6	新郷村	-21.5	4.7
おいらせ町	-0.2	25.7	田子町	-20.4	4.0
大間町	-15.9	8.6	鱒ヶ沢町	-20.8	1.7
東通村	-14.6	25.0	五戸町	-14.1	1.7
風間浦村	-25.1	-17.7	むつ市	-11.9	1.1
佐井村	-21.6	1.1	佐井村	-21.6	1.1
三戸町	-18.8	4.9	青森市	-8.0	-0.1
五戸町	-14.1	1.7	大鰐町	-19.7	-3.6
田子町	-20.4	4.0	深浦町	-21.7	-8.3
南部町	-15.6	9.1	外ヶ浜町	-24.4	-13.8
階上町	-9.5	19.9	今別町	-26.4	-14.1
新郷村	-21.5	4.7	風間浦村	-25.1	-17.7

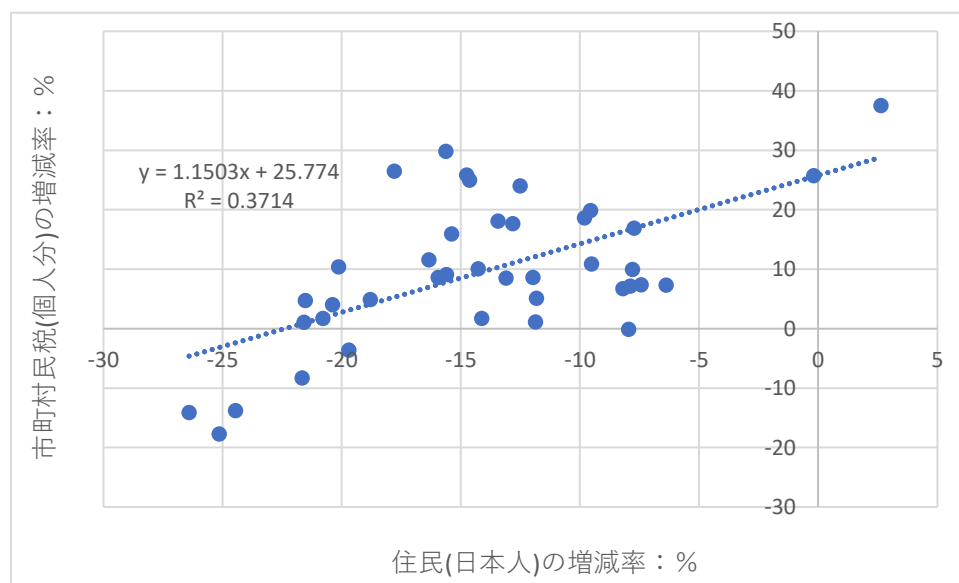


図-19 住民の増減率と市町村民税(個人分)の増減率の関係(青森県)